

令和3年第3回さつま町議会定例会会期日程

| 月  | 日  | 曜 | 日   | 程 | 備    | 考 |
|----|----|---|---|---|------|---|
| 9. | 3  | 金 | 本会議（招集日）<br>・開会<br>・会議録署名議員の指名<br>・会期の決定<br>・諸般の報告<br>・行政報告<br>・議案上程<br>・一部議案審議 |   |      |   |
|    | 4  | 土 | 休 日   |   |      |   |
|    | 5  | 日 | 休 日   |   |      |   |
|    | 6  | 月 | 本会議（2日目）<br>・一般質問（6人）   |   |      |   |
|    | 7  | 火 | 本会議（3日目）<br>・一般質問（6人）   |   |      |   |
|    | 8  | 水 | 本会議（4日目）<br>・総括質疑<br>常任委員会  |   |      |   |
|    | 9  | 木 | 休 会   |   |      |   |
|    | 10 | 金 | 休 会   |   |      |   |
|    | 11 | 土 | 休 日   |   |      |   |
|    | 12 | 日 | 休 日   |   |      |   |
|    | 13 | 月 | 休 会   |   |      |   |
|    | 14 | 火 | 休 会   |   |      |   |
|    | 15 | 水 | 休 会   |   |      |   |
|    | 16 | 木 | 休 会   |   |      |   |
|    | 17 | 金 | 休 会   |   |      |   |
|    | 18 | 土 | 休 日   |   |      |   |
|    | 19 | 日 | 休 日   |   |      |   |
|    | 20 | 月 | 休 日   |   | 敬老の日 |   |
|    | 21 | 火 | 常任委員会、議会運営委員会、全員協議会   |   |      |   |
|    | 22 | 水 | 休 会   |   |      |   |
|    | 23 | 木 | 休 日   |   | 秋分の日 |   |

| 月 | 日  | 曜 | 日           | 程 | 備 | 考 |
|---|----|---|-------------|---|---|---|
|   | 24 | 金 | 本会議（最終日）    |   |   |   |
|   |    |   | ・常任委員長報告    |   |   |   |
|   |    |   | ・議案審議       |   |   |   |
|   |    |   | ・追加議案上程     |   |   |   |
|   |    |   | ・発委         |   |   |   |
|   |    |   | ・報告         |   |   |   |
|   |    |   | ・議員派遣の件     |   |   |   |
|   |    |   | ・閉会中の継続調査の件 |   |   |   |
|   |    |   | ・閉会         |   |   |   |

令和3年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和3年 9月 3日

閉会 令和3年 9月24日

| 議案番号 | 件名  | 上程日      | 議決日      | 議決結果 | 付託委員会 |
|------|---|----------|----------|------|-------|
| 議案52 | さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について                              | R3.09.03 | R3.09.24 | 原案可決 | —     |
| 53   | 行政手続における押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について               | 〃        | R3.09.03 | 〃    | —     |
| 54   | さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 〃        | R3.09.24 | 〃    | 総務厚生  |
| 55   | さつま町工業開発等促進条例の一部改正について                              | 〃        | 〃        | 〃    | 文教経済  |
| 56   | 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）                              | 〃        | 〃        | 〃    | 2委員会  |
| 57   | 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）                      | 〃        | 〃        | 〃    | 総務厚生  |
| 58   | 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）                        | 〃        | 〃        | 〃    | 〃     |
| 59   | 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）                           | 〃        | 〃        | 〃    | 文教経済  |
| 60   | 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3-4工区工事請負契約の締結について               | 〃        | R3.09.03 | 可決   | —     |
| 61   | 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について                              | R3.09.24 | —        | —    | 決算特別  |
| 62   | 令和2年度さつま町上水道事業会計決算の認定について                           | 〃        | —        | —    | 決算特別  |
| 63   | 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について                     | 〃        | —        | —    | 決算特別  |
| 発委3  | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について            | 〃        | R3.09.24 | 原案可決 | —     |
| 報告7  | 令和2年度健全化判断比率の報告について                                 | 〃        | 〃        | 報告済  | —     |
| 8    | 令和2年度資金不足比率の報告について                                  | 〃        | 〃        | 〃    | —     |
|      | 議員派遣の件  | 〃        | 〃        | 決定   | —     |
|      | 閉会中の継続調査の件  | 〃        | 〃        | 〃    | —     |

令和3年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

|   |    |
|---|----|
| ○9月3日（第1日）  |    |
| 会議を開催した年月日及び場所  | 1  |
| 出欠席議員氏名   | 1  |
| 出席事務局職員   | 1  |
| 出席説明員氏名   | 1  |
| 本日の会議に付した事件   | 2  |
| 開 会   | 3  |
| 開 議   | 3  |
| 会議録署名議員の指名  | 3  |
| 会期の決定   | 3  |
| 諸般の報告   | 3  |
| 行政報告  | 3  |
| 議案第52号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について<br>（提案理由説明）                                     | 4  |
| 議案第53号 行政手続における押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の<br>制定について<br>（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決） | 5  |
| 議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人<br>情報の提供に関する条例の一部改正について<br>（提案理由説明）    | 6  |
| 議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について<br>（提案理由説明）                                     | 6  |
| 議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）<br>（提案理由説明）                                     | 6  |
| 議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）<br>（提案理由説明）                             | 6  |
| 議案第58号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）<br>（提案理由説明）                               | 6  |
| 議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）<br>（提案理由説明）                                  | 6  |
| 議案第60号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3-4工区工事請負契約の<br>締結について<br>（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決） | 8  |
| 散 会   | 9  |
| ○9月6日（第2日）  |    |
| 一般質問表   | 11 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 会議を開催した年月日及び場所           | 1 5 |
| 出欠席議員氏名                  | 1 5 |
| 出席事務局職員                  | 1 5 |
| 出席説明員氏名                  | 1 5 |
| 本日の会議に付した事件              | 1 6 |
| 開 議                      | 1 7 |
| 一 般 質 問                  | 1 7 |
| 上久保澄雄議員                  | 1 7 |
| 新型コロナウイルス感染症への対応について     |     |
| 小学校の再編事業に伴う登下校時の安全対策について |     |
| 防災対策の推進について              |     |
| 柏木 幸平議員                  | 2 5 |
| 大雨災害対策について               |     |
| 新改 秀作議員                  | 3 5 |
| 新型コロナウイルス感染症対策について       |     |
| 教育行政について                 |     |
| 平山 俊郎議員                  | 4 6 |
| 交通事故防止について               |     |
| 通学路の安全対策について             |     |
| 森山 大議員                   | 5 0 |
| 介護保険料について                |     |
| 買い物弱者対策について              |     |
| 人口減少対策について               |     |
| 上別府ユキ議員                  | 5 6 |
| 学校司書の雇用について              |     |
| 道路改修について                 |     |
| 散 会                      | 6 0 |

○9月7日（第3日）

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 一般質問表                   | 6 1 |
| 会議を開催した年月日及び場所          | 6 5 |
| 出欠席議員氏名                 | 6 5 |
| 出席事務局職員                 | 6 5 |
| 出席説明員氏名                 | 6 5 |
| 本日の会議に付した事件             | 6 6 |
| 開 議                     | 6 7 |
| 一 般 質 問                 | 6 7 |
| 古田 昌也議員                 | 6 7 |
| 新型コロナウイルス感染症への対応と対策について |     |
| 鶴田農産物処理加工施設について         |     |
| 川口 憲男議員                 | 7 5 |
| 農林業・商工業の推進について          |     |

|  |       |
|--|-------|
| G I G Aスクールの推進について   |       |
| 橋之口富雄議員 .....  | 8 5   |
| 災害時の情報提供について   |       |
| 有川 美子議員 .....  | 8 8   |
| 大規模災害発生時の避難及び避難所について   |       |
| 新型コロナウイルスに感染した妊婦の医療体制について  |       |
| 中村 慎一議員 .....  | 9 8   |
| 災害対策について   |       |
| 川内川洪水対策について  |       |
| 行政改革について   |       |
| 平八重光輝議員 .....  | 1 0 9 |
| 日本一やさしい町を目指すための方策について  |       |
| 役場業務の I C T化について   |       |
| 散 会 .....  | 1 1 6 |
| ○9月8日(第4日)   |       |
| 会議を開催した年月日及び場所 .....   | 1 1 7 |
| 出欠席議員氏名 .....  | 1 1 7 |
| 出席事務局職員 .....  | 1 1 7 |
| 出席説明員氏名 .....  | 1 1 7 |
| 本日の会議に付した事件 .....  | 1 1 8 |
| 議案付託表 .....  | 1 1 9 |
| 開 議 .....  | 1 2 0 |
| 議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人<br>情報の提供に関する条例の一部改正について ..... | 1 2 0 |
| (総括質疑・委員会付託)   |       |
| 議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について .....                                  | 1 2 0 |
| (総括質疑・委員会付託)   |       |
| 議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算(第6号) .....                                  | 1 2 0 |
| (総括質疑・委員会付託)   |       |
| 議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)<br>.....                       | 1 2 3 |
| (総括質疑・委員会付託)   |       |
| 議案第58号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) .....                            | 1 2 3 |
| (総括質疑・委員会付託)   |       |
| 議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算(第1号) .....                               | 1 2 3 |
| (総括質疑・委員会付託)   |       |
| 散 会 .....  | 1 2 3 |
| ○9月24日(第5日)  |       |
| 会議を開催した年月日及び場所 .....   | 1 2 5 |
| 出欠席議員氏名 .....  | 1 2 5 |

|   |       |
|---|-------|
| 出席事務局職員 .....   | 1 2 5 |
| 出席説明員氏名 .....   | 1 2 5 |
| 本日の会議に付した事件 .....   | 1 2 6 |
| 開 議 .....   | 1 2 7 |
| 議案第 5 2 号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について .....                                  | 1 2 7 |
| (質疑・委員会付託省略・討論・採決)  |       |
| 議案第 5 4 号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人<br>情報の提供に関する条例の一部改正について ..... | 1 3 0 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)  |       |
| 議案第 5 5 号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について .....                                  | 1 3 0 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)  |       |
| 議案第 5 6 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算 (第 6 号) .....                             | 1 3 0 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)  |       |
| 議案第 5 7 号 令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)<br>.....                  | 1 3 0 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)  |       |
| 議案第 5 8 号 令和 3 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) .....                       | 1 3 0 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)  |       |
| 議案第 5 9 号 令和 3 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) .....                          | 1 3 0 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)  |       |
| 議案第 6 1 号 令和 2 年度さつま町歳入歳出決算の認定について .....                                | 1 3 5 |
| (提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続調査)                                  |       |
| 議案第 6 2 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について .....                             | 1 3 5 |
| (提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続調査)                                  |       |
| 議案第 6 3 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について<br>.....                    | 1 3 5 |
| (提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続調査)                                  |       |
| 発委第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意<br>見書の提出について .....              | 1 3 9 |
| (趣旨説明・質疑・委員会付託なし・討論・採決)   |       |
| 報告第 7 号 令和 2 年度健全化判断比率の報告について .....                                     | 1 4 0 |
| (内容説明・質疑)   |       |
| 報告第 8 号 令和 2 年度資金不足比率の報告について .....                                      | 1 4 2 |
| (内容説明・質疑)   |       |
| 議員派遣の件 .....  | 1 4 2 |
| (決定)  |       |
| 閉会中の継続調査の件 .....  | 1 4 2 |
| (決定)  |       |
| 閉 会 .....   | 1 4 2 |



令和3年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

令和3年9月3日



令和3年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年9月3日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員 (なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |           |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 事務局 長  | 萩木場 一 水 君 | 議事係 長 | 竹 下 和 男 君 |
| 議事係 主査 | 西 浩 司 君   |       |           |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|          |           |         |             |
|----------|-----------|---------|-------------|
| 町 長      | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長   | 高 田 真 君     |
| 教 育 長    | 原 園 修 二 君 | 総 務 課 長 | 原 田 剛 志 君   |
| 企画政策課長   | 角 茂 樹 君   | 財 政 課 長 | 富 満 悦 郎 君   |
| 保健福祉課長   | 佐 藤 秀 樹 君 | 高齢者支援課長 | 原 田 健 二 君   |
| ふるさと振興課長 | 米 丸 鉄 男 君 | 建 設 課 長 | 野 田 真 一 郎 君 |
| 水 道 課 長  | 三 角 芳 文 君 |         |             |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 5 2 号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 6 議案第 5 3 号 行政手続における押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 4 号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5 5 号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 6 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 10 議案第 5 7 号 令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 11 議案第 5 8 号 令和 3 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 12 議案第 5 9 号 令和 3 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 6 0 号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線 3 - 4 工区工事請負契約の締結について

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第3回さつま町議会定例会を開会します。

---

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、森山大議員及び8番、新改秀作議員を指名します。

---

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月24日までの22日間に決定しました。

---

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は、省略します。なお、監査員から例月出納検査及び備品監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで諸般の報告を終わります。

---

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますけれども、この中で、7月28日の国土交通大臣災害現地調査時要望、それから8月5日の農林水産副大臣災害現地調査並びに意見交換会の豪雨災害関連につきまして、補足して御報告をいたします。

7月8日から10日にかけての豪雨災害を、これまで国、県等に対しまして、町単独によります要望等も行ってきているところでございます。

はじめに、7月28日の国土交通大臣災害現地調査時要望についてでございます。

赤羽国土交通大臣の県内での豪雨災害視察のうち、本町では、鶴田ダム再開発事業の視察が行われたところでございます。今回の豪雨で緊急放流が検討された鶴田ダムでは、平成18年7月の県北部豪雨災害後のダム再開発事業並びに河川激特事業の効果発現により、川内川本線の氾濫を防ぐことができたことについて、鶴田ダムの管理所長より説明が、まずあったところでございます。

その後、私のほうから虎居地区等の内水対策としまして、排水機場の整備、排水ポンプ車の追加配備について、また今回は、川内川の支流におけますこの河川の護岸決壊が相次いだことから、これらの抜本的改修についても要望したところでございます。

赤羽国土交通大臣からは、「国県市町で流域治水協議会を立ち上げている。その中で今後の治水対策についても、具体的対策を検討していきたい」との回答をいただいたところでございます。

次に、8月5日の農林水産副大臣災害現地調査並びに意見交換会についてでございます。

宮内農林副大臣の県内での豪雨災害視察のうち、本町では、平川地区の海老川沿いの水田への土砂流入被害の現地視察、その後本庁舎におきまして、小里衆議院議員、白石県議会議員、宮之脇町議会議員にも同席いただきまして、意見交換会を行ったところでございます。

私より、本町での農地、農業用施設、林道等の被害について報告をするとともに、今回の豪雨災害による被害は、農林業者の今後の生産意欲の減退に直結することから、農林業者の負担軽減と早期復旧などについて要望を行ったところでございます。

併せまして、ワイヤーメッシュ柵の被害が相次いだことから、この応急復旧措置として設置する電気柵への助成や、メッシュ柵復旧後のこの応急的に使いました電気柵の取扱いについても、柔軟に対応していただきますよう要望を行ったところでございます。

宮内副大臣からは、「農林業者に寄り添う形の中で、行政がしっかりサポートするという思いで対処していきたい。地域として今後の農林業をどうしていくのか検討していただいた上で、復旧に当たっていくことが大事ではないか」との回答をいただいたところでございます。

今回の要望後、8月31日には島根県の雲南市と飯南町、鹿児島県ではさつま町の1市2町が局地激甚災害、いわゆる局激に、また農地等の災害復旧につきましましては、地域を限定しない激甚災害に指定されることが閣議決定されたところでございます。

以上、7月の豪雨災害にかかる、これまでの要望活動等の御報告を申し上げましたけれども、一日でも早く被災された住民の方々の不安と生活安全の確保が図られるよう、引き続き関係機関に強く要請しながら、今後の復旧、復興作業を進めていく所存でございますので、改めて議員各位の絶大なる御協力をお願いするものでございます。

以上で、町長報告を終わります。

[町長 上野 俊市君降壇]

○議長（宮之脇尚美議員）

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第52号 さつま町過疎地域持続的発展  
計画の策定について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第52号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

「議案第52号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」でございます。

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法第8条第1項の規定に基づき、さつま町過疎地域持続的発展計画を定めようとするため提案するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○企画政策課長（角 茂樹君）

「議案第52号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっております、議案第52号に対する審議は、9月24日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第6「議案第53号 行政手続における押印見直し  
等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第53号 行政手続における押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

「議案第53号 行政手続における押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

これは、行政手続における押印見直し等に伴い関係する条例の一部を改正するため提案するものでございます。内容につきましては、総務課長に説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第53号 行政手続における押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第53号 行政手続における押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第53号 行政手続における押印見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第7「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」、日程第9「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第10「議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第11「議案第58号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第12「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」から、日程第12「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して議題とします。  
各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第54号から議案第59号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。

これは、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、「議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」でございます。

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

これは、農地農業用施設災害復旧費及び道路橋梁河川災害復旧費、林道施設災害復旧費、開発振興費、社会福祉総務費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,118万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億4,918万8,000円とするものでございます。

次に、「議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

これは、総務一般管理費に要する経費を補正しようとするもので、予算の組替えを行うものでございます。

次に、「議案第58号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

これは、介護保険給付費準備基金に要する経費及び償還金、一般会計繰出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,421万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,752万5,000円とするものであります。

最後に、「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」であります。

これは主に建設改良費の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的収入に294万1,000円を追加し、収益的収入の総額を4億2,411万7,000円とし、収益的支出から56万8,000円を減額し、収益的支出の総額を4億772万円にしようとするものでございます。

また、資本的収入及び支出において、資本的収入に650万円を追加し、資本的収入の総額を2億1,126万6,000円とし、資本的支出に4,245万円を追加し、資本的支出の総額を3億8,854万7,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

続きまして、「議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

次に、「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

続きまして、「議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（原田 健二君）

続きまして、「議案第58号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、9月8日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第13「議案第60号 地方創生道整備推進交付金  
事業川口平川線3-4工区工事請負契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13、「議案第60号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3-4工区工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第60号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3-4工区工事請負契約の締結について」であります。

これは、地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3-4工区につきまして、去る8月27日入札を執行した結果、株式会社二渡建設が落札したもので、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○建設課長（野田真一郎君）

それでは、「議案第60号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3-4工区工事請負契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第60号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3-4工区工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第60号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3-4工区工事請負契約の締結について」は、可決されました。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

9月6日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前10時24分



令和3年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

令和3年9月6日



令和 3 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問  
 令和 3 年 9 月 6 日 (第 2 日)

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者   | 質 問 事 項 ・ 要 旨   |
|-----|-------------------|---|
| 1   | (13)<br>上 久 保 澄 雄 | <p>1 新型コロナウイルス感染症への対応について</p> <p>(1) 町長は、所信表明で「安全安心な暮らし」と「町内経済の需要喚起対策を図り、更なる支援も検討」として、「円滑なワクチン接種に万全を期する」とされている。</p> <p>高齢者のワクチン接種がほぼ終わり、現在50～64歳及び12～18歳のワクチン接種が行われているが、現段階における本町のワクチン接種について、具体的にどう取り組んでいく考えであるか。</p> <p>(2) 本町の医療機関で受入れがなされた感染者数は、病状等を含めどのようになっているのか。また、保健所や医療機関と町との情報の共有化など、どのような体制がとられているのか。</p> <p>(3) 今後における住民生活の在り方や自治活動を進めていく上で、町としての基本的な姿勢と指針を示す考えはないか。</p> <p>2 小学校の再編事業に伴う登下校時の安全対策について</p> <p>通学路の整備計画と整備期間中における登下校時の安全対策について配慮する考えはないか。</p> <p>3 防災対策の推進について</p> <p>国においては、全国で頻繁に発生している河川の氾濫による災害対策として流域治水関連法の改正を行い、抜本的な治水対策を進めるとしているが、本町における町管理の河川の整備や内排水対策の強化を図る考えはないか。</p> |
| 2   | (15)<br>柏 木 幸 平   | <p>1 大雨災害対策について</p> <p>今年7月9日夜から10日朝方にかけて、紫尾山系を中心に記録的な大雨が降り、町内に甚大な被害が発生した。このことについて、次の5点について町長の考えを問う。</p> <p>(1) 今回の災害は、平成18年の豪雨災害が教訓となったのか。また、災害対策本部としての反省点はなかったか。</p> <p>(2) 今回の大雨でも内水に伴う通行止めがあった。都市下水路や道路などのインフラ整備が必要と思うが、今後どのように対応</p>   |

| <p>順 番</p> | <p>(議席番号)<br/>質 問 者</p> | <p>質 問 事 項 ・ 要 旨</p>   |
|------------|-------------------------|--|
|            |                         | <p>する考えであるか。</p> <p>(3) 川内川に流れ込む虎居の都市下水路の流末が樋門になっている。排水ポンプが配置されているにもかかわらず、内水で事業所や車両に被害が出ている。今後どのように対応する考えであるか。</p> <p>(4) 川内川支流の河川で、短い橋梁の橋げたに竹や大木等が引っ掛かり濁流をせき止め、堤防の決壊や道路の損壊の原因になっている。今後の橋梁改修や撤去等についてどのように考えているか。</p> <p>(5) 町内各地区に避難所が開設されたが、新型コロナウイルス感染症対策は万全であったか。また、避難者の不満等も聞いているが、これに対してどのように改善していく考えであるか。</p>   |
| <p>3</p>   | <p>(8)<br/>新 改 秀 作</p>  | <p>1 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) 鹿児島県に「まん延防止等重点措置」が適用され、県は独自に緊急事態宣言を発令している状況であるが、本町の現在の感染防止対策はどのようになっているか。また、今後対策をどう講じていく考えであるか。</p> <p>(2) これまでは、大人から子供への感染が主であったと考えているが、2学期になって学校生活が始まり、これからは、子供から子供への感染が懸念される。このことに対してどのような対策を講じていく考えであるか。</p> <p>(3) コロナ禍において、児童・生徒の学習やクラブ活動に多少なりとも支障は出ていると考えているが、どのように対応していく考えであるか。</p> <p>(4) コロナ禍における学校での環境衛生について、どのように指導していく考えであるか。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症は、あらゆるところに長期的に影響を与えているが、町内の製造業、観光業、商業、農業などの経済状況をどのように捉えているか。また、感染拡大の収束が見通せない中、追加の支援策を講じる考えはないか。</p> |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨   |
|-----|-----------------|---|
|     |                 | <p>2 教育行政について</p> <p>(1) 文部科学省の中央教育審議会の答申に、令和4年から小学校5年生と6年生に教科担任制を導入するとしているが、本町はどのように対応していく考えであるか。</p> <p>(2) 以前の一般質問で教員の労働時間及び働き方改革について質問を行ったが、その後の状況はどうか。</p> <p>(3) 特別支援学級の生徒が増えていると言われているが、今後の問題点として何が考えられ、その対策をどう講じていく考えであるか。</p>  |
| 4   | (2)<br>平 山 俊 郎  | <p>1 交通事故防止について</p> <p>本年6月に警察庁は、交通教則に「手上げ横断」を43年ぶりに復活させた。そこで、他の市町村に先立って、本町において「手上げ横断」の実践を推進し、歩行中の事故防止に努める考えはないか。</p> <p>2 通学路の安全対策について</p> <p>各校区で通学路の危険箇所点検が行われていると思うが、過去5年間の小学校の通学路について、危険箇所点検によりどの程度改善されたか。また、改善されていない箇所について、今後どのように対処していく考えであるか。</p>   |
| 5   | (7)<br>森 山 大    | <p>1 介護保険料について</p> <p>来年から団塊の世代が75歳以上の後期高齢者医療保険に加わり、介護保険サービスの重要性はさらに高まるとされる。介護保険制度の存続には改革が必要で、保険料の上昇は避けられないことから、給付と負担のバランスをどう取っていく考えであるか。</p> <p>2 買い物弱者対策について</p> <p>(1) 住民、特に高齢者の食料品確保や生活の質の維持は、新型コロナウイルス感染防止と並ぶ重要な課題と考えている。買い物に支障のある方へ行政と民間が連携して支援すべきと考える。JA北さつまが移動販売車を稼働させているが、さらに民間を含めた移動販売車を増やしていく考えはないか。</p> |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者  | 質 問 事 項 ・ 要 旨   |
|-----|------------------|---|
|     |                  | <p>(2) 買い物弱者対策は、福祉・交通・商工など多分野にわたっており、各部署と連携した政策が求められるが、どのような施策を講じていく考えであるか。</p> <p>3 人口減少対策について</p> <p>(1) 人口減少の加速は顕著だが、地域の活力をどう引き出せばいいのか正念場である。実効性のある対策に官民一体で取り組み、各地域の魅力をどう高め、発信していくか知恵を絞る必要があるが、どのような視点に立って推進していく考えであるか。</p> <p>(2) 政府は看板政策の「地方創生」第1期（2015年～2019年）で地方移住などを後押ししてきたが、人の流れは変えられず、2020年までに東京圏と地方の転出入を均衡させる目標達成も2024年度に先送りされた。コロナ禍で出生数の落ち込みも予想され、先行きが厳しいと言われる中で、町長は、どのような発想で施策を推進していく考えであるか。</p> |
| 6   | (6)<br>上 別 府 ユ キ | <p>1 学校司書の雇用について</p> <p>現在、各学校の図書室司書は、直接雇用どころか非正規雇用でもなくPTA雇用であり、給与水準も低く短期雇用契約となっている。今後もこの形態のままでいくのか、改善される考えはないか。</p> <p>2 道路改修について</p> <p>県道407号、永野～針持間の改修要望について、令和2年3月議会で質問がなされ、地元の意見聴取と隣接自治体で連携を図り要望していく旨の回答があったが、その後の進捗状況と今後の改修に向けた取組をどう推進していく考えであるか。</p>  |

令和3年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和3年9月6日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |           |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 事務局 長  | 萩木場 一 水 君 | 議事係 長 | 竹 下 和 男 君 |
| 議事係 主査 | 西 浩 司 君   |       |           |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|          |           |             |             |
|----------|-----------|-------------|-------------|
| 町 長      | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長       | 高 田 真 君     |
| 教 育 長    | 原 園 修 二 君 | 総務課長兼危機管理監  | 原 田 剛 志 君   |
| 企画政策課長   | 角 茂 樹 君   | 財 政 課 長     | 富 満 悦 郎 君   |
| 保健福祉課長   | 佐 藤 秀 樹 君 | 高齢者支援課長     | 原 田 健 二 君   |
| 農 政 課 長  | 山 口 泰 徳 君 | 商工観光PR課長    | 市 來 浩 二 君   |
| ふるさと振興課長 | 米 丸 鉄 男 君 | 建 設 課 長     | 野 田 真 一 郎 君 |
| 教育総務課長   | 早 崎 行 宏 君 | 学 校 教 育 課 長 | 界 敏 則 君     |

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

## △開 議 午前9時30分

### ○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

### △日程第1 「一般質問」

### ○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数  
の制限は、ありません。質問通告に従って順番に発言を許します。

まず、13番、上久保澄雄議員に発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

### ○上久保澄雄議員

おはようございます。質疑に入ります前に、7月10日未明発生いたしました豪雨災害並びに  
8月のこの豪雨によりまして、大変な被害を受けていらっしゃる方々おられます。心から御見舞  
いを申し上げる次第でございます。

それでは、事前通告をしておきました各事項につきまして、順次質問をしてまいります。ちょ  
っと量が多かったかなという感じもしておりますが、はしょっていく部分もあろうかと思いま  
す。よろしく御理解をください。

まず、1問目の新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

この件につきましては、本年3月の定例議会におきましても一般質問をさせていただきました  
が、また6月議会におきましては、各議員の皆さんからもそれぞれ質問がなされたところであ  
りますけれども、その時点とは情勢も大きく変化をいたしまして、現在におきましては、緊急事態  
の宣言や蔓延防止等の重点措置の決定がなされ、極めて深刻な状況を迎えておるところでござ  
います。

質問事項としております接種状況や感染者等につきましては、ここ数日間におけるコロナ問題  
の動向や本町の複数の職員が感染したこと等を受けまして、町長から事前に大方の内容の説明が  
なされたところでありまして、重複する質問内容となる点もあるかと思いますが、あえて本会議  
場で質問をする次第でございます。

まず、1項目めについてでございます。

町長の所信表明には、「安全安心な暮らし」と「町内経済の需要喚起対策を図り、さらなる支  
援も検討」として、「円滑なワクチン接種に万全を期する」とされております。そこで、本年  
3月時点における本町のワクチン接種については、まず、医療従事者等や65歳以上の高齢者へ  
の接種を先行して開始し、その後、ワクチンの入荷次第に応じて国が示す方針に基づき実施をし  
ていくとされております。本町は65歳以上の高齢者のワクチン接種がほぼ終わりました、九十  
数%、現在50歳から64歳、12歳から18歳のワクチン接種が行われておりますが、現段階  
における本町のワクチンの接種状況、接種率と今後の具体的な計画について伺います。

次に、2項目めについてであります。

本町の感染者は、一時増加の傾向にありましたが、今のところは、急激に増加するよう  
な状況にはないようであります。そこで、これまでに本町の医療機関で受入れがなされた感染者  
数は、病状の程度を含めどのような状況になっているのか、また、県外在住者が本町において発

症した場合の対応をどのようになされているのか。当然、保健所が中心となりまして、それぞれの指示によるものというふうには思いますけれども、感染が拡大した場合における病床数の確保、保健所や地域医療機関との町、それと町の間における情報の共有化、この体制はどのようになっているのかお伺いをいたします。

コロナ関係の次に3点目でございます。

感染拡大防止として当初からいわゆる3密を控える、ソーシャルディスタンスの確保が大前提とされてきたところであります。町民はもとより、自治組織においては、これらの指針に基づきまして可能な範囲内での行動や活動を行ってきてはいるところでありますが、何せ長期に及んでいるために表現は適当でないかもしれませんが、よく言われておりますコロナ疲れ、あるいはコロナ慣れでしょうか、実質組織そのものの運営にも影響が生じつつあり、もちろん住民の生活自体におきましても、普段の生活とは異なり、変化が生じてきていることは事実であります。

今後、住民生活の在り方や自治活動を進めていく上で、町としての基本的な姿勢といいますか、一定の指針となるべき考え方を示す必要性を、去る3月の議会におきまして、感染症も台風・地震等と同様に災害ではないですかと、自然災害であるとして防災マップ同様、感染症編を加えるべきではないかとの質問をいたしましたところ、町としては、感染症に関するマニュアルないし、ガイドラインとして検討していく必要性を示されたところであります。このことは、コロナ禍の中であってもすごく意義があり、効果が発揮できるものであると思っておりますが、取組状況をお伺いいたします。

次は、2問目の小学校の再編事業に伴う登下校時の安全対策についてであります。

第二次再編計画に基づきまして、いよいよ令和4年4月から鶴田小学校と流水小学校が旧鶴田中学校の跡に新設されることとなります。現在、新校舎等の整備が進められておきまして、徐々にその全容が明らかになってきつつあり、児童の受入れ準備が計画どおり整いつつあると思っております。来年4月には、早々児童が登校することとなりますので、次の点について伺います。

登下校時の安全対策についてであります。児童の通学路となるのは、現在、町道湯田原線の整備につきましては、令和2年1月に町道に隣接する地権者への説明会が開催されたところであります。湯田地区からの通学路としては、国道267号線とそれから町道の1路線がございます。国道のほうは歩道が整備されておりますが、湯田の温泉街付近からの町道につきましては、狭隘部分が多く、線形もまた悪いわけでありまして、もちろん歩道もガードレール等もございません。現在、鶴田支所から町道に下りる区間の一部が極端に狭隘なため、優先的に改良工事が進められておりますが、その他の部分の整備につきましては、今後数年を要するとの考え方のようにあります。

そこで、整備期間の短縮と整備完了までの間の通学等の在り方について、どのように考えておられるのか伺います。この件は、鶴田地区神子地区からの通学児童にも通ぶることであると思っております。

最後に、3問目の防災対策についてであります。

内排水の対策でございますけれども、国におきましては、全国的に頻繁に発生している河川の氾濫による災害を重視し、国が管理する一級河川のほか中小河川を含め、流域治水関連法の改正を行い、抜本的な治水対策を進めるとしております。湯田地区内には、川内川沿いに約7か所程度の樋門・樋管が設置をされております。これまで何回となく内排水対策の要請をいたしてまいりましたが、一部につきましては、過去の浸水を踏まえ排水を行える対策が取られたところがあります。

今回は最も下流の地区でありまして、数年前にも同箇所が豪雨により浸水し、上流部分の人家

にこそ被害はありませんでしたけれども、畜舎及び耕地が再び浸水いたしまして、かなりの被害を受けております。浸水は、下湯田第1樋門に通づる町河川下湯田川を中心に周辺部からの雨水等によるものでありまして、河川事務所とされましては、同箇所樋門管理道路等を整備されまして、排水ポンプを設置するなどの対策を講じられてはおりますが、十分な排水機能を有しているとは思いません。浸水の防止策を強く望むところであります。見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

おはようございます。それでは、上久保澄雄議員の質問に対しましての回答をさせていただきますと思います。

まず、本町のワクチン接種の状況についてでございます。

本町のワクチン接種の状況につきましては、これまでも機会を捉えまして議員各位のほうに、議会のほうに御説明を申し上げたところでございます。本町の実績としまして、8月末の時点で接種率が1回目で約94%、2回目で約98%と、65歳以上の高齢者に対する接種、国が目指しておりました関係等につきましては、おおむねこの接種は終えるということでありまして、目標達成できたと思っているところでございます。これにつきましては、薩摩郡の医師会、それから各医療機関の御協力によりまして達成できたものと考えているところでございます。

このほか、60歳から64歳までの方々、50歳から59歳、それから12歳から18歳までの方々と順に接種を進めてきたところでございます。それに併せまして、基礎疾患をお持ちの方、また、クラスターの発生を防止するため、町内の保育施設や小・中学校、高等学校等、障害者施設等や高齢者の在宅サービス等に従事されているの方々へ優先的に接種を実施してきたところでございます。また、残りの19歳から49歳までの方々に対しましては、8月27日に接種券を発送し、現在接種を進めているところでございます。12歳から18歳までの方々につきましては、夏休みを利用して接種ができるようにということで優先的にしたところでございます。

それから、町全体の接種率につきましては、8月末で1回目が約71%、2回目が約63%となっております。県全体の接種率の1回目約49%、2回目約46%を大きく上回っている状況等でございます。

今後の接種につきましては、国のワクチン配分量が10月上旬までに人口の8割が2回接種可能な量の計画となっているため、接種率を見ながら希望される全ての方々が速やかに接種できますようワクチンの確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2項目めの保健所や医療機関との情報の共有化及び体制についてでございますが、本町において、感染が確認された方につきましては、8月までで32名となっているところでございます。昨年度、薩摩郡医師会病院に対し、指定感染症軽症者等宿泊療養施設の整備や必要な医療機器等の整備費用の一部を助成してきたところでございます。昨年10月に完成をいたしまして、12月以降、町内外の方々が入退院されているとのことでございます。入院される方々の症状につきましては、主に軽症者や無症状者の方々の受入れをしているとのことでございます。

なお現在、蔓延防止等重点措置が発令されている中、川薩地域における宿泊療養施設の設置等がまだなされていないため、今後におきましても、早期の設置について、県へ要望等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

保健所や地域医療機関との情報の共有化等の体制につきましては、感染者の発生について保健所より電話にて保健福祉課へ第一報が入り、年代や性別についての情報についての連絡がござい

ます。その後、県のコロナウイルス対策室からメールにて連絡がありまして、症状や行動歴、濃厚接触者の有無について把握するというところになっていてございます。

感染された方につきましては、保健所が調査を行い、濃厚接触者について特定しまして、医療機関との調整を行っているところでございます。現時点では、本町に対しまして保健所から対応の指示はなく、個人が特定されるような情報の提供もないため、感染された方の対応を直接行うことは難しいところでございます。また、県外在住者の方につきましても、同様の取扱いとなっているところでございます。

3点目の住民生活の在り方や自治活動における基本姿勢と指針を示す考えはないかということでございます。

これまで、区公民館長、公民会長に対しまして、感染症予防対策の基本的な対処法や介護、イベント開催時の留意点、総会などの開催方法につきまして、図や様式をお示ししながら分かりやすくお知らせをいたしますとともに、年度初めの地区行政推進委員、公民会行政連絡委員研修会や区公民館長連絡協議会等におきましても周知に努めてきたところでございます。

また、町民の皆様に対しましては、町の広報紙、それからお知らせ版臨時号、町のホームページ等におきまして、新しい生活様式への御理解と御協力をお願いしてきたところでもございます。

しかしながら、感染拡大の終息が見えない中にありまして、日常の生活を取戻すためには、場面ごとの単発文書の発出だけではなく、その効果は限定的でありますことから、国や県の示す新しい生活様式を参考に継続性のある持続的意識付けも兼ねまして、町としましても、地域コミュニティ活動におけるガイドラインを策定しまして、周知を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、3番目の防災対策の推進の関係等についてでございます。

下湯田第一樋門につきましては、川内川の水位上昇によりまして、川表からのバックウォーターによる流入を防ぐため、操作人による樋門の管理を行っているところでございますけれども、普通河川下湯田川の流水とそれから降雨による表面水及び周辺からの排水によりまして、川裏での内水による浸水が度々発生し、牛舎等も浸水の被害を受けられているところでございます。

内水対策の関係等につきましては、これまでポンプ及び発電機を配置するための釜場、水をためるためのくぼみでございますけれども、この釜場及び管理道路等を整備されておらず、作業に困難を来たしておりましたけれども、令和2年度に国土交通省川内川河川事務所へ樋門管理用道路の整備を要望いたしましたところ、早期に整備をしていただいたところでございます。

この整備によりまして、町所有の毎分8トンの排水処理能力のある内水対策用水中ポンプを5月中旬に1台、下湯田第一樋門に設置しまして、内水対策に備えているところでございます。完全に被害を防げるものではございませんけれども、被害軽減に努められるよう内水排水対策の強化も引き続き行っていききたいと、図ってまいりたいと考えているところでございます。

川内川におきましては、さらに内水排水対策を充実させるために、毎年、排水機場の設置や排水ポンプ車の追加配備など、川内川の下流改修促進期成会をはじめ、あらゆる機会を通じまして、国等へ要望を行っているところであり、今後も継続してこの要望につきましては、行ってまいりたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

#### ○教育長（原園 修二君）

次に、大きな2問目ではありますが、小学校の再編事業に伴う登下校の安全対策について、通学路の整備計画と整備期間中における登下校時の安全対策について配慮する考えはないかとの御質

問であります。通学路の整備計画につきましては、来年4月の新鶴田小学校の開校に向けて、現在、関係路線の環境整備を進めているところであります。

御質問の湯田地区の児童の通学路になります町道湯田原線につきまして、全体の総延長が1,600メートルになりますが、歩道がない状況でありましたので、縁石を設置し、1メートルから1.5メートルの歩行区間を確保するほか、カラー舗装により歩行者空間を視覚的に確保する計画で現在工事を実施中であります。なお、工事につきましては、できる限り早い完成を目指し、危険箇所を優先しながら実施していきたいと考えておりますが、拡幅の必要な箇所については、用地買収を行う必要があることや多額の経費を要することから、工事の完成は令和5年度を予定しているところであります。

整備期間中における登下校の安全対策につきましては、通行車両の運転者への注意喚起を促すための通学路看板等の設置のほか、学校やPTA等による交通安全指導によって、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

通学路の整備につきましては、これまでも流水・鶴田小学校再編準備委員会において協議を重ねながら必要に応じて現地調査を行い、道路改良工事の進捗状況の確認や警察への横断歩道等の設置要望などを行ってきたところでありますが、引き続き関係機関団体と連携しながら、より安全な通学路の確保に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

#### ○上久保澄雄議員

まず、コロナ関係の1項目めでございます。

先般、町長のほうからそれぞれ状況の説明がございまして、大方の数字は押さえてはおりました。その後、若干の変化があるんじゃないかなろうかというふうに思っておりまして、その辺がございまして、本日は、改めて質問させていただいたところです。

65歳以上については、感染リスクが高いということで優先的に取り組まれた結果、もう90%を超えていると、2回目がですね。ですから、大方の方は済まれているという状況であります。最近におきましては、低年齢層、極端に言えば、10歳未満でも発症していると。それから、先ほど接種計画がございました12歳以上の部分は、今接種中という状況でありますけれども、その間、いわゆる12歳未満の方々、これについては、当然国のほうとして方針を出すことになろうかというふうには思うんですけれども、一番怖いのは、やはりこのあとまた学校の関係については質問がございまして、あまり立入りはしませんが、一番今気をつけなきゃならんのは、20代それから30代、40代、50代この辺なんです。ここは最も今感染が拡大していると。しかしながら、接種率自体は、そう進んでいないというような実態がございまして。

ですから、その辺がございまして、町長としては、先ほど言われましたように、必要なワクチンは十分確保できるように取り組んでいくということでございました。これはもうぜひ必要なことです。ワクチン接種をしたいんだけど、ワクチンがなかと、待ってくれと、こういう状態がないように、それは町長の力でぜひお取り組みいただければというふうに思うところですが、可能な限り、町民の多くの方々が接種できますように。

また、私は専門的ではありませんけれども、受け売りで申し上げますが、集団免疫ができると言われておりますのが、平均接種率で70%以上を達成した場合にという説もございまして。今の状況から本町の状況を見ますと、もう少しといった状況ですが、そこで、くどくなりますけれども、一番懸念されるのが10代、それ以下の子供たち、どうなるのかというのが一番気になるところでございます。

町長として、この質問をしても回答は恐らく出てこんだろうというふうに思いますが、低年齢

層の12歳未満の取扱い、この辺に対しての何か情報をお持ちであればお伺いをいたします。

○町長（上野 俊市君）

12歳未満の接種の関係等についてでございます。

先月の18日、鹿児島県のほうから発出されました資料によりますと、県内における感染状況につきましては、10歳未満の感染者の例というのが7月が2.7%、8月が、これは8月の1日から11日まででありますけど、これが4.5%ということで増加をしてきているところでございます。

しかしながら、現在の予防接種法に基づきます新型コロナの感染症に係る臨時的予防接種の対象というのは、満12歳以上のものとされているところでございます。これは様々な観点から国等が検討を進めてきているわけでございますけれども、承認されているワクチンのうち、ファイザーそれから武田薬品の承認を受けたワクチンで今進めているところであります。

今後、これらのワクチンの関係が12歳未満の者への接種を実施ができるように国への申請、それから承認がなされましたら国の指針に基づきまして、接種が進められていくものと考えているところでございます。現在、国等におきましても、12歳への接種の関係等については、治験等も含めながら進められておまして、遠からず何らかの結果が出てくるものと思っているところでございますが、こちらとしましては、そういう国の指針等が示される段階等を見ながら、的確な対応を進めていきたいと考えているところでございます。

○上久保澄雄議員

ただいま、国のほうからの指示等あればということでございます。もちろんそういうことになろうかと思えます。

今一番言われているのは、家庭内感染なんです。非常に子供たちは、そういうリスクを負うという立場にあるというふうに思いますので、これについては、もうこれ以上申し上げません。

2項目めでございます。

これは、私だけではなくて、皆さん、そうだというふうに思うんですが、体調が悪くなれば病院があると病院に行けると、そこで何とかしていただけると、ごく自然なことというふうに思ってきた、これまではきましたけれども、今回のコロナの関係が感染症の発生によりまして、私も素人ですが、医療現場の現状というものを若干は理解できました。これは、これまでの考え方じゃいかんどねというのが一つございます。

全国では、病院への感染者の受入れ先が決まらないということで、やむなく自宅で待機をしていると、病院が空くまで。それともう一つは、これは経過観察と申しますが、自宅で療養されると、まあ、軽症の方なんでしょうね、せざるを得ないと。しかしながら、不幸にも自宅で亡くなられたという例も発生をいたしております。そのほかにも何とも痛ましい内容は報告をされております。

そこで、先ほどは町長の答弁の中にございませんでしたけれども、本町における自宅待機者あるいは自宅で療養中だと、経過観察をされている、2週間ぐらいですか、この方々の状況はどのようなになっているのか。そしてまた、町内の医療機関等との連絡体制と、具合が悪いと、どげんかしてくれと、そういったような体制は、どのように整備されているのかお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

自宅待機者、療養者の関係等についてでございますが、先ほど、回答の中では直接は触れませんでしたけれども、保健所から提供をいただく情報というものが非常に少ない状況の中でございます。これはもう先ほど申しましたように、個人が特定されることがないような形での取扱いということだと思いますけれども、自然にそういう状況下にあります。

現在、町内におきまして、先ほど申しましたが32名の発生がございますけれども、現在、自宅療養で待機等については、こちらでは把握できていない状況等でございます。

こういうふうにつきましても、保健所からそういう自宅待機なのか入院中なのかというのは、もう最初の県の発表のときに、現在待機中、それから現在入院中というような情報提供ありますけれども、その後につきましては、こちらのほうには情報提供はないところでございます。

医療機関等の連携の関係等につきましては、郡の医師会等を通じまして、いろいろと情報共有をしながら必要に応じてその都度協議も行ってきているところでございます。場合によっては、もう診察終了後の夜7時以降というような打合せも数回行いながら、今現在取り組んでいるところでございます。

#### ○上久保澄雄議員

それでは、ただいまの件について、3回目の質問をさせていただきますが、今の答弁では、3者連携、4者連携というんですか、当初の発生の時点での状況報告しか町には来ていないと、そのほかの情報は何もないというような答弁でございました。

しかしながら、これまで町民と最も身近にあるのは、この自治体で町であります。また、生命と暮らしを守るといっても町の大きな使命であるというふうに理解をしておりましたが、入院している方が発生しましたと、本町で発生しましたよという通知は来るけれども、じゃあ、その方はどういう症状でどうなっているのか。例えば自宅待機と自宅療養という結果が来たとしても、その方は完治して社会復帰されたのかどうか、それらの情報全く町には来ないといったことになるわけであります。非常に意外でございました。私は、ある程度の情報は町には来ているものと、そうでないと実際今、この本町の中でどうなっているのかという内容については、全く町は知らない、いやそりゃ分かんないと、最初はこうだったけどと、そういう話ですね。

昨夜、NHKのある番組の中で、あれはテロップというのか、専門的なあれは分かりませんが、コロナ情報として現時点における県内の感染者に関する詳細な情報が発表をされておりました。非常に時間が長いもんだから、途中で私はもう見るのをやめましたけれども、まず、最初に目についたのが鹿児島市でした。その次は鹿屋市、薩摩川内市もございました。そのほかはもうそこで私は諦めまして、非常に長いもんだから、あれは文字をずっと追っていくというような状況でございましたので。ただ、それぞれの市ごとに、市町村ごとに、先ほど言われた情報は全て出たんです、出てるんです。今、鹿児島市で重症者は何名と、中等症は何名と、そして自宅待機者は何名、自宅療養者は何名と、現時点です。それがしっかり出ているんですね。あらっ、保健所は教えないと言ったんだけど、何で報告も公表しておるわいというふうに、その時点で思ったところでした。なのにどうしてか非常に不思議に思ったんですけれども、町から保健所に照会しても教えてもらえないと、そういった状況だという担当課の話でした。ところが昨日のそのテレビを見てびっくりしたんです。やっぱり公表をされている。私は、個人を言うんでなくて、本町の中でそういった状況は、当然町としてデータとして持つておくべきだと、そういう考え方でございました。まあ、今の話では、全くの情報はないと、下りてきていないというようなことでございますので、これ以上、質問をしても回答は出てこないと思います。本件については、そういった状況はあるということを確認いただいて、また、町長のほうでもそれなりの対応をしていただけるように要請をして、この質問は、私は終わります。

それから、3点目の3項目めであります。

コロナウイルスというのは、だんだんだんだん強力になっております。変容しております、ところによっては、もう3回目の接種をせんにやいかんたろうかなといった3回論まで出てきておる状況であります。

感染拡大に関して一つの要因としては、酒類を提供する飲食店等が密接に関連していると、当初からしている考え方が示されてきたんですけども、これだけでは無理があるというふうに思います。今もうどこで感染してもおかしくはないといった状況にあるんじゃないかというふうに捉えております。

今後の行政の在り方としましては、もう一つの自治体だけでの取組だけでは、とても対応していけないと。広域行政、広域連携の重要性を、これは、これまでも私は提言をしてきましたが、まさに今回の事態は、その必要性を裏づける事案であるというふうに考えます。町民自治会に対しましては、常に情報を共有していくことで、個々の意識を喚起ができます。共通認識も生まれ、それに伴う行動をとってもらうことが、感染防止の実効性を高めて、普段の生活活動を取戻すことになるものというふうに考えておるところです。

先ほどマニュアルあらゆるガイドラインについては、進めているというようなことをごさいます。いつ何どき、どのような事態が発展するか分かりません。これを機にさらに積極的に検討をされ作成をされるように、これも要請をいたしまして、コロナ関係の質問は、答弁をして終わりたいと思います。

次は、2点目の再編に伴う安全対策です。

当初の四、五年という整備期間からすれば、令和5年度には何とかという教育長のお話でしたので、それから行くと同向きに進んだなあと思います。ただ、もう来年の4月から子供たちが通うわけでありますので、1年でも2年でもやはり私は危険な箇所があると分かっている以上、何らかの対策の手を打つ必要があると、事は発生してからじゃ遅いです。事故が発生したと、その時点ではもう遅いですので、その前に打てるだけの手は打っていただくと。まずは、この整備の最も危険とされる部分というのが数か所あります。非常に狭隘になって線形も悪いといったようなところがございますので、とりあえずそういったところを優先的に進めていただいて、そしてあとは、またそれぞれ逐次整備をしていただくといったような手法もあるんじゃないだろうかというふうに思います。

再編の準備委員会でさらに意見等聞かれまして、事故が発生しないように、また子供たちが登下校しやすいような環境をぜひ作っていただきたいと。場合によっては、工事期間中にその道路を子供たちが登下校をするわけにもいかんでしょうけれども、そういった場合には、特別に保護者の送迎とか、そういった方法も手段としてはあるんじゃないだろうかというふうに思います。これはまあ、保護者の方々の御意見等十分に聞いていただいて、適切な対応方をお願い申し上げます。先ほど申し上げました鶴田・神子地区から来る子供たちについても同じ条件でございますので、これについては、よろしく願いを申し上げます。

あと19分ですね。それじゃあ、この件、質問は、もう終わります。

最後に、内排水の対策であります。

先ほど、毎分8トンの設備とおっしゃいましたが、今回の災害に関しては、これは機能しておりません。というのは、電源車が何か手配できなかったというような状況があったようでございます。また、見てみたんですけども、物すごい口径のパイプですね。あれじゃあ、とてもじゃないけれどもどうかなという気がいたしました。全ての水をくみ出してほしいということではありません。ある一定程度のところでキープできればそれでいいわけですので、それに応じた対応をしてほしいと。これは、町長が国のほうにも強く要請をするということでもあります。もう毎回、この内排水については申し上げておりますので、ぜひこの部分について解消がなされるように、さらに強力に進めていただければというふうに思います。

もう一つだけございます。もうこれで終わります。

町が管理をする普通河川、この樋門のところには、普通河川の下湯田川という川が通っております。ですから、樋門を閉めてしまえば当然その水は行き場を失ってあふれるのはもう当然の理屈です。ですから、くどくなるんですが、ある程度のところまではもうしょうがないと。しかし、それ以上、そこでキープできるような体制をやはり私は作っていただきたい。

それからもう一つは、町の河川が、例えば中洲とか寄州とか、法土による整備が必要だといったようなところもあろうかというふうに思います。これらが起因して災害に結びついていくという事は、これはもうありませんので、やはりこの辺もしっかりと対応していただきたい。

もう現在も、それで町の河川まで果たして把握をされているのかなという気はいたしております。あるところでは、もうすでに崩土とかしている箇所がございます。普通河川の場合も町が指定した河川についても、小さい河川、それこそ手溝みたいなのからある程度大きな河川とかいろいろあります。担当課のほうに聞いたら140本ぐらいあるんだそうですが、これらの管理については、徹底して対応していただきますように強く国のほうに働きかけていただきますように要請を申し上げ、私の質問は、これをもって終わりとさせていただきます。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上久保澄雄議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時30分とします。

---

休憩 午前10時16分

---

再開 午前10時28分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、15番、柏木幸平議員に発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

まずは、7月の大雨で被災された皆様に心より御見舞いを申し上げます。また、公民会の避難活動に携われた皆さんや消防団、町職員の災害警戒や災害対応に感謝をいたします。

質問に入りますが、その前に質問事項の中に国の管轄、県の管轄もあると思いますが、町民の生命や財産に関わることとして答弁をいただきたいと思います。

それでは、7月9日夜から10日朝方にかけて、薩摩地方の北部で同じ地域に大量の雨が振り続ける線状降水帯が発生し、紫尾山で観測史上最多となる1時間に96.5ミリを記録するなど、激しい雨が降り続き、川内川の各支流が一気に増水して、町内北部に甚大な災害が発生いたしました。早朝には、気象庁から大雨特別警報が発表され、さつま町は、大雨洪水警報レベル5の避難情報緊急安全確保を全域の1万481世帯に出しました。また、鶴田ダム管理所は、10日の午前11時から流入量とほぼ同じ量を放流する緊急放流、異常洪水時防災操作を実施する可能性があるとして発表いたしました。結果的には放流は見送られましたが、川内川流域の住民は、水位がどれだけになるのか一時不安と緊張が走りました。今回の災害は、幸い人的被害はないでしたが、建物被害や農地、農業施設、また、道路や河川堤防など甚大な被害が出ております。

それで、今回の災害は、15年前の平成18年豪雨災害での教訓が生かされたのか。また、災害本部としての準備体制や住民への情報提供など、反省点はなかったものかお伺いいたします。

次に（2）の都市下水道や道路などのインフラ整備についてですが、7月の大雨による道路の

決壊や浸水による道路の通行止めや片側通行が町内の北部に集中し、一時消防団活動や緊急避難等に支障が出ました。先にいただいた8月3日現在の情報では、道路の損壊160か所で、延長が4,650メートル、通行不能が41か所であったとのことですが、2か月近くなった現在の状況はどうか、まず伺います。

次に(3)の虎居樋門に関する内水対策についてですが、国や県においては、過去の雨量データをもとに排水機場の能力増強などを進めてきているようです。想定を超える近年の記録的雨量に対応できておらず、対策の大幅な見直しが必要との記事がありました。これまで虎居樋門の内水は、ポンプ車で対応できるとのことで、なかなか排水機場の建設まで至っておりませんでした。しかし、今回の大雨では内水が発生し、事業者や駐車場の車両に被害が及んでおります。また、ポンプ車の設置時間や緊急放流での情報で一時撤退するなど、国交省のポンプ車設置の対応に住民は不信感を持っておられます。

今後は、内水が起きないように排水機場の早期建設を望むのですが、排水機場ができるまでは、ポンプ車の対応になるかと思うので、川内川河川事務所と鶴田ダム管理所との連携がさらに必要です。今後の対応について伺います。

次に(4)の橋梁改修や撤去等についての質問であります。

鹿児島県が管理する川内川支流において、橋梁自体には災害はなかったのですが、延長が短い橋梁の橋脚に竹や流木等が引っかかり濁流をせき止め、河川堤防や道路の損壊の原因になったところもあります。今回の災害を機会に橋梁についても見直しが必要かと思いますが、どのように考えておられるのか伺います。

次は(5)の避難所についてですが、7月の大雨で10日午前5時に町内全域に避難指示が発令され、町内に避難所が開設されました。その中で親戚や友人の家への分散避難も要請され、食料、飲み物、毛布などに加え、体温計、消毒液、マスクを各自持参するよう防災無線やLINEがあったところであります。激しい雨の中を皆さんは避難をされたようですが、町内の各避難所での新型コロナウイルス感染症対策は、3密ならず万全であったのか心配したところです。避難者の不満等については、あとで聞きますが、まず当日の避難状況や避難所での新型コロナウイルス感染対策についてどうだったのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

## ○町長（上野 俊市君）

それでは、柏木幸平議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の今回の豪雨災害の教訓と、それから反省点ということでございます。

平成18年災害の教訓にいたしましては、まず、河川沿いの町民が浸水によって孤立すること、それから浸水してから救出しないといけない状況等になることなどを、様々な事態を想定いたしましたところがございます。また、河川沿いに限らず土砂災害警戒区域など危険区域にいらっしゃいます町民の方々の避難の遅れによる被害も危惧したところがございます。

今回の大雨につきましては、線状降水帯の発生などこれまでにない気象状況が重なりまして、平成18年と比較されるような豪雨になったと思っているところがございます。そのことから、今回は土砂災害や緊急放流、それから河川の氾濫の可能性が考えられた時点で住民に周知する必要性を感じ、深夜の未明午前3時55分に安全な場所への避難の呼びかけ、それから午前5時50分には、私自ら町内全域への住民に対しまして緊急なお知らせをしたところがございます。災害対策本部につきましては、7月の10日午前0時15分に情報連絡体制をとりまして、午前

1時25分には警戒本部体制、午前5時30分には災害対策本部へと移行しまして、防災体制を整備しながら、この対策に臨んでいるところでございます。

線状降水帯が発生しまして、記録的短時間大雨情報が発表される中、やはりダム上流の降雨量なども懸念しまして、国や県の各市の気象情報等参考にしながら対策を講じてきたところでございます。私も鶴田ダムの所長、それから河川事務所の所長、气象台長、ホットラインで逐次情報等いただきながら、この場をどうしていくかということを検討したところでございます。

また、鶴田ダムの放流に避難の呼びかけを行った際につきましては、前回、浸水された地区の方々が防災行政無線や消防団員などの呼びかけに従っていただきまして、迅速な避難ができた点が、過去の災害に学ぶ、生かされた点があったのではないかと内部評価をいたしているところでございます。

一方、反省点といたしましては、未明の時間帯であったこと、それから短時間で急激に天候が悪化していったという経緯から、矢継ぎ早に避難情報を発令せざるを得なかったという事態になり、町民の方々が避難の準備から安全を確保するまでの時間が短時間であったという点などを検証、改善していく必要があると感じているところでございます。

このような状況下で、人的被害が発生しなかったということは幸いであったと思っているところであります。

次に、御質問の現在の町道の状況等でございます。

被災後、報道等によりまして最大で108か所の通行不能な箇所がございましたけれども、現在までには16か所となってきているところでございまして、迂回路等を使いながらの通行というところもございます。今後の見通しとしましては、災害査定後の復旧工事発注となりますので、数か月間は通行に支障があるかと思えますけれども、できる限り早期の災害復旧に努めてまいりたいと考えているところでございます。

この災害復旧におきましても、国・県等に早期の復旧工事ができますように、様々な御配慮いただきたいということでもお願いをいたしておりまして、査定の標準の金額の見直しと、あとは現場に行かずに机上での査定というような取扱いも柔軟にさせていただけるような形にはなっているところでございまして、できる限り早めの復旧が進むように努力していきたいと思っております。

3番目の川内川に流れ込む都市下水路の関係等についての御質問でございます。

虎居樋門の管理につきましては、御承知のとおり国土交通省が所管しておりまして、虎居樋門付近の事業所や駐車してありました車両が浸水するなどの被害が出たところでございます。今回の大雨につきましては、気象庁も予測できない線状降水帯の発生による集中豪雨ということでございまして、川内川のみならず、内水地域におきましても、予想をはるかに超える大雨が降ったことが被害の大きな要因であると思っております。

当日、国土交通省のポンプ車は、配備要請後、午前6時から午前10時半までと午後2時50分から午後4時10分まで稼働したと聞いているところでございます。また、緊急放流の予定とのことでありまして、ポンプ操作員の人命も守る観点から車両とともに一時避難したと聞いているところでございます。もし、このポンプ操作員やポンプ車が緊急放流により被災した場合、その後の内水対策が早急に行えなくなるというようなことなどからも操作員も車両も一時避難したと聞いておりますので、御理解をいただければと思うところでございます。

現在、配備されております国土交通省のポンプ車につきましては、毎分60トンの排水能力がございまして、やはり限界がございまして、今回、誰も予想できない集中豪雨が深夜に発生しましたので、これを教訓といたしまして、今後も引き続き鶴田ダム管理所と川内川河川事務所に

は連絡をとっていただきまして、あわせて、排水機場の設置と排水ポンプ車の追加配備なども今後継続して国土交通省に強く要望を行っていきたいと考えているところでございます。

行政報告の中でも申し上げましたけれども、国土交通大臣が本町にお見えになった際、虎居の排水機場の整備につきましても、改めて要望もいたしたところでありまして、これにつきましては、川内川等の下流改修の期成会等々利用しながら粘り強く要望もしていきたいと考えているところでございます。あわせて、この排水ポンプ車の追加配備もお願いしていきたいと思っております。

次の4番目です。

今回の災害復旧に橋梁の見直しの必要性についての御質問でございますけれども、本町には町が管理する橋梁が261橋ございまして、5年に1回のペースで橋梁点検を行いながら、毎年道路メンテナンス事業により補修を行っているところでございます。

今後も引き続き、橋梁点検や補修工事等実施しながら橋梁の改修、それから撤去の関係等については、そこを利用されていらっしゃる方々、生活道路となっている部分、それから経済道路となっている部分等もございまして、ここ辺りにつきましては、地域の住民の方々の御意見等もお聞きしながらする必要はあると考えておりますけれども、そのようなメンテナンスの事業を行いながら、改めて維持管理にも努めていきたいと考えているところであります。

それから最後に5番目の質問でございます。

避難所における新型コロナウイルスの感染症対策についての御質問でございますけれども、避難所における新型コロナ対策につきましては、昨年の出水期から留意しておりまして、国や県が示すマニュアルを参考にしながら、一つは、受付時に体温の測定、それからチェックシートによる体調管理・確認、それからアルコール消毒液の設置、非接触型の体温計の設置、収容人数の削減というようなことなどを行った上で、避難所ごとに過密の状態にならないように管理をいたしているところでございます。

今回の避難所の開設に際しましては、各避難所についてトイレが離れた場所にある施設や床が畳・フローリングなど環境面において、不満の声があったということは聞いております。避難所は災害時の緊急避難的・一時的な避難場所でございますので、自宅やホテルなどと比較しますと、決して快適ではなく御不満もあろうかと存じますが、一定の御理解をいただきたいと思っております。

近年の避難所の在り方につきましては、中央防災会議でもストレスが発生しにくく、それから3密を避けるなどの方策としまして、親戚や知人宅などへの避難を推奨されているところでございます。また、町では、地元の身近な施設での自主避難なども呼びかけを行っているところであります。

今回の7月豪雨、それから8月の長雨におきましては、数日間における避難となったところでございますけれども、改めてこの現状を分析しながら、避難所にストレスを感じないような対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○柏木 幸平議員

それでは、(1)の18災の教訓と反省についてですが、町長におかれましては、鶴田ダム、それと川内川の河川事務所等とホットラインを結んで情報の供給をいたしたとのことであります。

それで、平成18年9月の一般質問の会議録を見たんですが、そのときの水害についての反省点で、当時の町長が日高政勝議員への答弁として、過去に例のないことであった、ダム放流に関心が集中しすぎて、支流の増水に注意が足らなかった、自然変異状況に早く気づくことによって、

数々の指示及び対策がもう少し早めにできたのではないか。また、関係機関との情報網を連携し、情報を一元化しながら対策に生かすことが重要であると言われております。

平成18年の水害のときは、朝方からの増水でしたが、今回は深夜から早朝にかけて降り、ほとんどの皆さんがあまり行動していない時間帯に増水が起こっております。未明から早朝にかけて西新町地区では、住民が避難するよう近所の方々を起こして回ったり、公民会長さんは国交省川内川河川事務所にポンプ車の要請をされたりしていたようです。また、6時ぐらいに増水に気づかれた人は、避難道路が浸水していて、障害がある家族と一緒にようやく息子さんの家に一時避難されたようです。

こうして一部では18年の教訓が生きて地域防災が働いたと思いますが、中には川内川の河川整備がされたことによる気の緩みも一部であったのではと思っております。そういうことで、今後の地域への連絡や公民会との連携については、どのように考えておられるのか伺います。

#### ○町長（上野 俊市君）

今回の災害の教訓といいますか、非常に考えさせられる部分もあったわけですが、やはり激特事業において河川改修、それから鶴田ダムの再開発事業が進みましても、これはもう万全ではないということがございます。そういうのを念頭に置きながら、やはり流域の方々が常にそういう意識を持っていただくことが大事であろうと考えているところであります。

地域への連絡・連携の関係につきましては、毎年行っております町内の一斉防災訓練、それから防災点検が非常に重要であると考えているところでございます。

虎居地区の流域の公民会等におかれましては、毎年熱心にやっぱりそこ辺りを注意しながら、防災訓練等もされているところもでございます。非常に重要かと考えているところであります。

町内の一斉防災訓練の取組といたしましても、自主防災組織による集団の避難訓練、それから避難行動の要支援者への声かけや地域内の連絡体制の確認ということがございます。

今回の雨につきましては、誰もが予想できない想定外の事態ではありましたが、災害に関する的確な情報をいち早く収集しまして、地域住民へ情報提供できるよう、自主防災組織や消防団などの連携強化に努めてまいりたいと考えているところであります。今回の場合は、深夜にこういう増水等によって一部のところで被害等も発生しておりますけれども、やはり深夜でありましても、情報をしっかりと防災行政無線なりでしていくということについては、改めてその必要性も十分感じたところでありまして、防災行政無線の中でも場合によっては、深夜に関わらず緊急避難を呼びかけることもございますというような放送もしたところでございます。

今後におきましても、そのような形で進めてまいりたいと考えているところであります。

#### ○柏木 幸平議員

今回、公民会長さんが直接川内川の事務所に電話されたりとかされたみたいですが、できればまた、公民会長と町との連絡、そこ辺りの地域の事情が分かる情報等もまた必要じゃないかと思っておりますので、そこ辺りもまた公民会長と連絡がとれる体制も必要じゃないかと思っております。

災害の対応は、行政の初動体制と情報提供、また住民の早期避難行動が肝心だと思っております。浸水が予想される地域では、日頃から気象情報や河川とダム情報の収集など自分が災害に遭わないための心構えも必要であると思っております。また、自主防災組織等の連携も必要であります。皆さんが安全に素早い行動ができ、また、警戒感を一層高めて避難を、迷っている人も中にはいらっしゃると思います。この状況で今、避難をすべきなのかなというそういう皆さんへも後押しもできる情報提供するのも行政の務めではないのかなと思っております。

これからも今回のような災害は突然起きると思います。過去の災害経験を生かし、想定されることは事前に準備をして、町の防災無線、さつま町のホームページ、それと公民会、実際また地

域の公民会長さんがする放送でも大分違うと思いますので、そこ辺りもこの利用が欲しいかなと思っております。それと、MBC南日本放送とのパートナーシップの利用などして、さつま町地域防災計画の目的をしっかりと達成しなければならないと思います。今後の対応を伺います。

#### ○町長（上野 俊市君）

今、議員がおっしゃるとおりでございます。通常の避難訓練等も実施しながらもですけれども、やはり自分の命・財産は自分で守る、というのがまず第一でございますけれども、それには的確な情報と的確な時期への情報提供というのが非常に必要であると考えております。

今回の豪雨等振り返りながら今後、先ほど申しました気象庁、それから河川事務所、鶴田ダム等々各機関からしっかりと連携をとりながら、適時的確な情報提供ができるように、先ほどありましたように関係するような地域の公民会長さん方々への、どのような形での情報提供ができるのかということも含めまして、また地域の住民の方々が安全で迅速に避難できる体制づくりに努めていきたいと考えているところでございます。

#### ○柏木 幸平議員

(1)の質問については、前向きに取り組む姿勢が見られましたので了解いたしまして、次の質問に移ります。

次に、(2)の都市下水路と道路などのインフラ整備についてですが、これまで災害復旧工事は、原型復旧が原則ということですが、農地や河川堤防、道路なども何が原因でそうなったのか調査して、同じ災害を繰り返さないような改良復旧になるように関係機関との協議はできないものかと思っておりますが、そういう現在の状況と今後の対応について伺います。

#### ○町長（上野 俊市君）

災害復旧の関係等については、議員の御指摘どおり、原型復旧が原則でございます。今回、県の中小河川を中心に大きな災害が発生したところでございますけれども、災害復旧のやり方といいますか、災害復旧につきましては、改良復旧が必要な箇所等々も見受けられるところであります。今回の河川等の被災した部分等については、やはりその原因となった部分等々も場所によってはございます。

そのようなことから関係機関にこれまでも国交省、それから農水省、内閣府、それぞれ大臣・副大臣等に要望もしてきたところでございますけれども、改めて鹿児島県のほうに対しまして、これは知事へすぐ要望ができればよかったですけれども、今現在、蔓延防止等の重点措置が発令されている期間ということもございまして、県の振興局長をはじめ、各部長様方に対し、知事への進達も含めまして、改良復旧等に、場所によっては改良復旧と、それから全面的な抜本的な改良も検討していただきたいというようなこともお願いをしてくれているところでございます。

非常に鹿児島県におきましても、河川が多い中で、しかも厳しい財政状況等の中でございますので、なかなか難しい部分等ありますけれども、やはり今後におきましても、今回の災害等の原因になった寄州あるいはその関係の箇所等については、あわせて改良等ができるように、引き続き要望も行ってまいりたいと考えているところでございます。

#### ○柏木 幸平議員

改良復旧ができるように、引き続き要望等も行っていくとのこととあります。

次は、私の(3)の内水対策にもつながることですが、部分的な部分で虎居の後川というところがあるんですが、その流末は樋門もなく、504号の国道と川内川の堤防の下をボックスで流れるようになっていくわけですが、これまでの国交省の説明では、川内川の分水路ができたので、後川はそれより下流になるため、川内川の影響もなく内水は起きないというような説明でありましたが、私はもう以前からずっと心配していたところでした。今回もそこが50センチぐらいの

道路浸水があり、通行止めになっております。

また、この場所は504号と町道西手大角線の交わるところで三差路になっておりまして、弓ヶケ迫墓地の横にあります国交省のポンプ車庫があるわけですが、その国交省のポンプ車が入りする場所でもあります。あと増水により人家も孤立する場所でもあります。このような道路改良が必要な場所が当然もう町内にもあると思います。それで、関係機関等の国や県、県は関係あるのかな、関係機関との協議も必要かと思いますが、今後の対応を伺います。

#### ○町長（上野 俊市君）

今回のこの大雨によります浸水箇所等につきましては、13か所あったようでございまして、把握できていない箇所等もあるかと思っておりますのでございますけれども、御質問にあります後川の関係等についてでございます。

ここにつきましては、私もよく通るところでありまして、確認をいたしておりますけれども、やはり後川への集水面積といいますか流域面積が柏原区の京塚原から広くございまして、約160ヘクタールを超えるような広いこの地域に降った雨が一気に流れ込むというようなことでもあるようでございます。

504号の御指摘の箇所につきましても、若干ちょうど低くなっておりますので、ここの冠水対策としましては、国道504号の一部かさ上げも含めまして、鹿児島県へ要請をまたしていきたいと考えているところであります。

樋門の関係等については、また河川事務所との意見等もまたお聞きしながらやっていきたいと考えているところでございます。

#### ○柏木 幸平議員

今後、後川の樋門も大変必要になってくると思いますので、そこ辺りも関係機関との協議を行っていただきたいというのと、あそこに関しての道路の浸水については、道路をかさ上げすることで道路の浸水はなくなるのかなと感じておりますので、そこ辺りもまた協議をいただきたいと思っております。

次に、これもまた部分的なことなんですけど、虎居町の中心地を通る国道328号では、側溝に流れ込む雨水が吐けずに路上を流れたりとか歩道を流れたりしております。そのうちの2か所では、下水から噴水状態で歩道に流れ込む状況でもあります。

その噴水状況の1か所は、店舗前で町が管理する都市下水路と交わるところであり、店舗の方はこれまで自費で店舗の入り口に排水用のU字溝とグレーチングを施工したり、下水道からの噴水に関しては板などで防ぎ、また、車からの跳ね返りの水、それら等もテントとかブルーシートで覆って、開店をされていても道路から全然見えなくて暗い状態になっております。

それと、もう1か所の噴水か所は、国道と町道との交差点で児童生徒の通学路であり、保育園の送迎道路にもなっております。これまで側溝の蓋版は改修されたところですが、抜本的な改修ではありません。それで、18年の災害の際に、虎居地区の雨水処理対策で中心部に集まる下水路の改修はされたんですが、今言ったような虎居町の北側の328号沿いに集まる雨水対策は改善されておられません。

そのようなことで、町内にもそのような河川に伴う内水だけでなく、水はけの悪さで浸水した道路も、先ほども町長のほうからも言われましたが、あろうと思うわけですが、今後の対応を伺います。

#### ○町長（上野 俊市君）

今回の大雨というのが、非常に想定を超える短時間に降る大雨でございました。このような雨というのが、もう頻繁に今起こっている状況でございます。御案内のとおり、最近のテレビ等で

大雨による流末の排水等が側溝等が噴き上がる風景の映像というのも見ていらっしゃるかと思えます。そのような形で近年は、非常に想定外の大雨というのが多くなってきているところがございます。

側溝等の設置につきましては、当然ながら基準に基づきまして設置をしているわけですが、それを超えるようなこの雨というのも原因の一つではございますが、あふれたところの状況等見てみますと、やはり周辺からの木切れ、それから落ち葉などがたまって側溝を塞ぐと、そこから氾濫と申しますか、噴き上がるというような箇所も多く見受けられているところがございますので、やはり常日頃からそういう維持管理にもしっかりと努めていく必要があると考えているところであります。

#### ○柏木 幸平議員

方言で言う「すっど」だと思いますが、そのような木やら落ち葉何かの管理等も必要などところもあるかと思いますが、今私が言ったところはもう全然そういう関係なく流水だけが流れるところでもありますので、ぜひここ辺りも現場での検討を要請しておきます。

(2)については、これで質問を終わります。

次に、(3)の虎居樋門に関する内水対策ですが、国や県においては、過去の雨量データをもとに排水機場の能力、これはすみません1回目の質問でした。失礼しました。

西新町地区では、ポンプに頼らない排水機場の建設を住民は望んでおります。私が2回目で質問しようかと思ったのを、町長がもう先にここは言われましたので、ここは上野町長が、また今後も要望活動に尽力をさせていただけたらと思っております。

今回のパラリンピックの卓球男子のシングルに、球を足でトスしたあと口に加えたラケットでサーブするエジプトのイブラヒム・ハマドトゥ選手は「一生懸命取り組めば不可能なことはないと伝えたい」そう口にしてきたそうです。行政の取組とはもう違うかもしれませんが、そういう姿勢は必要かと思っておりますので、今後も上野町長も諦めずに排水機場の整備に向けた要望活動を一生懸命続けていただけたらと要請しておきます。

この件については、質問を終わります。

続いて(4)の橋梁改修や撤去等についてであります。

泊野川の川内地区にかかる中間橋では、橋脚に竹や大木がひっかかり川をせき止め、河川沿いの建物、車両、農機具等に被害が出ています。中間橋は、上流に新中間橋ができるとき、撤去の話があったとのことを聞いております。しかし、一部の反対でそのまま橋梁自体は残っているわけです。

また、私の一般質問の内容を見た方から、町内に橋梁や橋脚に流竹木などが引っかかって災害になるおそれがある箇所がほかにもあるとの連絡も受けております。現在、橋梁についても延命調査が行われているそうですが、橋梁の延命だけでなく、災害の面からも調査をしていただき、橋梁の延長や橋脚部分についても再検討が必要かと思っておりますが、橋梁の架け替えや撤去についての考えを伺います。

#### ○町長(上野 俊市君)

この中間橋の関係等についてでございますけれども、これにつきましては、昭和32年に架設されているようでございまして、平成28年度には1,300万円ほどかけて、クラック等の補修も行っているところでございます。令和元年の12月に行いました、この定期点検におきましては、この橋自体は健全な状態であるとの報告を受けているようでございます。

御質問の中間橋の撤去の関係等につきましては、先ほどありましたように、地元から要望等もありまして、中間橋を残されたというようなこともあるようでございますけれども、橋梁の架け

替えにつきましては、上流部に新中間橋という橋もございますので、この中間橋の架け替え自体は考えていないところでございます。また、撤去につきましては、現在、白男川地区のほうからも要望書が届いておりますけれども、先ほども申しましたけれども、対岸の地域の方々、それから農地耕作者利用の方々などの御意見等もお聞きしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

その他の橋梁等につきましても、橋梁点検と併せまして、災害等の危険性があるような箇所等につきましては、また拾い上げながら、対策も検討してまいりたいと考えております。

#### ○柏木 幸平議員

白男川地区からも、中間橋の解体撤去の要望書が町長に出ていると聞いておりますので、ぜひ、これについても地元との協議を要請しておきます。

次に、今回の災害で、全国防災協会の災害復旧技術専門家が2人、さつま町を視察され、国の災害調査による現地視察に向けて、災害状況を報告する際の留意点などを助言していただいたとの記事を見ましたが、今後もさつま町からの要請があれば、技術的な支援は継続していくような内容でした。それで、私もこの質問の、橋梁についての助言等はなかったものか伺いたします。

#### ○建設課長（野田真一郎君）

8月4日に、国土交通省のOBの方など2名の方が、災害復旧技術専門家として本町のほうへ来ていただきました。特に工法等の判断に難しかった道路4件、河川1件を見ていただいたところであります。

今回、今後の災害復旧工法等について御助言を頂きました。

現在は、新型コロナウイルスの感染症の拡大のために、来町等は厳しい状況でありますので、現在は電話やメールで御助言を頂いているところでございます。

なお、今回、橋梁の公共施設災害の該当箇所がなかったため、橋梁についての御助言は頂いていないところでございます。

今回、災害復旧技術専門家から頂きました助言を、今後の災害査定や災害復旧に生かしてまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○柏木 幸平議員

災害復旧技術の専門家とも、現在、連絡を取っているとのことでありましたので、了解いたしました。それで（4）の質問については、終わりたいと思っております。

次は、避難所の感染対策の件ですが、今、町長のほうから収容人数の制限などをしたりして、コロナ対策としてはしたと。それと、避難された方々には一時避難ということで、避難所での過ごし方については、一定の理解をしていただきたいということでありました。

それで、町にはこの災害時等に使用する非常食の備蓄や感染症対策物資等の備蓄があると思いますが、今回、その感染症対策物資等は、この避難所で使用されたのか伺います。

#### ○危機管理監（原田 剛志君）

備蓄しておりました品物の使用状況についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策のために、受付時に消毒液などを使用しております。また、非常食や水につきましては、7月10日午後から避難所への準備ができなかった方に対しまして、配布するように持ち回ったところでございます。また、7月10日の夕方には、ほとんどの方が避難所から帰られたということで、備蓄しておりました段ボールやパーテーションなどは使っておりません。

以上です。

## ○柏木 幸平議員

今回、西新町地区においては、この早朝の土砂降りの中での避難だったため、取り急ぎ自分の体だけというか、自分だけとか、家族でもそういう避難をされた高齢者の方もおられたようです。それで、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、避難所の薩摩中央高校で、敷物はないし、ちょっと薄寒かったけど重ね着とか毛布とか、そういうのも持って行かれておられなかったようです。おまけに、早朝だったために食事も取らずに避難をしたとのことで、当日はそこに、薩摩中央高校には、老人ホーム施設の利用者の方も避難をされていたので、施設の方からのお裾分けでおにぎりとお水を頂かれたそうですが。

また、緊急放流の情報がある中、天候の合間を見て、準備用品の忘れ物を自宅に帰る人もいて、避難所での呼び止めや、自宅に帰られた方の早期避難の呼びかけ等に公民会長や消防団員に負担がかかったようであります。

それで、必需品は自分で用意するように放送はあったのですが、忘れた人のために災害時における貸出し等の毛布とか食料、あるいは飲料水は先ほど用意したとのことでありましたが、そういう備蓄用品の提供が町からあれば、そのような外出をするようなことは少ないと思うのですが、今回、対策本部でのそういう検討はなかったのか、備蓄品の提供ですね、そういうのはなかったのかお伺いいたします。

## ○危機管理監（原田 剛志君）

今回の避難につきましては、大雨で、未明で、短時間な状況であるということで、避難する町民の方々も短時間で準備する時間がなかったことでないかと考えているところでございます。

天候などの危機によりまして、今後どれくらいの期間になるのか、あるいはいつ避難所を閉鎖するかというときにおきましては、災害の状況に応じて、未知数でありますけれども、避難所の開設時間が長期になる場合におきましては、今後、備蓄の非常食、あるいはそういう毛布等の配布を検討していきたいと考えているところでございます。

## ○柏木 幸平議員

時間も6分ぐらいとなりましたので、あと急ぎます。

虎居地区の避難所に指定された薩摩中央高校は、先ほど町長のほうからもありましたとおり、トイレが外にあるために、介助する人も避難された高齢者の方もずぶ濡れというか、傘を差しても風で飛ばされたりとか、そういう状況の中でトイレの利用をしなければならない。それと、雨漏りがあって、パイプ椅子等は用意されていたとのことでありましたが、ゆっくりできる状態ではなかったとのことでした。今後、町内の避難所についても、避難所として適当か再度点検をして、適合しないところは、見直しも必要かと思えます。

また、今回、湯田地区と虎居地区は事前に変更になりましたが、災害時に避難者が戸惑わないように、避難所の設定も早めに指定していただきたいと思えます。

それと、県内では日置市や鹿屋市で制度は始まっているようですが、身近な公民会などの建物を住民が避難所として選び、災害時に自主的に開設できる届出避難所があるそうです。こういう制度とともに住民の理解も得なければなりません。湯田地区は鶴田中央公民館など、鶴田地区も全域を対象にして、また、虎居地区は宮之城屋地地区、それから船木地区にある町の施設も視野に入れて、分散避難の観点からも、区域外の虎居だけではなく、区域外の指定もできないものか伺います。

## ○町長（上野 俊市君）

おっしゃるとおり、様々な事象における避難所の開設というのも考えられますし、今、こういうコロナ禍の中におきましての分散避難ということでございまして、私も選挙公約の中に、安

心、安全な対策の中で、避難所の関係等についても一応、触れているところであります。

広域的な避難となりますと、やはり移動の関係等、いろいろ条件等もございますけれども、ここあたりにつきましては、全体的な避難の在り方等、各公民館等のそういう施設を使つての自主避難というようなことも呼びかけをしながら、速やかに安全に避難できるような体制づくりというのを進めていきたいと考えているところでございます。これにつきましては、既にもう、担当課のほうには早く検討するよふにとつて指示もいたしておりますので、これについては全体的な観点の中から検討を進めていきたいと思つております。

○柏木 幸平議員

これで私の質問を全部終了いたします。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、柏木幸平議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時28分

---

再開 午前11時31分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

引き続き会議を開きます。

次は8番、新改秀作議員に発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

通告に従ひまして、次の2点について質問します。質問が多少重複する点があると思ひますが、御了承ください。

新型コロナウイルス感染対策について。1点目、鹿児島県に蔓延防止等重点措置が適用され、県は独自に緊急事態宣言を発令している状況であるが、本町の現在の感染防止対策はどのようになっているのか。また、今後対策をどう講じていく考えであるのか伺ひます。

2点目、これまでは大人から子供への感染が主であったと考えられているが、2学期になって学校生活が始まり、これからは子供から子供への感染も懸念される。このことに対してどのような対策を講じていく考えか伺ひます。

3点目、コロナ禍において、児童・生徒の学習やクラブ活動に多少なりとも支障は出ていると考えているが、どのように対応していく考えか伺ひます。

4点目、コロナ禍における学校での環境衛生について、どのように指導していく考えか伺ひます。

5点目、新型コロナウイルス感染症はあらゆるところに長期的に影響を与えているが、町内の製造業、観光業、商業、農業などの経済状況をどのように捉えているのか。また、感染拡大の終息が見えない中、追加の支援策を講じる考えはないか伺ひます。

2、教育行政について。1点目、文部科学省の中央教育審議会の答申に、令和4年から小学校5年生と6年生に教科担任制を導入するとしているが、本町はどのように対応していく考えであるのか伺ひます。

2点目、以前の一般質問で教員の労働時間及び働き方改革について質問を行ったが、その後の状況はどうか伺ひます。

3点目、特別支援学級の生徒が増えていると言われているが、今後の問題点として何が考えられ、その対策をどう講じていく考えか伺います。

これで1回目を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、新改秀作議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、本町の感染防止対策と今後の対策についてでございます。

本町におきます感染防止対策につきましては、8月19日に町の対策本部会議を開催しまして、鹿児島県から示されました要請に基づき、施設の利用について制限をすることと、それから飲食店への時短要請による協力金など、改めて感染防止対策の徹底を行っているところでございます。

同日、私も自ら防災行政無線におきまして、この蔓延防止法の取扱いの発令に伴います町民皆様の方々への周知、それから協力依頼を行いまして、また24日には広報お知らせ版の臨時号を発行しまして、蔓延防止等重点措置の発令に伴い、改めて基本的な感染防止対策等の徹底をお願いしているところでございます。

町としましても、この新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を進めるに当たりまして、先ほど申し上げましたけれども、医療従事者や高齢者から実施し、町内の12歳以上18歳以下の子供たちが夏休みを利用しての接種ができるように、実施しているところであります。

併せまして、クラスターの発生を防ぐために保育施設等、それから高齢者施設等、障害者施設等の従事者、小学校、中学校、高校等の教職員関係の方々への接種につきましても優先的に行っているところでございます。

そのようなことございまして、先ほど上久保議員のところでもお答えしましたけれども、12歳以上の20歳から40歳代の方々への接種券につきましても、もう発送いたしまして、現在接種を進めているところであります。

今後におきましても、国や県のこの対応の動向を注視しながら、感染防止対策につきまして状況の変化に即応した情報提供、それから呼びかけを行いまして、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応もお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、(5)番目の関係等についてでございます。町内の産業に与える経済状況をどのように捉えているかとの質問でございます。

まず、製造業の関係等につきましては、町内33の製造業者には昨年2月からいち早く影響調査等を実施しているところでございます。

回答内容によりますと、昨年9月ごろまでは受注の減少による休業や生産調整が行われた企業もあったようでございますが、それ以降は大多数の企業で徐々に回復に向かったとのことであるようでございます。

ただ、現在はこのスマートフォンやリモートワーク関連機器及び海外での新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、半導体部分の供給が不足しているというようなことから、自動車業界等で新たな生産調整が行われておりまして、その影響による受注の減少などが見られる企業も出てきているところでございます。

次に、観光業、商業につきましてもでございますが、特に居酒屋やスナックなどを中心に、また宿泊業なども大きな影響を受けてきているところであります。さらに、この蔓延防止等重点措置によりまして、県内全域の飲食店には8月20日から9月12日までの営業時間の短縮要請が発

せられておりました、町内の飲食店でも時短営業や休業が行われているところがございます。非常に厳しい状況であることを認識しているところであります。

次に、農業への影響等についてでございますけれども、当初は牛肉、マンゴー、イチゴ、茶といった外食向けの高級食材や、イベント中止等での需要が減った花卉類で大幅な売上げ減少が見られたところがございます。

その他の品目につきましても、一部品目で価格低迷したものの、巣ごもり需要の拡大から生鮮野菜が好評でございまして、町内5か所の直売所の売上げも順調であったことから、直接的なコロナ禍の影響というのは少なかったものかと考えているところでございます。

最後に、この追加支援の関係等についてでございます。

新型コロナの感染状況を見極めながら、国、県、その動向も注視し、どのような支援が必要なのか、また事業者の状況等も把握しながら、支援の追加、あるいは現在の支援対策の拡充、あるいは新たな支援対策を講じていきたいと考えているところでございます。

それぞれの関係課におきましても、追加の支援対策の関係等について状況等見ながらやるということで指示も行ってございまして、検討に入っているところでございますけれども、先ほど申しましたように国、県動向等、それからこのコロナの状況がどう進展していくかというのを見極めながら、対策を講じていきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

#### ○教育長（原園 修二君）

新改選議員の1番目、新型コロナウイルス感染症対策についての2つ目の質問であります子供から子供への感染対策の御質問にお答えいたします。

テレビや新聞でも報道されているように、大人から子供への感染だけでなく、2学期の学校生活が始まり、子供から子供への感染が懸念されているところであります。

これまでの県内の学校関係者において、クラスターが発生した条件を確認してみますと、多くの要因がある中で共通した内容としては、室内での活動であった、それから2つ目に換気が不十分だった、3つ目にマスクの着用が徹底されていなかった、マスクを外しての会話があったことなどが要因として挙げられています。

このような状況を踏まえ、学校における感染防止対策につきましては、文部科学省から出されております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式というものにのっとって感染対策を徹底し、教育活動を行ってまいります。

具体的な感染対策といたしましては、児童・生徒、教職員は毎朝の検温、健康チェックを行うということ、マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底を図る、教室の換気を十分に行う、給食時は全員が前を向き黙食を行う、密になるような活動を控え、グループ活動は短時間で行うようにするなどといった対策の徹底を図ってまいります。

今後も県、地区内をはじめ、町内の状況等を的確に把握しながら、先手を打って感染防止対策の徹底を図ってまいりたいと思います。

次に、3つ目の教育活動への対応につきましては、現在のコロナ禍において児童・生徒の学習やクラブ活動に多少なりとも支障は出ているというふうに考えております。

学校では、昨年度から様々な学習活動や学校行事に制限がかかっており、例えば運動会などの行事の縮小、修学旅行等の延期、行き先の変更、こういったものがあつたり、学校行事や部活動の試合などを中止にしたりというようなこともあります。

また、学習面においては、グループ活動による学び合いの授業や歌唱などの制限もかけられて

いる活動も数多くありまして、児童・生徒の感染対策を行う上で学校現場も苦慮している状況であります。

具体的には、長時間近距離でのグループ活動や大きな声で話す活動などを制限する、それから合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカの楽器演奏、保健体育における密集したり接触したりする運動、こういったものを、感染リスクの高いものは避けるように指導しているところであります。

しかし、一方では児童・生徒の学びを止めないために学校行事の簡素化を図り、感染対策を行った上で短時間の実施をしたり、時間差による手洗い場の利用、タブレットを活用した児童・生徒同士の意見交換やドリルの活用、家庭と連携した毎日の検温、健康観察の徹底など、各学校の実態に応じて工夫を図っております。

また、中学校の部活動におきましても、室内における換気の徹底等の基本対策のほか、運動時以外のマスク着用の徹底、マスク未着用時に大きな声を出さない、水分補給等の水筒は共用しない、部室等は短時間の使用とするなど対策を講じさせております。

今後も各学校における教育活動を進めるに当たりましては、基本となるマスクの着用、換気、手洗い、手指消毒の徹底を図りながら、教育の充実を図ってまいります。

次に、4つ目の環境衛生につきましては、各学校に次のような指導を行ってまいります。

まず、物的環境としましては、教室や体育館の換気を十分に行い活動させるよう指導しております。

先ほど申し上げましたように、県内の学校におけるクラスターに共通する点は換気です。まだ熱中症の心配される時期ではありますが、空調の効いた教室でも対角線上の窓を開けて空気の流れをつくるように、常時換気を徹底させます。

併せて、児童・生徒が触れる場所の定期的なアルコール消毒の徹底を図らせています。

次に、人的環境としましては、マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底、3密の回避をさせるよう指導しています。

また、学校での感染を防ぐためには各家庭の協力も必要になりますので、毎朝の検温や健康観察を行ってもらい、発熱等の風邪症状がある場合は休んでもらうなど、周知徹底を図るよう指導しています。

環境衛生以外にも、各学校においては新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、感染者やその家族、勤務先に対する差別的な取扱や誹謗中傷が絶対にならないように、発達段階に応じた指導を行い、人権等の充実を図ってまいります。

町教育委員会といたしましては、今後も各学校の実態に応じて指導助言を行い、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、適切に対応してまいります。

次に、教育行政につきまして、1つ目の教科担任制への対応についてです。

今年1月の中央教育審議会において、小学校5、6年生で専門の教員が教える教科担任制を2022年度をめどに本格導入するというふうに答申がなされました。今後法整備等がなされて、導入されていくものと思われまます。

現在、本町では既に特定教科においては教科担任制の例として、盈進小学校では理科、音楽、佐志小、柏原小、鶴田小学校では理科において専科教員による指導が行われています。また、鶴田小学校と複式学級を有する学校においては、専科教員による英語の指導が行われています。

教科担任制につきましては、専門性のある教員によるきめ細やかな指導や、中学校の学びにつながる系統的な指導の充実が図られるというメリットがあります。さらに、授業の準備の効率化、教師の負担軽減につながることも期待されております。

今後は、例えば1学年が複数学級、例えば1組から3組までである場合、1組の先生が3クラス

の国語を全部1人で行う、1組、2組、3組の国語を1人の先生が行う、それから2組の先生が2組だけではなくて1組、3組の算数の指導を行うと、あるいは1学年単学級ですね、5、6年生1クラスしかないような学校においては、5年生の先生が5、6年生の国語、6年生の先生が5、6年生の算数を指導するというふうに、授業効果における教科担任制が導入できるように指導してまいりたいというふうに考えております。

また、複式学級を有する学校においては、教科担任制を導入するに当たりましては、新たな人員配置が必要になる場合なども想定されますので、県教育委員会と協議をしながら、必要な人員が配置されるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

教科担任制が導入された際には、教科指導の専門性を持った教員が指導を行うことで授業の質が向上し、学習内容の理解度や定着度の向上につながるとともに、複数の教員による多面的な児童理解を通して心の安定につながられるよう、教育委員会としても各学校に指導してまいります。

次に、2つ目の教員の労働時間と働き方改革についてですが、教育の質の維持、向上を目指して、県教育委員会が示した学校における業務改善アクションプランというものがありますが、それに基づき、各学校では業務の簡素化、業務の効率化、業務改善の意識化などの視点から、積極的に業務改善に取り組んでおります。

労働時間につきましては、各学校の今年6月の正規の時間を超える勤務時間の平均、正規の勤務時間を超える時間ですね、勤務時間の平均は37時間40分で、県が目標としている月45時間以内を下回っている状況です。

しかし、一方では月45時間を超えている教員が35%おり、課題として捉えているところであります。

働き方改革につきましては、各学校では週1回の定時退校日の設定や、勤務時間を考慮した会議等の時間設定などによる意識改革、校務分掌の見直しなどによる事務負担の軽減、勤務時間内に授業準備を行うための時間の確保など、学校全体で業務改善に向けた取組を推進するとともに、教員一人一人がそれぞれに課題意識を持って取り組むワントライという取組も進めているところであります。

また、町教育委員会では、昨年度さつま町立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則や、さつま町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する法律指針を制定するとともに、夏期休業期間の学校閉庁日の設定や、事務負担の軽減を図るための校務支援システムを導入し、教員の働き方を支援しているところであります。

このように、各学校と教育委員会が一体になって働き方改革を進めることにより、令和元年度から年2回実施しているフォローアップ調査では、あなたは学校における業務改善が進んでいると感じますかという問いに対して、令和元年度末は54%の教員が感じるとしていたのに対し、令和2年度末は75%の教員が感じるとしており、県教育委員会が令和2年度末の目標としていた70%を5%上回る結果となっております。

今後も町教育委員会では各学校と一体となって、教員の業務改善の意識化を図るとともに、勤務時間管理の徹底と業務の簡素化、効率化を推進し、教育の質の維持向上に努めてまいります。

次に、3つ目の特別支援教育についての御質問についてお答えいたします。

本町におきましては、特別支援学級に在籍する児童・生徒は、平成25年は小学校が14名、中学校が9名、計23名、10クラスでありましたが、今年度は小学校が78名、中学校が35名の計113名、27学級となっております。この9年間で90名増加していることになります。

このような状況は本町だけではなく、県全体で同様の傾向があり、今後もこの増加傾向は続く

ものと推測しています。

また、本町におきましては昨年度、通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒が通級して学ぶことができる通級指導教室を盈進小学校に開設をし、2年目になりますが、今年度は盈進小学校の児童が8名、他校の児童が2名、週一、二時間程度通級をし、個々の障害に応じた個別の指導を行っています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数が増加している理由としましては、制度が変わったこともあります。特殊教育という名称から特別支援教育に変わりました。

それから、児童・生徒一人一人によりきめ細かな教育が行われるようになったことや、発達障害も対象になったことなどで、特別支援教育の理解、特に保護者の理解、早い段階からの特別支援教育の必要性の理解、こういったものが進んで、子供たちの可能性を伸ばせる手厚い教育を求める保護者が増えてきたということなどが考えられると思います。

このような状況の中で、特別支援学級では在籍する児童・生徒一人一人に対して、よりきめ細やかな支援が必要とされることから、特別支援学級担任である教員の資質、能力の育成をさらに図ることが課題であると捉えております。

そこで、町教育委員会といたしましては、教員の資質、能力の育成を図るために、特別支援学級の担任を対象とした部会を年3回実施していましたが、こういった部会の実施や各学校における校内研修へ指導主事を派遣させたり、派遣させることによって研修を深めさせたり、県や各地区で行われている研修会にも積極的に参加させるようにしております。

また、今年は県総合教育センターの短期研修講座に9名が、県教育委員会主催のオンライン教育講演会に8名が参加するとともに、8月に実施している町子供の発達支援連絡協議会には全小中学校の教員が参加し、研修を深めたところであります。

今後も町教育委員会では、出水養護学校や子ども支援課等との関係機関と連携を図るとともに、教員の資質、能力の向上を図るための研修を充実させるなどして、各学校における特別支援教育の推進に努めてまいります。

[教育長 原園 修二君降壇]

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時56分

---

再開 午後 1時05分

---

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○新改 秀作議員

まずは、コロナの関係で、1番目の町長にお聞きしたことでございますけれども、今感染者が一応今朝で32名というふうに伺いました。この中で、私もいろいろと電話をもらったりするわけですが、もちろん濃厚接触者と感染者と間違っていて、非常に迷惑しているというような方がいらっしやいまして、そういうことで町内にはもちろん感染者もいらっしやったわけでございますけれども、誹謗中傷というようなそういう電話とか、そういうのをお聞きになったとか電話があったとか、担当課でもいいんですけども、その辺の情報をお示し願いたいと思います。

#### ○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

今のところは、そういった電話とか状況というのはお聞きしておりません。

#### ○新改 秀作議員

私の知っている関係でそういうのはあったもんですから、別にそういうのはあったのかなと思って、非常に迷惑されておりましたのでお聞きしたわけでございます。

2問目行きますと、先ほどのワクチンの供給量に対して、10月前半までの12歳以上の8割に2回接種するために必要な量はあると配分されるということでもございました。前回の65歳からの途中でしたか、その後の接種のときでしたか、突然供給はストップになったというようなことをお聞きしたわけですが、この8割に2回接種できるだけこの量だけ供給できるということで、それ以上になったらどうなるのかと思うんですけども、その辺の接種量の関係をどのように考えていらっしゃるのか。また県とのいろいろそういう対応もあると思いますけれども、町長としてはどのようにお考えなのかお伺いします。

#### ○町長（上野 俊市君）

ワクチンの供給の関係等につきましては、今議員御指摘のとおり、8割程度ということをめどに供給がなされるように、国のほうもしておりますけれども、前御説明申し上げましたけれども、本町におきましては、実際高齢者が90%を超えるというような接種率になっておりまして、もう当然ながら80%を超えておりますので、この分については、不足が生じるわけでございまして、そこあたりの事情、それから本町におきましては、この学校の教員それから保育士等につきましても、町外関係の方々も非常に多くございますので、ここあたりを優先接種にしたということでありまして、このあたりから示しましてもワクチンの80%では足りない状況が出てきておりますので、これにつきましては県のほうからも調査がございまして、本町の事情等も説明いたしまして追加のワクチンの供給のお願いもいたしているところでありまして、県のほうもそういうことで一部前回追加も1箱いただいたところでございますが、またこのようにしながら、状況を見ながら、県のほうには追加のワクチンの供給ということもお願いしながら、希望される町民の方々が全て接種できるように働きかけを行っていきたいと思っております。

#### ○新改 秀作議員

このワクチンの接種の状態を各自治体、県内の自治体をいろいろ調べてみますと、八十何%いっているところいろいろ、今の時点ですよ、大体8月31日の時点で13歳以上82%とか、我々さつま町は遅いのか早いのか判らんですけど、市内と比べると割と接種率がいいんじゃないかと思うわけでございます。供給に対してもなるべく早く手を打って、たくさんの方に、もうワクチン接種しか私は頼りはないと、今のところ思っております。これまた3回目もくればまた大変なことだと思って、今ワクチンで少しでも軽減、重篤化を抑えるのはワクチンしかないんじゃないかと思うわけですので、たくさんの方に接種できるように。

また、ワクチンの接種に若い人でいろいろ抵抗を示す人もいらっしゃいまして、その辺も、都会もこの頃若い人もテレビで見たら若い人も相当打っているけど、中にはやっぱりいろんな情報で抵抗のある方もいらっしゃると思います。こちらにもやっぱり何人かそういうのがいらっしゃいました。この情報公開をいろいろ徹底して、家庭でも息子でもいる人はそういうことを言ってあげるように、接種率を上げる努力を、広報さつまでは接種、自己のあれですから、なかなか強制的にはできないわけですが、接種率を上げる努力をできないものかと、これは要請ですので、一応これで終わります。

続きまして、この小学生の2学期になった子供から子供の感染についてですけども、いろいろと学校によってはクラスターが発生して、そうした中で、子供たちは症状に物すごい出にくいと。それでまた、このデルタ型だったら一応空気感染とかいろいろ言われているわけでございますけ

ども、この対策というの今までの対策じゃなくして、一步踏み込んだいろんな対策をやっていかなければ感染対策が必要じゃないかと思うところがございます。対策の徹底を要請するわけでございますけれども、この児童クラブももちろんですけども、児童クラブとか保育園とか幼稚園とか、やっぱりこういうところもいろいろと、児童クラブなんか教育委員会等のいろいろそういう連携の中でできるわけですけども、やっぱりその対策をもう1回見直してもらうように要請しておきます。これも要請で結構でございます。

3番目に行きます。学校の中で、非常に子供たちが感染対策、いろいろところで相当私はストレスになっているんじゃないかと。去年から見てみますと、運動会あるいは修学旅行も中止とかいろいろ、そしてまた私たちが地域を見てみますと、全然夏休み子供たちの顔が見えないですよ。ラジオ体操は7月いっぱい8月になったら全然ないんだという話も聞きました。子供たちは家で何をしているのかなと思って、この8月20日から図書館も休みどこも休みで、多分ストレスが物すごくたまっている、先生たちももちろんです、ストレスはたまっていると思います。

これは教育長に9月の学校始めになったら、やっぱりストレス関係で、何もなくてもいろんな事故も発生する率もあるわけですよ。まして、このコロナの関係プラス家に帰って、タブレットの持ち帰りももちろんできないわけですけども、物すごくストレスもたまっている、こういうときこそ子供たちのケア、心のケアになるかもしれませんけど、教育長としてどのようにお考えなのか。事故いろいろ起きる前に、一応思いをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育長（原園 修二君）

ただいま児童生徒のストレスということについてのお話でしたが、子供たち夏休み期間中も出ておりませんので、活動もできておりませんので、やっぱりストレスたまっているんだろうなということを感じているところです。

中学生の例ですけど、部活動もずっとできなかった時期がありまして、再開されたときの様子を先生方にちょっとお聞きしたんですが、やっぱりストレスかかっていたんだと、どの先生方も部活動を生き生きと参加している様子を見てそう思われたようです。やっぱり大なり小なりというか、子供たちの中に影響が出ているんじゃないかなというふうに思います。

2学期もいろんな行事等が中止になったり、運動会縮小されたりとか午前中開催になったりとかいうことで、思う存分できていない部分があります。ちょっと大げさな言い方になりますけど、学校で教育するという場において、できるだけいつもと違うような日程に急に変えたりとかしないで、規則正しく規則的に時間の規律を保つというんですか、リズムを持って生活をしていく、そういったものを続けるということが、子供たちにとって非常に必要なことですので、途中で何かをがらっと変えたりとかいうことをできるだけ避けるように学校のほうでは努めています。

その中でも、こういうコロナが流行っていると、どうしても対応せざるを得ない、その中でどういふふうになれば一番ストレスがかからない、子供たちがやりたいものを応えられるような状況にあるかということも、これは十分研究しないといけない。こういう方法というのはありませんので、示されていない、自分たちで子供たちを見ながら学校の先生たちがこうじゃないか、こうしたらいいんじゃないかというようなことを相談をしながらやられている状況だろうと思います。

2学期についてどういふような生活をするかということについては、夏休み期間中に教育委員会から文書を2回通知をしております。1回は夏休み期間中に校長研修会、校長会を開きまして、その中でも2学期にどういふふうになれば子供たちの活動が保障できるかというんですか、そういったことで話をしたところです。これ絶対名案というのはなかなか出てこないです。試行錯誤しながら工夫しながら、子供たちを預かっているという責任感を大事にしながら、努めてまいりたいというふうに考えております。

## ○新改 秀作議員

大体判りました。要は、一応子供たちが何も事故の起こらないようにまたケアをよろしくお願いいたします。

4番目の環境衛生についてでございますけども、もちろんクラスターが発生する条件、換気、いろいろ条件には窓を開けてクーラーをつけてとかいろいろガイドラインの、もちろんの再点検というのが必要でございます。こうした中でも、学校と家庭との連携、これも必要な事項であると思うわけでございます。

教育長にお尋ねしますが、もしものとき、そういったマニュアルというのはできているわけですか。1名でも感染した場合は連絡、いろいろな状況、簡単でいいですけど。

## ○教育長（原園 修二君）

感染が発生した場合には、子供が感染したら、その子供はまず出席停止ということで出てこさせない。それからあと、その次の段階としてはその子供が通っている学級を学級閉鎖する、もうちょっと上は学年全体を閉鎖する。それからあとは学校、臨時休校です、学校を閉鎖して臨時休校の措置を取るそういったふうに段階に応じて感染の度合いが広まっていくに応じて、そういった措置は取っていきます。

ただ、今言われているのは数が入ってくる前に感染の状況を見ながらどういうことをすればいいかということで、例えば分散登校であるとか、時差登校であるとか、そういったことも新聞等にも出ています。これはあくまでも人数が多いところといいますか、密をつくりやすい状況の学校で、本町で言いましたら例えば盈進小学校とか宮之城中学校とか、学級数が多々入っているような学校等に、かなりそういったところ研究していかないといけないわけですので、実際そういったのは検討を進めております。

学年別については、3月に中学校で、例えば1年生と2年生だけを登校させるとか、そういった日を設定したりというふうにして、1回はちょっとやったことありますので、その経験を生かしながら、また進めていけるんじゃないかなというふうに思っています。

## ○新改 秀作議員

時間がないようですので、次の5番目の、商業あるいは製造業、観光業、農業に対する支援策を含めて、経済状況ですけども。

いろいろ町長のほうからもございました。物産館みたいに相当売れてきているところと、いろいろあるようでございます。そうした中でも、今すぐ、今前回の商品の応援事業がまだ継続ですから、すぐというわけにはいきませんが、この感染の状態によっては、また再開の要望をしておきますので、ひとつお願いいたします。

教育行政のほうに移らせていただきます。

先ほど小学校5年生、6年生に教科担任を導入するということが決まっておるわけでございますけれども、さつま町としては、今、教科担任はなくして専科教員による指導を行っておるということでございます。

以前、去年でしたか、私もいろいろ前の校長先生だったと思いますけども、いろいろ聞いたことがございます。いろんな体育あるいは家庭とかいろいろなそういう中で、やっぱり専門員、補助員として学校の中らとかいろいろそういう中から、子供たちの教育に補助員として使ってみようかというような話もあったわけですけど、そういう取組というのはやっていらっしゃるんですか。

## ○教育長（原園 修二君）

1つの学級で2人以上でPTというスタイルを取りながら補助をするという、人がいて時間的

に余裕があればそういったことできるだけ取り入れるようにしておりますので、できるところはどんどんやっております。今ちょっと小規模校などになりますと教頭先生が入ったりとか、そういったことをしながらやっているところです。

#### ○新改 秀作議員

来年からの教科担任制ですけれども、今専門の方でやっていらっしゃる教科担任制ということになりますと、いろいろと今、教職員が不足する中でも、この専門的な指導力のある人材というのはなかなかいらっしゃらないと、見つけにくいと、なかなかというのは課題にあると思います。県の教育委員会といろいろ協議をしながら、配置していただくように、またいろんなやり方も必要であると。今さつま町でやっているこういうのでいいのか、やっぱり当たり前の専門的なそういう人材をつけないといけないのか、その辺をゆっくり協議していただいて、来年から始めてもらえますように、ひとつ要請しております。

ついでですので、この前、南日本新聞の紙面に載っておりました学力テストの鹿児島県は全国平均を上回ったと、小学生で。中学生はちょっと足りないということで、さつま町の結果をお示ししたいと思います。

#### ○教育長（原園 修二君）

ただいまの全国学力学習状況調査の結果、先般新聞に出ておりましたが、詳しいデータ等につきましては広報誌でお示しする予定であります。大まかに申しますと、小学校は鹿児島県は全国より少し上、さつま町はこれまではるかに上のほうにいておる、はるかにというか上のほうにおります。非常によく頑張っているいい結果が出たというふうに思っています。

中学校は鹿児島県全体は全国平均で少し下です。さつま町の中学校もこれからまた少し下です。この傾向は、ここずっと変わっておりませんので、中学校は課題だなと思っております。ただこの差が少しずつ詰まっています。特に今年は昨年度からすると詰まりましたので、少しでも光が見えてきた、トンネルから抜け出る日が来るんじゃないかなと思って期待をしているところです。数値的なものは、後もってお示しをいたします。

#### ○新改 秀作議員

全国平均にいいということで、私としてはいいことだなと思うことでございます。先生たちの努力がむくわれたと思っておりますので。

次に、この労働時間の働き方改革のことでございます。これも前1回質問をしたことでございますけれども、今は相当時間的には減っていると。事務事業の軽減をしたり、図っていくために、相当軽減にはなっていると思うわけでございます。先生たちもプラス今コロナの影響で、さつま町も全部授業が済んだ後で先生が机をふいていらっしゃるんでしょ。やっぱりそれがまた大変ですよね。相当仕事も増えていると思います。小学生は特に先生は非常に仕事が多くて、まだまだいろんな仕事が多い関係でいろんな交通違反とか、いろいろそういうのがちょっと何年か去年も出てきて、判らんですけど新聞紙面にも教職員の事故とか、いろいろあったようでもありましたけど、そういうふうにつながらないように、またその辺も注意喚起も教育長のほうからよろしく願いたいと思います。

最後になりますけれども、あと11分ありますね。特別支援学級のことについてでございますけれども、非常に今後も増加傾向にあるということでございます。私もいろいろ学級を見させていただきました。その中で、非常に四、五名しかクラスがなかったもんですから、何でこんなに少ないんですか1クラスに聞いたら、それは全然みんな症状はちょっと違うんですよというように感じて、ああそうか、これは多くはできないわけかと、そのときにも、もう教室が足りないんですよということも先生が言っていました。

この中に、通級指導教室というのがございます。この生徒の対象者、これは希望者なのか、それとこれに対する今後の課題は何かということでございますので、ひとつ判る範囲でお示し願いたいと思います。

#### ○教育長（原園 修二君）

通級指導教室のことが今お話に出ましたけど、今本町は盈進小学校に1クラスあって2年目になっております。普通学級にいて、ある分野だけもっと指導がほしいという生徒について審査をして、そして受け入れているということになります。1学級が13名という規定があります。だから13名以上でしたら2学級になるということになります。

今、これは現在の状況で言いますと、盈進小学校の児童が8名でほかの小学校から2名来て、別々に。これは自校通級といいまして、自分の学校にある学級に通うというのが、これが原則なんです。余裕がある場合はほかの学校から通って、これ他校通級といいます。これは保護者の送迎が原則になっています。ですから、なかなかほかの学校、別な場所につくって保護者がそこまで連れて行って、その時間帯に、週に1時間から8時間の間で選択をしますので、現在の場合は1時間から2時間という時間で子供たちは来ているようです。

ですから、その学校につくるとその学校にその先生が1人配置されますので、ほかの学校にはなかなかつukれない、ほかの場所につukれないことになります。現在の場合10名ですが、盈進小学校の場合13名が1クラスですので、これは増えた場合は盈進小学校の中にもう1クラスをつくる、つukらざるを得ない。場所がちょっと足りませんので、教室が、御承知のとおり御指摘のとおりであります。

盈進小学校に開設をするときも、県のほうとも何度か申請をしたんですが、やはり自分の学校の敷地内にあるということが原則になっています。そこの原則なかなか突き崩さなくて、ほかの場所につくるということがなかなかできませんでした。ただ現実こういう状況ですので、そこは弾力的になっていくだろうと予想しております。勝手な予想なんですが、子供たちのためにはそういうことも必要だろうと思って、県教委とは相談体制というのを堅持しながら、逐次情報を入れながら、こういう方法なだけで何かいい方法はないかというようなことで相談等しながら、この通級指導教室というものも考えてまいりたいというふうに思っています。

#### ○新改 秀作議員

ちょっと教育長、同じ敷地内でと言われたので、次の質問をちょっとやったわけでございますけども、私は提案なんですけども、来年も閉校になる学校があります。閉校になった学校がこれほど多い学級もそんなにたくさん人があれができないというような状況であって、何か閉校する学校、廃校する学校、利活用という意味で、特別にやっぱりそういうところで、一番多分私の考えでは通級指導教室というのは、割と軽症の方じゃないかなと思うんです。そういう人だったら一緒にそこで、いけば分校みたいな感じで、静かなそういう環境の中できめ細やかなそういう授業をさせていただきたいと、私が親だったらそう望むんですけど、そういうことは考えられないものか、教育長もう1回お願いします。

#### ○教育長（原園 修二君）

今議員御指摘のとおりのことを盈進小に開設する前に、全く同じことを考えておりました。そして具体的に再編が見えている学校もありますので、そういったところが最適であろうということで、そういったところでの申請というものを考えておりましたが、先ほど申し上げたような、原則をどうしても突き崩すことができなかったというのが現状です。ですから、ただそういったのが今おっしゃったように、一番現実的な選択でもあろうと思いますので、そういったところを要望していくということで、相談体制をしっかりと持ちながら、切ることなく状況等をお伝えしな

がら、粘り強く要望等していきたいと思ひます。

○新改 秀作議員

今、前向きなちよつと答えもいただきました。県の教育長も地元の出身ですし、何か強く要望いたしますので、前向きに捉えて、何かできたらいいと思ひますので、ひとつ要請しておきます。これで質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。  
ここでしばらく休憩します。

---

休憩 午後1時36分

---

再開 午後1時37分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

再開をいたします。  
次は、2番、平山俊郎議員に発言を許します。

〔平山 俊郎議員登壇〕

○平山 俊郎議員

質問の前に、7月の豪雨で被害に遭われた方々に対して、この場をお借りしましてお見舞いを申し上げたいと思ひます。また、今回は町民の皆様の御協力によりまして、人的被害がなかったことにつきましては、幸いであつたと思ひています。

さて、質問に入りますが、私の質問は今年21日から始まります秋の全国交通安全運動にちなんで、交通事故防止に関する2項目であります。残念ながら本町におきまして、先月、交通死亡事故が発生いたしました。被害者の方は、町内の80歳代の女性の方でした。御冥福をお祈り申し上げたいと思ひます。

それでは質問に入ります。

まず、第1項目めであります。

交通事故防止についてであります。

本年6月に、警察庁は交通教則に手上げ横断を43年ぶりに復活させました。復活した理由は、昨年度の交通死亡事故の約36%が歩行中であり、また小学校入学前の幼児の交通事故を分析したところ、約65%が歩行中だったことなどであります。

手上げ横断は、小学校の児童にとっては当たり前のことだよであると思ひますが、中学生、高校生、我々大人にとってはどうでしょうか。

そこで、他の市町村に先立って、本町において手上げ横断の実践を推進し、歩行中の事故防止に努めてはと思うのですが、考えをお聞かせください。

2項目めは、通学路の安全対策についてであります。

本年6月28日、千葉県八街市の市道でトラックが下校途中の小学生の列に突っ込み、5人が死傷するという非常に悲惨で痛ましい事故が発生しました。現場市道の通学路は歩道がなく、これまでも危険箇所として学校や地域住民から歩道などの設置要望のあつた場所だと聞いております。本町でも、これまで各校区で通学路の危険箇所点検等が行われていると思うが、八街市同様の危険箇所があるのではないかと考えます。

それで、過去5年間の小学校通学路について、危険箇所点検などにより、どの程度改善された

のか、また、改善されていない箇所について、今後どのように対処していくか、考えをお聞かせください。

以上です。

〔平山 俊郎議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、平山俊郎議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、議員のほうからもございましたが、去る8月25日に町内において高齢者の交通死亡事故が発生いたしました。お亡くなりになられた方に改めて、この哀悼の意を表したいと思っ

ているところでございます。

それでは、まず1点目の交通事故防止についての関係でございます。

本町の交通事故防止に関する取組につきましては、さつま警察署をはじめ、交通安全協会などの関係機関による年間を通じた熱心な取組によりまして、人身事故の発生件数などが大分落ち着いた状況にあると感じているところであります。関係者の御理解と御協力に対しまして、改めて感謝を申し上げるところでございます。

具体的な交通事故の状況でございますけれども、人身事故につきまして、平成23年度までは100件以上が発生し、人身事故2桁化を目標に取組が進めてまいってきたところであります。

平成24年からは、この目標を達成し現在は50件前後を推移しておりますけれども、その他の事故の状況をお伺いしますと、人身事故や死亡事故につながりそうな、いわゆるヒヤリハットの、この事故が相変わらず多いということがございます。また、全国では歩道や集団登下校中の子供たちの列に車が飛び込むなど、痛ましい事故があつたことを絶たないのも事実でございます。

こうしたことから、今年度交通の方法に関する教則が改正されまして、信号機のない場所での横断について、横断するときは手を上げるなどして運転者に横断の意思を明確に伝えることを歩行者の心得として盛り込まれたところでございます。

自分だけがルールを守っていても、事故に巻き込まれる案件が多いことを考慮しますと、運転者に自己の存在をアピールすることは、歩行者に自らの安全確認を促し、歩行中の事故の防止にもつながる大切なことと感じているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

#### ○教育長（原園 修二君）

次に、通学路の安全対策についてであります。町教育委員会では、通学時における児童生徒の交通事故等を防止するために、平成26年3月に警察、道路管理者、保護者等の関係機関の協力を得て、さつま町通学路安全推進会議を組織しまして、各学校からの通学路に係る安全対策に関する要望を取りまとめた「さつま町通学路交通安全プログラム」というものを策定しております。

プログラムの内容につきましては、毎年検証して適宜見直し等も行い、必要に応じて合同の現地調査も実施しながら、通学路の安全対策等を講じてきているところであります。

御質問にありました、過去5年間における危険箇所につきましては、町内に67か所ありました。そのうち改善されたものが21か所、歩道整備工事など現在改善中のものが16か所あります。

改善例としましては、このプログラムに掲載されている通学路において、通学路に沿った水路への転落防止柵の設置や路側帯のラインの引き直しなど、安全対策を実施してきたところであり

ます。

今後におきましても、優先順位等を考慮しながら関係機関と連携を進めてまいりたいというように考えております。

また、経過観察中の通学路は30か所ありますが、ガードレールや横断歩道の設置のほか、速度規制など関係機関と調整中のものがほとんどであることから、引き続き対策が円滑に進むように関係者間で連携を図りながら進めていきたいと考えているところであります。

なお、本年におきましては、先ほどありました千葉県八街市の交通事故に鑑み、関係省庁、文部科学省や国土交通省、警察庁ですがそこから通学路における合同点検等について、関係機関合同で実施するように通知があったところであります。これを受けまして、例年は11月に開催しております通学路安全推進会議を今年は9月に開催をする予定であります。今後におきましても、交通安全には防犯・防災の観点から随時通学路の点検を行い、危険箇所については関係機関の協力のもと、必要な安全対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

#### ○平山 俊郎議員

歩行者が道路を横断するには3形態あります。

1つ目は、信号のある道路横断で、これは信号に従って横断すればいいわけです。

2つ目は、信号機はないが横断歩道のある道路の横断で、車両とかこれ違反すれば、車両とは歩行者がいる場合は、手前で停止しなければなりません。もし、これ違反すれば横断歩行者妨害ということで点数2点、反則金9,000円の罰則があります。本町でも、このような横断歩道のある道路は数多くあると思いますが、横断しようと思っても、なかなか車が止まってくれないといった経験は皆さんもお持ちではないでしょうか。そこでどうでしょうか。車の運転手さんの顔を見て、手を上げて横断の意思表示を示してみたいはいかがででしょうか。ほとんどの車は止まってくれると思います。

3つ目は、信号機、横断歩道のない道路の横断ですが、これは2つ目に話しましたような横断方法で実践してみたいはいかがででしょうか。

これまで私の知る限りでは、自分を含めてでもありますが、大人が手を上げて横断している光景を見たことはありません。我々大人が率先して、この手上げ横断を交通事故防止の一手段として、推進していくべきだと私は思います。

先ほどの答弁で、関係機関、団体と連携して推進するということでしたが、今一度、本町主催の交通安全町民運動推進協議会などで手上げ横断宣言のまちとして協議してみたいと思いますが、いかがででしょうか。考えをお聞かせください。

#### ○町長（上野 俊市君）

議員が御指摘のとおり、私も車を運転しておりまして、横断歩道で子供たちが手を上げている姿を見かけて、前の車が止まるのかなと思っておれば、もうそのまま素通りというようなことも見かけることがございます。

おっしゃられるように、やっぱり大人が率先してやるということは、非常に子供たちにとってもお手本となるいいことだと思っております。

交通安全協会をはじめとするこの関係機関、団体と連携し、先ほどありましたようにその協議会等でも提案をしながら、こういうのも進めていければと思うところがございます。

場合によっては、お知らせ版等も使いながら、そういう取組を進めてますよというようなこともしていければと思っているところであります。

一人一人がそういう意識を持っていけば、交通事故もおのずと減っていくだろうし、ひいては

子供たちのためにも十分つながっていくものと思っておりますので、これについては、そういう取組を進めさせていただきたいと思えます。

#### ○平山 俊郎議員

ありがとうございます。1項目めは今の答弁で終わりたいと思えます。

では、2項目に入りたいと思えます。

朝、元気よく「いってきます」と笑顔で登校した子供が、夕方には物言わぬ身となって帰ってくる、こんな悲惨で理不尽なことは許されていいものなのか、いや絶対に許されるものではないと思えます。子供たちには何の非も落ち度もありません。一番悪いのはトラックの運転手ですが、改善要望を怠った行政側にも責任があると思えます。

さつま町にあっても、この事故を他山の石とし、今一度、通学路点検で危険箇所として要望のあった場所、先ほど経過観察中が30か所あるということでございました。これらについて、再度精査して見直しを徹底していただきたいと思えます。これはこれで終わります。

また、各学校を訪問して、通学路危険箇所点検に参加するメンバーについて聞きましたところ、学校の職員、PTAの皆さんということでした。本町では、各学校からの通学路に関する要望書を取りまとめ、「さつま町通学路交通安全プログラム」を策定し、必要に応じて現場調査も実施しているとのことですが、どうでしょう、これは私からの提案ですが、この危険箇所点検に1年に1回ぐらいは最初の段階で行政側も参加し、現場の生の声を聞くなどして、実態の把握に努められてはと思うのですが、考えをお聞かせください。

#### ○教育長（原園 修二君）

議員が御指摘のとおり、現在は町内全ての学校で各学校の危険箇所マップが作成されておまして、PTAが校区内の安全点検を行ったり、各種会合等で地域の方からの得た情報を基にして、学校の職員が実際に現地を確認したりして作成をしている、見直しを行っているというのが現状であります。

教育委員会といたしましては、現在のところは学校で点検をされる前に、一緒に現地を確認をするということは今、御指摘のとおり致しておりません、今のところは。

新たに危険箇所というふうについて追加する箇所の調査等を行いながら、報告のあった危険箇所について、関係機関による合同の現地調査を実施しているところでありまして、その出されたものについて、全体の会議で回っていくときに見ていく。これは保護者と学校と一緒に見てということではないんですが、これは今のところは実施しておりませんが、今提案がありましたので、実施できる方向で検討できないかやってみたいと思えます。

具体的には、各学校を計画的に教育委員会が訪問をする学校訪問ということを毎年やっておりますが、その際に、危険箇所等を確認してはどうかというようなことも教育委員会内での話としては出ているところでありまして。何か形としてなれるように、多少もうちょっと正確に、私たちも共有できるようなふうにも努めてまいりたいというふうにも思えます。

#### ○平山 俊郎議員

できるだけ現場の生の声を聞いていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

これで、2項目についても終わります。

最後に、これは質問とは関係ありませんけれども、本町において交通事故防止に一役買っている宮之城交通少年団を紹介したいと思えます。宮之城交通少年団、聞いたことがある方もいらっしゃると思えますけれども。

同交通少年団は、昭和49年に西日本初の交通少年団として発足しました。現在は盈進小学校の5、6年生20名前後で構成され、さつま地区交通安全協会の支援を受けながら役場の交通安

全専門指導員が指導に当たっています。黄色の帽子、黄色のスカーフ姿で毎月20日の交通安全の日の朝を中心に、街頭での見守り活動やマイクを使った交通安全の呼びかけなどを行っています。

街頭で見かけましたら励ましの声をかけてやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、平山俊郎議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後2時5分とします。

---

休憩 午後1時55分

---

再開 午後2時03分

---

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、森山大議員の発言を許します。

[森山 大議員登壇]

#### ○森山 大議員

通告に従いまして、質問をいたします。

1回目は、介護保険料についてお尋ねをいたします。

65歳以上の介護保険料が4月に改定され、向こう3年間の鹿児島県内の平均基準額は、月額で148円上がり6,286円になった。2000年の介護保険制度から倍増し、5,000円が負担の限界と言われていただけに、制度存続に赤信号がともった段階と言えよう。来年から、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に加わっていくため、介護サービスの需要はさらに高まる。次回改定でも保険料の上昇は避けられない状況だ。制度の存続には改革が欠かせない。要は、給付と負担のバランスをどう取るべきか。このことについて町長の考えをお伺いいたします。

2問目は、買物弱者対策について、2点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、地域の過疎化や高齢者の買物に困る買物弱者に、新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけている。流行の第4波、第5波は鹿児島でも拡大しており、困難に直面する人はさらに増えかねない。住民、特に高齢者の食料品確保や生活の質の維持は、新型コロナウイルス感染防止と並ぶ重要な課題と考えている。買物に支障のある方へ、行政と民間が連携して支援すべきと考える。JA北さつまが移動販売車を稼働させている。薩摩川内市では、事業者が運営する移動販売車の2020年5月の客単価が前年同月より17.6%伸びた。密を避けられる屋外で買物ができ、目で見て選ぶ楽しみがある。県内でも広がっているのは心強く、出水市では地域おこしグループが事業を拡充し好評だという。さらに民間を含めた移動販売車を増やしていく考えはないのかお尋ねをいたします。

2点目は、買物弱者は福祉・交通・商工など、多分野にまたがる行政の部署を横断する施策が求められる。各部署と連携した政策が求められるが、どのような施策を講じていく考えがあるのかお尋ねをいたします。

3問目は、県、さつま町の人口減少対策について、2点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、鹿児島県が公表した国勢調査によると、県の総人口は158万9,000人余りで、

5年前の前回調査から約5万9,000人減った。160万人を割り込むのは戦後初である。さつま町も合併した当時は2万6,000人余りいた人口は、現在2万人を割って1万9,000人余りである。人口減少の加速は顕著だが、地域の活力をどう引き出せばいいのか正念場である。実効性のある対策に官民一体で取り組み、各地域の魅力をどう高め、発信していくか知恵を絞る必要があるが、どのような視点に立って推進していく考えがあるのかお尋ねをいたします。

2点目は、政府は看板政策の「地方創生」第1期（2015年～2019年）で、地方移住などを後押ししてきたが、人の流れは変えられず、2020年までに東京圏と地方の転出入を均衡させる目標達成も2024年度に先送りをされた。コロナ禍で出生数の落ち込みも予想され、先行きが厳しいと言われる中で、町長はどのような発想で施策を推進していく考えであるのかお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

### ○町長（上野 俊市君）

それでは、森山大議員からの質問に対しまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の介護保険料についてでございます。

第1号被保険者の介護保険料は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期の計画におきまして、介護保険料基準額を月額6,100円に設定しておりますけれども、団塊世代が75歳以上となる2025年の推計では、これが7,109円というようなことで、保険料の上昇が予想されているところであります。

御承知のとおり、この制度を存続させていくためには、制度上の仕組み上、保険給付に見合う負担を増やすか、保険給付を減らすかの収支バランスを取る必要がございます。

これまでにも、国レベルで利用者負担、保険料、税金、被保険者、受給者の範囲等について検討がなされ、制度が見直されてきており、今後も状況に応じた見直しが行われていくものと考えているところであります。

本町におきましては、介護給付が必要な高齢者を減らすという観点から、健康づくり、介護予防の推進、生きがいづくりの推進など、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携して、有効な予防対策を展開するとともに、今後のさらなる高齢化に対応できるよう、地域づくりとして高齢者の見守りや安否確認、支え合いなどを目的とした介護予防、生活支援の体制づくりに努めてまいります。

次に、買物弱者対策についてでございます。

まず1点目の民間も含めた移動販売車の関係等についてでございますけれども、令和3年度の高齢者実態調査において、買物につきましては、148人の方から生活の困り事であるとの回答をまだ得ているところでございます。

この背景には、近くに店舗がないことや、運転免許証返納による移動手段のない高齢者の増加等が挙げられているところでございます。

また、買物に関する本町の生活支援の現状でございますけれども、御質問の移動販売車のほか、介護保険事業における訪問介護、それから訪問型の移動サービスによる買物支援、シルバー人材センター等による家事援助サービス、社会福祉協議会による支え合いネットワーク互助事業による買物支援、住民ボランティアによる買物の付添い支援等が利用されている状況でございます。

移動販売につきましては、商品の販売はもとより、高齢者、独居世帯への声かけや安否確認など、福祉的なサービスを併せて提供する効果が期待されているところでございますけれども、利

用者数や居住地の点在による移動コストなど、持続可能性に課題もあるところでございます。

これらの現状を踏まえまして、御質問の民間を含めた移動販売につきましては、今後、調査・研究を行った上で検討を行ってきたいと思っております。

次に、2点目の買物弱者対策でございます。

移動販売につきましては、先ほどお答えしたとおりでございますけれども、移動支援の面では、介護保険事業の訪問型の移動サービスと、地方公共対策として実施している乗合タクシーやコミュニティバスの利便性の向上のため、関係課と連携を取りながら、事業の推進、充実に努め、高齢者の移手段の確保につなげているところでございます。

今後もこうした連携が必要な施策には、同様の対応をしてみたいと考えているところであります。

次に、人口減少対策でございます。

1点目の地域の活力を引き出す実効性ある対策についてということでございます。

この人口減少対策というのは非常に大きな課題でございます、非常に難しい課題でもあるかと考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、本町及び地域を取り巻く環境につきましては、人口減少、少子高齢化、担い手不足、つながりの希薄化など、厳しい状況下でございます。

さらに、新型コロナウイルス感染の拡大によりまして、地域におけるいわゆる絆といわれる部分等につきましても希薄化してきておりまして、そのような状況にあるところでございます。

私は、地域の元気はまちの元気ということで、本町が発展するためには、持続可能で生きがいのある元気な地域づくりは欠かせないものと考えているところであります。

本町の多くの公民館、それから公民会組織を中心とします地域コミュニティは、長年にわたり地域住民の皆様の絶え間ない努力の下に、維持・継続されてきたところであり、地域における連携・協力による相互の助け合いがこれからも重要であると考えているところであります。そのためには、住民相互の共通理解、そのための話し合い活動、そのほか日常生活を通じてのつながり、絆づくりは欠かせないものでございます。

しかしながら、地域を取り巻く現状や課題などを踏まえまして将来を鑑みますときに、これまでのフルセットの地域づくりでは、最も身近である地域において連携・協力が生じ、持続性へも影響が出てくると考えております。

私は、いま一度原点に立ちまして、それぞれの地域を見つめ直す中において、ないものを見つけるのではなく、あるものを探し、自分たちでできることを想像しながら、その実現に向けて地域みんなで取り組んでいく必要があると思っております。

そのためには、行政側からお願いしている役割や取組につきましても、しっかりと議論をしまして、改めるべきところは改めていきたいと思っております。

このように、地域づくりにおける点検作業や、課題を解決するための取組を具体的に講じていくために、一定の役割を行っていく新たな取組も来年度からスタートできるように、今担当課には指示を出しているところでございます。

次に、人口減少対策の2問目でございます。

どのような発想でこの施策を推進していくかというようなことでございます。

森山議員からもありますように、政府の第1期の総合戦略では、東京一極集中の是正と地方の活性化に向けた取組として、地方での若者の雇用を5年間で30万人分創出し、2020年までに東京圏、東京都、神奈川、埼玉、千葉の3県でございますけれども、東京圏と地方の転出入を均衡させる目標を掲げておりました。

そうした中、2018年末までに地方の雇用創出は27万1,000人分に達したものの、地方へ移住への兆しはなく、2018年総務省の調査では、東京圏へ転出した者が転入者を14万人も上回るなど、むしろ一極集中が加速しているというような結果も出ているようでございます。

地域活性化に向けたこの政府の取組もありまして、地方では企業が工場増設等の設備投資を進め、雇用の場を拡充している中、逆に従業員の確保が困難な状況にもなっているところでもあります。

本町におきましても、第2期の総合戦略を策定し、定住促進、転出抑制施策として、住宅取得による定住支援、新卒者、転入者への就労支援、若者や転入者への家賃補助、空き家バンク制度、薩摩中央高校生を対象としました企業見学会など実施してきているところであります。

そのほかにも、保育料の軽減、子どもの医療費の助成対象の年齢の拡大、学校給食費の一部助成なども行っておりますけれども、これが結果として人口減少の抑制には直接つながっていない部分もあるのかと考えているところであります。

このようなことから、私も公約の中に掲げております、さつま町で生み育て、安心して暮らせるまちづくりの実現に向けまして、現在、庁舎内に複数の課からなるプロジェクトチームの設置を指示しておりまして、今現在進めているところでございます。

出会う機会の創出、結婚、子育て、雇用、多文化共生、福祉、生涯学習など、あらゆる問題点を洗い出しまして、その改善策を取り入れることで、地域の活性化ひいては人口減少の抑制へとつながられるよう取り組んでいるところであります。

私としましても、町民の方々、あるいは定住を希望される方から見て、本当に住んでみたい、住んでよかったと思われるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○森山 大議員

ただいま町長から回答を頂きました。無駄を省きつつ必要なサービスには負担増も避けられない。40歳以上となっている加入者の年齢引下げや、一定の所得があって、サービス利用時に2割を負担している高齢者の対象拡大などが検討課題になるだろうというふうに思うところでございます。

県のまとめによると、改定後の県内43市町村の65歳以上の保険料は、伊佐市の4,850円を除けば全て5,000円を超えた。しかも7割強は6,000円以上である。今回の改定の特徴に、保険料を上げない自治体が相次いだことが挙げられる。その理由は、基金を取り崩し保険料を据え置いた自治体もあった。

いずれにしろ、改革は国民、町民に痛みを伴うということですが、このことについて、再度町長のお気持ちを聞かせていただきたいと思います。

#### ○町長（上野 俊市君）

この保険料の関係等につきましては、もう先ほどお答えしましたように、保険の給付と保険料のバランスということが非常に関わってきているところであります。いかにここを抑えていくかということでありまして、地域づくりの関係等について、高齢者が健康でできるように、高齢化になりましても元気で過ごせるような形にいかにしていくかというのが非常に重要でございまして、これにつきましても、引き続き、そこら辺の活動につきましては力を入れていって、この介護保険料等に跳ね返らないような形での取組というのが重要であろうと思っておりますので、今後も引き続きそういう形で進めたいと思っております。

#### ○森山 大議員

ただいま町長から回答を頂きました。このことはしっかりと皆さんで熟議を重ねていただき、町民の痛みを少しでも和らげていただきたいと強く要請をいたします。

2問目の買物弱者についてお尋ねをいたしました。

増加しているサービスが移動販売車だ。さつま町でも民間の方々が活動をされています。課題はいかに採算性を確保し持続させるかだ。地域住民を守るインフラと考えれば行政の支援が必要だろう。高齢者の見守り、介護予防などと組み合わせれば、財政に余裕のない自治体も負担を軽減でき、必要な役割を民間と補完しあえるのではないかと思いますので、しっかりと検討されてやっていただきたいと要請をいたします。

ただ、移動販売や宅配で全てをカバーするのは難しい。自動車がなくても高齢者が移動しやすい交通環境を整えることも重要だ。肝付町は人工知能A Iで効率性を高めたデマンド交通、事前予約型乗合タクシーを買物弱者対策に活用されている。

先ほど町長も言われましたけれども、我がまちでもこのような先進事例も積極的に取り入れたいと思うんですが、町長の考えをお尋ねいたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

買物支援の関係等につきましては、本当に一番重要な部分かと思っております。私のことで申し上げますと、私の家内のほうの地域でございますけれども、高齢者の方が乗り合わせて、車で、自家用車で病院、買物に一緒に行かれている姿も見ているところでございまして、非常にこれについては非常にいいことだなと思っているところでございます。

今、本町がやっているデマンド交通等々も公共交通の関係等につきましても、やっているわけですが、なかなか全ての方々が利用していただくというところまでは至っていないのも現状ではございます。

先進的な事例等も参考にしながら、いろいろと検討も行っておりますけれども、どういう形が一番いいのか、それぞれのやっぱり地域に応じてその対応も違っているようでございますので、ここ辺りはまた、そういう地域の事情等もお聞きしながら、本当にどういう形が一番いいのかというのも考えていきたいと。

さらには、やはり先ほど議員のほうからもありましたように、採算性の問題ということもありますし、できれば民間等でやっていただければいいんですけども、やっぱり採算性の問題でなかなか参入できないというようなものもあるようでございます。

行政がやる分、民間がやっていただく分、それから地域でこうやって取り組んでいただく分、それぞれ連携を取りながらできれば、一番いい形のものになっているのかなと思っているところであります。これについては、引き続き、先進事例も参考にしながら進めていきたいと思っております。

#### ○森山 大議員

ただいま町長から答弁を頂きまして、積極的に取り入れていただいて、官民連携し支援、推進を要請したいと思えます。

最後に、3問目の人口減少対策について。

基幹産業の農林業や観光関連産業、地域のものづくり企業の潜在力にも磨きをかけてもらいたい。また、コロナ禍で人口が密集する大都市のリスクが顕在化し、地方が見直されている。企業のテレワークの受皿が整備され、子育て支援が充実すれば、鹿児島も地方移住の呼び水になるだろう。また、さつま町の魅力をしっかりと取り組んでいただき、ふるさと納税にも頑張っていたいただきたいと思えます。

2番目の人口減少対策には、地方企業を税制優遇などで育て、地域経済の発展を図ることこそ有

効とする指摘もあるし、また、移住への補助金といった従来型の対策を見直し、新たな発想で政策を再構築すべきという声もあります。しっかりとやっていただきたいと要請をいたします。

これまでも少子高齢化がどの部署でも最重要課題だ。その中でも、私は第1に子育て支援、第2に福祉介護支援、この2つが大きな課題であると思います。いろいろな政策、対策ももちろんありますが、この少子高齢化について、再度町長の思いをお尋ねいたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

本当にこの人口減少対策というのは避けて通れない大きな課題であり、喫緊の課題であるという事は、もう再三申し上げてきているところでございます。

子育て支援の関係等につきましても、前町長の日高町長が取り組んでこられました。非常に子育て支援の関係等については、他の自治体に見劣りしない政策でございますし、そういう取組を進めてきているわけですけれども、なかなか結果として結びついていかないというのが実態であります。

非常に交通アクセスも非常に便利になりまして、もう薩摩川内市、伊佐市、それから出水市が生活圏内に取り込まれているということで、このさつま町を拠点に動いていただければいいんですけども、やっぱり周りからさつま町に働きに来るといような方々も非常に増えております。こういう方々をいかにしてこのまちに住んでいただくかというのが、やはり大きな課題でもあります。

昔みたいに出生祝い金をやって増やすというのも一時的なもので、過去にもあったようでございますけれども、あらゆる対策を総合的に絡めていかないと、単発のやり方ではこれはなかなか難しいとされているところであります。子育て支援、福祉の在り方、それから働く場の確保等々、本当に総合的にまとめてやっていかんことには、どうしてもこの困難を抜け出すことはできないと思っております。

そういうことで、いろんな課題を洗い出して、本当にこのまちに人を住んでいただく、このまちに本当に住んでよかったと思うようなことが言っていただけるように、何とかこれを形に表していきたいと思っているところであります。

本当に交通の便がよくなりまして、いろんなところにこのさつま町から行けますし、非常に便利な地であります。そういうことをやはり全面的にも出しながら、本当に子育てについても充実していますということも伝えながらいきたいと思っております。

いろんな医療関係につきましてもありますけれども、ここ辺りも医師会のまた医療従事者の派遣、医師の派遣等も、しっかりとまた対策を講じながらしていきたい。それから、明日の御質問にもありますけれども、妊婦さんの関係、産婦人科の関係等についても、これまでも要望してきた経緯もございますけれども、これにつきましては、この少子高齢化の時代では、このまちでというのは難しいですけれども、そういう方々に対してのいろんな支援、これなんかもしていければと思っております。

本当にくどくなりますけれども、総合的に対策を絡めていきたいと思っているところであります。それでないと、この件については解決しない大きな課題かと思っておりますので、ここには本当に一生懸命私も取り組んでいきたいと考えておりますので、また皆さん方にもよろしく願いたいと思います。

#### ○森山 大議員

ただいま町長から力強い回答を頂きました。これからも、この少子高齢化についてはしっかりとやっていただきたいと要請をいたしまして、私の質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、森山大議員の質問を終わります。  
しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時30分

---

再開 午後2時32分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

再開をいたします。

次は、6番、上別府ユキ議員に発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

○上別府ユキ議員

2点の件を通告書に従い質問します。

まず、学校司書の雇用についてです。

現在、各学校の図書室司書は、直接雇用どころか非正規雇用でもなく、各学校PTA雇用であり、給与水準も低く、短期雇用契約となっています。

我が町の教育行政の中で、読書活動の推進については、さつま読書のすすめやさつまっ子読書奨励賞など、非常に力を入れている中で、その中心となっている各学校図書室の司書の取扱いは旧態依然のままです。給与については、最低賃金法に触れない程度に年々上昇はしていますが、アルバイト感覚の雇用水準のままのようですが、まず、その現状と今後もこのままでいられるのか、それとも改善策があるのかお伺いしたいです。

2点目は、道路改修についての質問です。

県道407号、永野針持間の改修要望については、さきの令和2年3月本議会において一般質問がなされ、地元の意見聴取と隣接自治体で連携を図り要望していくという旨の回答があったようです。

さつま町としては、この県道が優先順位にないこと、地域振興局が違うということ、それから交通量が少ないことなど、諸問題があることを十分承知の上で改修要望をし、その支援を町に申し上げるわけですが、その後、伊佐市との連携は進んでいるのでしょうか。また、町長も交代され、今後改修に向けた取組をどう考えていらっしゃるのかお伺いしたいです。

以上の2点の質問の1回目の質問です。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

質問の順番で私のほうから先に答弁をさせていただきます。

上別府ユキ議員から、学校司書の雇用についての御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

本町では、全小中学校10校において各1名、10名の方が学校図書司書として勤務されています。

雇用形態についてですが、これは合併前の旧町時代から現在までPTA雇用の職員として、学校図書の運営、管理業務をはじめ、PTA業務、学校業務の一部を担っていただいております。

雇用条件につきましては、学校ごとに勤務日数や勤務時間、賃金などが異なっており、年度当初に学校長を立会人として、PTA会長と学校図書司書との間で単年度ごとに契約が締結されて

いるところ です。

学校図書司書の勤務実態としては、1年目から10年未満の勤務者が3名、10年以上20年未満が3名、20年以上30年未満が1名、30年以上の勤務の方が3名というふうになっております。

なお、町では、学校図書の運営に関し、毎年、学校司書運営補助事業費補助金として一定額を各PTAに交付するとともに、研修会の開催など、学校図書及び司書業務の活動を支援しているところでもあります。

議員御指摘の今後の雇用形態の改善については、教育委員会においても、数年前から近隣市町の雇用状況や学校図書司書の勤務実態、勤務条件について調査を行うとともに、学校長への説明や意見等を聴取しながら、雇用の在り方について検討・協議を重ねてきているところでもあります。

今後においては、近隣市町でも直接雇用をしていることから、現在の勤務条件等の統一化、標準化を図る上においても、町の会計年度任用職員として任用することにより、雇用環境の改善やPTA予算の負担軽減、学校下における業務の連携・強化につながるものと考えております。

具体的には、令和4年度を目途として、PTAや学校関係者をはじめ、役場関係課とも十分協議しながら、学校司書の雇用の改善に努めてまいりたいと考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

次に、県道407号、針持永野線の道路改修についてでございます。

まず、お尋ねの伊佐市との連携についてでございますけれども、本町といたしましては現在、県へ要望しております路線の進捗状況等を注視しているところでございまして、具体的にこの当路線の改良について伊佐市との協議は行っていないところでございます。

御案内のとおり、本町には主要地方道、宮之城加治木線をはじめ、県道が17路線ありまして、昨年度は山崎久富木の原口発薩摩山崎停車場線ほか、2路線の整備を要望し、改良事業を行っていただいているところであります。

本年度は、伊佐市との観光ルートでございます鶴田大口線や、継続事業の、先ほど申しました山崎停車場線、それから宮之城祁答院線などの改良工事を行っていただいているところでございます。

この県道針持永野線の道路改良の見込みについては、北薩地域振興局にお尋ねいたしましたところ、まず、平成27年度の道路・街路交通情勢調査において、12時間調査で137台と交通量が少ないこと、次に県の厳しい財政状況の中、全ての県道の改良というところまではなかなかできないような状況等でございます。さつま町内では県道の3路線の道路改良事業を行っているというようなことから、同路線の改良の見通しについては、なかなか厳しい状況であるとの回答を頂いているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○上別府ユキ議員

学校司書の件では、改善に向けた取組があるということで安心しました。

この件で、大規模校と小規模校では、規模により年間勤務日数等に違いがあります。大規模校は週約5日、小規模校は週約3日勤務となっています。仕事量の違いでやむを得ないかと感じますが、しかし、小規模校では司書の出勤しない日は図書室が閉まっています。利用する児童の視点から考えると不便を感じます。ドアに鍵のかかった日は、雨の日でも図書室で読書はできないし、本の貸し借りも、調べ学習にも支障が出てきているようです。読書活動推進から考えるとマ

イナスです。子供たちにとって、大きい学校と小さい学校では不平等を感じます。この点は改善すべきではないでしょうか。お伺いします。

**○教育総務課長（早崎 行宏君）**

御指摘のとおり、現在、図書司書の勤務条件は学校により異なっております。

今後、勤務条件等の整備を図りながら、学校とも十分協議をしながら、子供たちの読書活動の充実に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また新たに、学校下におけます相互の協力体制を整備することによりまして、子供たちの学びの充実ですとか、勤務者の働きやすい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○上別府ユキ議員**

ありがとうございます。（発言する者あり）失礼しました。

それでは、新しく令和4年度から会計年度任用職員になる中で、勤務体系をそれぞれ共通した形で、大きい学校、小さい学校の不平等がないような形で推進していかれるという方向でこちらは取ってよろしいでしょうか。

**○教育総務課長（早崎 行宏君）**

先ほども申しましたとおり、これから勤務条件の整備を図ります。具体的には、学校長とも十分協議しながら進めてまいることになります。

以上です。

**○上別府ユキ議員**

判りました。

それでは、PTA雇用の方向からの質問です。

PTA雇用ということで、責任を感じて、PTA側で雇用保険をかけたり、退職手当積立金や賞与などをPTA会計から支出してきた現状があります。これらについてはPTA会員も年々減少しており、大変苦しい中で継続してきた経緯があります。

その点について、PTA組織から考えた今後の対応はどうすればよろしいでしょうか、お伺いします。

**○教育総務課長（早崎 行宏君）**

今お話がありましたように、これまで一部の学校におきまして、毎年度PTA予算から図書司書の退職金の積立てが行われている実態がございます。これが会計年度任用職員へ移行された場合、これまで積み立てられました退職金につきましては、各PTAにおいて精算をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

**○上別府ユキ議員**

判りました。

それでは、今後、図書室は児童生徒の学習を支援し、情報活用能力を育む場として期待が高まり、調べ学習などをサポートする学校司書の役割も増してくると考えられます。

一方、GIGAスクール導入で、1人1台のタブレット端末が配布され、学習方法も変化し、スピード感ある学習が進められる中、今までの紙媒体に頼らず重い本や辞書などを持ち歩かなくてよくなるということで、かばんが軽くなるという保護者の意見等を耳にすることがあります。

こういう双方の意見を教育者の立場で教育長はどのように考えられるのでしょうか、お聞かせください。

**○教育長（原園 修二君）**

かばんが軽くなるというようなことの指摘がありました。確かに辞書とか、中学生、高校生になると英語の辞書とか、漢和辞典とか、ああいうのを持っていきますが。今、辞書も簡単な電子辞書というんでしょうか、ああいったものがあって、各学校では紙媒体を使えというようなことを指導して、できるだけ電子辞書は使わないようにという指導が何年かなされました。現在は、両方使っていていいというようなふうにして、結局、ものが重たいので軽くしようということでそういったふうになってきたようです。

それから、GIGAスクールとかこういったものは、あくまでも子供たちの学習を支えるものでありまして、それがメインでありませんので。学習がもっとうまく展開するように、効率よく展開するように、学びが深まるようにという意味でのこれですので、それを上手に使いながらということが一番よろしいのではないかなと思います。

それぞれのよさを生かしながら、紙媒体とおっしゃいましたが、やっぱり子供たちにとっては、特に義務教育段階といいますか、小学校、中学校ぐらいの子供たちの年代の場合は、しっかりした、文字を読んだり、書いたりとか、そういった作業というのが非常に必要な時期でもあると思います。そういったところはやはり大事にしていくべきではないんじゃないかなというふうに考えております。

#### ○上別府ユキ議員

その方向で進めていただきますことをお願いしたいと思います。

この件の最後になるかと思いますが、現在、各図書室に勤務されている方たちは、どうすれば子供たちが図書室に通ってくれるだろうか、どうすれば本好きになってくれるだろうかと苦心しながら日々勤務を続けて、20年、30年の方が多いいと思います。

しかし、今の雇用条件はそのキャリアの積上げを認めてもらえていません。ある先生が、「大きくなったら図書の先生になりたい」と言った児童に対してどう答えていいか判らずに、「そうなの、でも私たち公務員じゃないのよね」と答えられたという言葉をお伺いしました。この一言の中に学校司書の皆さんの置かれている厳しい立場を感じたところでした。

このような雇用条件の中でも、子供のため、学校のためにと努力を積み重ねておられる司書の先生方がいっぱいいます。そういうことを忘れないで、今までよりもたくさんの人件費、支出になるかとは思いますが、きめ細やかなよりよい改善を要望して、この件についての質問を終わりたいと思います。

続いて、道路改修の件ですが、本年4月から7月にかけて、地元永野区では伊佐市議会議員や伊佐市針持地区コミュニティー協議会との意見交換会が2回から3回開催され、館長、公民会長が出席し、この件が検討されました。

針持地区としては数年前より活動され、市役所への陳情もなされており、生活道路としてだけでなく、曾木の滝と観音滝を結んでの観光振興への期待も大きく、その思いを熱く語られました。永野区の公民会長からも、駒ヶ段集落内の急カーブなどの危険性を危惧する意見も多く出されました。永野区としても日常の生活道路であることから、足並みをそろえて要望をしていくことが決定されました。

永野区としては、県道に覆いかぶさる木々の伐採や草払いを市として要望し、その上での完了を提言していくとの方向で進めていくということです。地元の意見は伊佐市側と連携して動き出しているようです。現在は地元地区民への周知を図っている段階です。

このことを鑑み、今後町としてどう取り組んでいかれるのかお聞かせいただきたいと思います。

#### ○町長（上野 俊市君）

県道針持永野線につきましては、議員御指摘のとおり、地元の皆様方にとりましては重要な生

活道路でもございます。地元からの道路改良の要望の声というのは、引き続き、県へは届けてまいりたいと考えているところでございます。

また、路面の損傷、それから支障木等の伐採などにつきましても、通行に支障のある箇所維持・管理につきましても、振興局のほうに情報提供を行いまして、維持・管理に努めていただきたいと思いますところでございます。

先ほど議員のほうからもございましたが、針持側の住民の方々との連携というようなこともありますが、振興局が始良・伊佐地域振興局と北薩地域振興局ということで、2つの振興局にまたがっております。できればこの両地域の声というのをしっかりと届けていくためにも、我々町としてもこの要望はしっかりとお伝えしていきますけれども、やはり地元としましても、連名でそういう要望書を提出するとかいうことの、やっぱりそういう形の行動というのも私は必要かなと思っているところであります。

決してこちらがそういうことをしないというわけではございませんけれども、そういう要望書なりというのが県のほうの後押しにもなりますし、やっぱり地元の声のしっかりとつながっていくと思っておりますので、そういう取組もされてはいかがかと思っているところであります。

また、私も質問をちょっと頂きましてから、また改めてこの路線を通ってみましたけれども、狭隘な部分、狭くて危険な箇所等もあるようでございますけれども、そこ辺りの局部的な改良というのもその要望の中でも入れていただくとか、そういうことも一つの方法かと思っておりますので、そういうこともされてはいかがかと思うところでございます。

#### ○上別府ユキ議員

この県道407号線は、今町長がおっしゃいましたとおり、さつま町永野から伊佐市針持間の8,576メートルの、現在は交通量も少なく、急傾斜地でカーブも多い道路です。その道路改修に、伊佐市の端っこの針持とさつま町の端っこの永野が、小さな望みをかけて、これから手を携え息長く粘り強く要望を続けて、10年先、20年先を見据えた行動をしていこうとしているところです。要望書も、9月までには区内の皆さんの意見を添えた上で提出できるような見通しになっているところです。

県の管轄は違えど道は一つという考えの下、行動を始めました。地元の人たちがこの8月に、急カーブの危ない場所の木々を重機を使ってきれいにしたり、ごみの不法投棄の多い箇所なので、定期的に自分たちで道路清掃したりするようなことを自分たちで始められたところです。

こういう土地ほど高齢化、人口減少の波は急速に進んでいます。そういうところに住んでいる人は、そういう小さい光を求めていらっしゃると思います。

そういうことで、この町をまたぐようなこういう道路は、両方のほうで光が射してくるのではないかと思いますので、今後町としても優先道路の候補の中に先を見据えて取り組んでいただけるよう要望して、質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

---

### △散 会

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

明日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時55分

令和3年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

令和3年9月7日



令和3年第3回定例会一般質問  
令和3年9月7日（第3日）

| 順番 | (議席番号)<br>質問者 | 質問事項・要旨  |
|----|---------------|--|
| 7  | (11)<br>古田 昌也 | <p>1 新型コロナウイルス感染症への対応と対策について</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症が拡大まん延し、本町に対しても飲食店に営業時間の短縮が要請された。今回の時短要請に応じた店舗や休業等を行う飲食店が出てきた場合、飲食店と取引している農家、商店等も影響が出てくると思うが、その関連業者等に対して支援を行う考えはないか。</p> <p>(2) 感染拡大が進む中、間違った情報や噂が広がり、正しい判断がわからない状況になっていると感じている。地元の医師や専門家等を入れた意見交換などは行っているのか。また、その情報などを町民に伝えることが大切だと思うが、町長は、情報発信のあり方についてどのように考えているか。</p> <p>2 鶴田農産物処理加工施設について</p> <p>鶴田農産物処理加工施設の件で町民から問合せがあり、管理人が交代し器具の操作が分からないということだった。本町として6次産業化の推進を考えると大変重要な施設だと考えるが、この施設をどのように位置付けし、今後どう運営していく考えであるか。</p> |
| 8  | (14)<br>川口 憲男 | <p>1 農林業・商工業の推進について</p> <p>(1) 農林業の生産基盤の強化や地域特産品のブランド化強化等で、農業の生産性向上や収益の向上を図る考えだが、具体的対策をどう講じていく考えであるか。</p> <p>(2) 地場産業の育成、新たな起業・創業支援等の施策に取り組むとされているが、現在の商工業の実態をどのように捉え、持続可能な経営への支援をどう考えているか。</p> <p>2 G I G Aスクールの推進について</p> <p>町内の光ブロードバンド基盤整備が令和4年3月には完成する予定である。学校では、いち早く全校児童・生徒・教職員にタブレット端末が提供されている。コロナ禍の中、授業も苦慮されていると思うが、授業での活用等についてどのような状況か。また、今後のICT教育への取組をどう進めていこうと考えているか。</p>   |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者 | 質 問 事 項 ・ 要 旨   |
|-----|-----------------|---|
| 9   | (4)<br>橋之口 富雄   | <p>1 災害時の情報提供について</p> <p>豪雨時の川内川やその支流等の河川の状況及び道路等の通行不能となっている箇所などの情報を的確に住民に周知することは、避難等に大いに参考になると考えているが、町長は、町民への情報提供のあり方についてどう考えているか。</p>   |
| 10  | (10)<br>有川 美子   | <p>1 大規模災害発生時の避難及び避難所について</p> <p>今年も日本各地で気候変動による様々な自然災害が起こっている。本町でも、毎年大規模災害発生リスクがあると考え、十分な備えが必要だ。次の2点について問う。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大中に平成18年のような大規模災害が発生した場合、多くの避難者が感染を恐れて車中避難を選択する可能性が高いが、避難場所はどの程度確保できるのか。また、車中避難者に対して、どのような方法で避難場所や避難情報の提供等を行う考えか。</p> <p>(2) 公共施設で現在避難所として活用中の施設を、廃止又は譲渡対象施設としてリストアップしているが、災害発生時の避難所としての活用はどうするのか。また、譲渡後の施設維持に関する補助金等の考えはあるのか。</p> <p>2 新型コロナウイルスに感染した妊婦の医療体制について</p> <p>千葉県で妊娠していた女性が感染し、自宅待機中に早産、医療機関の受入れ先が見つからず、子供が亡くなった痛ましい報道があった。</p> <p>(1) 本町在住者で妊婦が新型コロナウイルス感染者となった場合の医療機関の受入れ先はどうなっているのか。</p> <p>(2) 妊婦が入院する際、病院によってはPCR検査を受ける必要があるとのことだが、検査費用を助成する考えはないか。</p> |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者  | 質 問 事 項 ・ 要 旨  |
|-----|------------------|--|
| 1 1 | ( 5 )<br>中 村 慎 一 | <p>1 災害対策について</p> <p>(1) 町内の中小河川の観測体制は完成済みか。また、緊急避難等の警報体制の整備、計画はどのようになっているか。</p> <p>(2) 住宅地域や農業用施設等の浸水対策は重要である。ハザードマップに想定のない浸水地区があり、見直しが必要と考える。被害地区の対策をどう講じていく考えであるか。</p> <p>(3) 道路冠水、崩落・欠損等による通行止め箇所が多数発生した。少なくとも冠水箇所は、ハザードマップへの掲載が必要だ。また、安全な避難道路の確保も望ましい。これらの対策をどう考えているか。</p> <p>(4) 避難所については住民本位に立ち返り、避難道路・避難場所・避難所の3点を再点検する必要性はないか。</p> <p>(5) 復旧工事に伴う被災者の分担金について、今年の再度災害によって二重負担が課せられるものがあると聞いているが、件数と金額は。また、負担軽減についてどう考えているか。</p> <p>2 川内川洪水対策について</p> <p>(1) 7月10日午前11時の鶴田ダムの「緊急放流」に対して、川原・虎居地区をはじめ、過去の被災地区の住民の避難行動はどのようになっていたか。</p> <p>(2) 緊急放流により水位がどうなるか、堤防の越水や浸水被害の想定区域は知らされたのか。</p> <p>(3) 全国で頻発する豪雨災害。川内川激特による河川改修、輪中堤、分水路、ダム改修など洪水調整の容量や河川断面は改善されているが、ダムの緊急放流により再度被災が想定されるのか。また、洪水対策の現在の実態については、住民に明らかにされなければならないと考えるがどのように考えているか。</p> <p>(4) 特にポンプ車や樋門等の災害要員が迅速に安全に業務を遂行できるような施設・設備等についてどのように考えているか。</p> <p>3 行政改革について</p> <p>公共施設等総合管理計画の個別施設計画では、各施設の集約対象から廃止対象まで年度を明記されているが、財政的な管理面からだ</p> |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者    | 質 問 事 項 ・ 要 旨   |
|-----|--------------------|---|
|     |                    | <p>けでなくて、機能性の問題、現在の課題、更にはコロナ感染症対策やコロナ後の行政推進についてまで検討がなされているのか、次の4点について問う。</p> <p>(1) 文化センターについて、所信表明の新たな文化施設とはどのような機能を持った施設か。また、中央公民館や図書館の機能等について、先進事例等検証されているのか。</p> <p>(2) 保健センターについて、コロナ感染症等の対応などが求められる中、成人・母子・高齢者対策、疾病対策や予防対策等、所信表明の項目にある機能的な検証を行っているのか。</p> <p>(3) 各地区交流館等について、将来的な公民館活動についての地域の意向や災害等の避難所対応など、感染症対応など含めて検証を行っているのか。</p> <p>(4) 児童遊園地、武道館等について、子育て支援、課外活動、社会体育等の観点から、施設の在り方をどのように考えているか。また、関係者の意向を踏まえたものとなっているのか。</p> |
| 1 2 | ( 9 )<br>平 八 重 光 輝 | <p>1 日本一やさしい町を目指すための方策について</p> <p>(1) 良き出合いの始まりは挨拶からと思うが、役場や学校の現状をどのように把握されているか。また、「挨拶日本一」を目指してほしいが、どのように考えているか。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症のまん延により、職場を失ったり、収入が少なくなり、生理用品にも不自由している報道等をよく目にするが、現状をどのように理解され、これらの貧困対策をどう考えているか。</p> <p>2 役場業務の I C T 化について</p> <p>人口減少や少子高齢化が顕著に進む中で、限られた予算や人材を有効に利活用し、町民の満足できるサービスを維持・提供するには、I C T 化が必須と思うがどう考えるか。</p>   |

令和3年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和3年9月7日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |           |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 事務局 長  | 萩木場 一 水 君 | 議事係 長 | 竹 下 和 男 君 |
| 議事係 主査 | 西 浩 司 君   |       |           |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|          |           |            |           |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 町 長      | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長      | 高 田 真 君   |
| 教 育 長    | 原 園 修 二 君 | 総務課長兼危機管理監 | 原 田 剛 志 君 |
| 企画政策課長   | 角 茂 樹 君   | 財 政 課 長    | 富 満 悦 郎 君 |
| 保健福祉課長   | 佐 藤 秀 樹 君 | 子ども支援課長    | 藤 園 育 美 君 |
| 農 政 課 長  | 山 口 泰 徳 君 | 耕地林業課長     | 櫻 伸 一 君   |
| 商工観光PR課長 | 市 來 浩 二 君 | 建 設 課 長    | 野 田 真一郎 君 |
| 教育総務課長   | 早 崎 行 宏 君 | 学校教育課長     | 界 敏 則 君   |
| 社会教育課長   | 永 江 寿 好 君 |            |           |

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

質問通告に従って順番に発言を許します。

まず、11番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

2日目、一番最初ということでとても緊張していますが、させていただきます。

その前に、先々月、7月の豪雨災害、その他もろもろの被害に遭われた方に対して心からお見舞いを申し上げます。すみません。また、消防団、その他もろもろの方々に役場職員の方々、避難所の開設であり、その他もろもろで大変御苦労なされたと思います。心から感謝のほう申し上げます。

さて、通告書に従い一般質問のほうをさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症への対応と対策についてでございます。

報道各所及びその他もろもろで大分鎮静化に向かっておられると思われませんが、新型コロナウイルス感染症が始まって、これを何度も繰り返している状況で、全く先が見えない状況となっております。

新型コロナウイルス感染症が蔓延拡大し、本町に対しても飲食店に営業時間の短縮が要請されました。今回の時短要請に応じた店舗や休業などを行った飲食店に関しては、協力金という形で支払われることが決まっており、そのため、ちょっと、安心していただいておりますが、その他飲食店などの取引している農家、商店なども影響が出てくると思っております。それに関して、町として、関連業者に対しての支援を行う考えはないか、お考えをお聞かせください。

次に、感染拡大が進む中、間違った情報やうわさが広がり、正しい判断が判らない状況になっていると感じています。地元の医師や専門家などを入れた意見交換などは行っているのか。また、その情報などを町民に伝えることが大切だと思っておりますが、町長は、情報発信の在り方について、どのように考えているのかをお聞かせください。

続いて、鶴田農産物処理加工施設について御質問のほうさせていただきます。

鶴田農産加工センターの件で町民から問合せがあり、管理人が交代し機具の操作が判らないことだったということでした。本町として6次産業化を推進することを考えると大変重要な施設だと考えておりますが、この施設をどのように位置付けし、今後どのように運営していくのかをお聞かせください。

通告書のほうで1回目の質問のほうを終了させていただきます。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。それでは、古田昌也議員からの御質問に対しまして、回答させていただきます。

まず、1項目めの新型コロナウイルス感染症への対応と対策についてでございます。

鹿児島県では、まん延防止等重点措置が発令されまして、県内の飲食店に8月20日から9月12日までの期間とします中で、時短要請などが行われておりまして、町内のほぼ全ての事業者が応じられているところでございます。

町では、事業者支援のための今年7月から町民1人当たり1万円分の商品券を配布する第二弾のさつま応援商品券事業を行っておりますけれども、8月末日現在で郵便局で商品券に引き換えられた人数は1万9,107人分ございまして、引換え率は94%、既に換金された金額につきましては、9,487万円となっているところでございます。

御質問のとおり飲食業の休業等に伴いまして、この関連の事業者におきましても大きな影響が出てきていると思っております。酒類や加工品、食材納入者など多岐にわたることが予想されますので、コロナ感染の終息が見通せない中ではございまして、感染状況を見ながら、どのような支援ができるのか検討するよう関係課のほうに、今、指示もいたしているところでございます。

本日の南日本新聞の中でも、県のほうが独自の支援策をするということで掲載されておりましたが、こういう状況等を見ながら本町としましても、この支援策を取っていきたいと思っております。時期的にはコロナのこの状況等見ながらということで本会議中か、若しくは臨時議会等で御提案させていただきたいと考えているところでございます。

次に、2項目めの地元の医師や専門家等を入れた意見交換や情報発信の在り方についてということでございます。

町内で感染された方が確認された場合につきましては、この誤った情報に流されることのないよう町防災行政無線や町ホームページ等で町民の皆様へ随時周知を行っているところでございます。場合によっては、私自ら放送もいたしているところでございます。しかしながら、それでもなお、誤った情報が流れてしまうことにつきましては、大変遺憾でございます。誤った情報が流れますとその関係者に対しまして、精神的な苦痛を与えるとともに日常生活におきましても大きな支障を来すおそれがあるところでございます。

また、何らかの症状があっても誹謗中傷を恐れ、医療機関での検査をためらい、結果感染の拡大を招いてしまうことになりかねないという状況等もございまして、町民の皆様へは、正しい情報の発信に加えまして、偏見、差別等の防止に向けた啓発や悪質な行為につきましては、法的な責任が伴うということにつきましても、併せてこの情報発信をしまいたいと考えているところであります。

現時点におきましては、感染された方から相談の申出等はございませんけれども、感染したことによる不安や悩みなど、そのような相談が本人や家族から直接あった場合につきましては、保健所と連携をしまして、状況に応じた速やかな対応をしていきたいと考えているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る医師や専門家等との意見交換につきましては、現在、国の基本的対処方針や県の方針等に基づきまして、随時薩摩郡医師会と情報交換を行いながらやっているところでございます。今後につきましても、情報共有を行いながら、意見交換を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、鶴田農産物加工センターの位置付けと今後の運営についての御質問でございます。

鶴田農産物加工センターにつきましては、農畜産物の付加価値を高めるための加工技術の習得、それから地域特産品の開発及びこの地場産業振興を促進し、地域活性化を図る目的の施設でございます。

昨年、策定いたしました6次産業化推進戦略におきましても、この施設で農産物加工の基礎を学んでいただき試作品を製造するなど、将来的には県や町の農産物加工施設整備事業等を活用していただきまして、独立していただくための施設としても位置付けをいたしているところでございます。

また、長期にわたり避難所の生活等を余儀なくされるような大規模自然災害等が発生した際の炊き出し施設にも指定されていることから、本町としましても、この薩摩農産物加工センターと併せまして重要な施設として位置付けを行っているところでございます。

また、これまでに当該施設で加工技術を習得し、加工品販売を起業された方や加工グループを発足された方も複数おられ、地域経済の活性化や農産物の6次産業化を図る上で非常に重要な施設であると考えているところでございます。

施設の現在の管理状況としましては、施設事務員1名が常駐しまして、設備の管理、衛生管理等の施設管理業務及び予約の受付や利用料金算定等の業務に従事いたしているところでございます。年間を通じまして、町内外から多くの方に利用していただいております。今年度におきましても、8月末現在の利用件数は324件、利用者数が延べ456人の利用となっているところであります。

また管理人につきましては、長年勤務された方が本年3月31日付けで退職されましたことから、4月1日付けで新たな職員を配置しているところでございます。当初、機械器具等の操作が詳しく判らないことから利用者の方に御迷惑をおかけしたのではないかと考えているところでございます。

今後につきましては、県のこの農業開発総合センターで開催される農産物加工セミナーに管理人を参加させたり、それから、町内の農産物加工業者へ機械器具の取扱い方法を指導してもらうなど管理人のスキルアップも図りながら、利用者の危険防止と併せまして、利用者が安心して利用できるような運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

[町長 上野 俊市君降壇]

#### ○古田 昌也議員

町長のお答えのほうがありましたので、ちょっとお伺いしますが、前向きに推進するというところで、すみません、1番目の質問のほうなんです、関連業者に対して前向きな支援を行うという回答でしたが、その旨でよろしいでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

先ほども申しましたけれども、この感染状況等の状況を見ながら、その支援策については取らせていただきたいと思いますと考えております。

#### ○古田 昌也議員

はい、ぜひとも、お願いいたします。

そこで、提案なんです、昨年度行ったエール便という形の支援策ということを考えていただけないかなということを御提案したいと思っております。と言いますのも、エール便ということで前回の主旨としては、帰ってこれなかった学生であったりとかさつま町出身者に対して、さつま町商品を送ってエールを送るという形だったのですが、今回はその両方、さつま町としてもやっぱり被害を受けていると、それで、両方お互いエールを送り合うという形で支援の拡大、拡充を臨みながら、そういった支援エール便ということを再度検討する考え方はないでしょうか、お聞かせください。

#### ○町長（上野 俊市君）

ただいまのこのエール便の関係等についてでございます。

このエール便につきましては、前回の対策ということで行っておりまして、さつま町のPRとともに町内の地元産品等の活用により、事業者にとりましては大変有効であったと思っております。今、ありましたように、このエール便の拡充、それから拡大等を含めまして、検討を、今、指示もいたしているところでございますけれども、支援策としまして、経営継続にあたっての直接的な支援、それからこのエール便みたいな間接的な支援というようなことも含めまして検討いたしているところでございます。なかなか直接的な支援につきましては、一時的なものになって終わりがちですので、こういう長期的につながりができるような取組、このエール便等につきましては、非常にいい取組だと私自身も思っておりますので、ここあたりにつきましては、今、担当課のほうにも内容等含めまして、また、今、指示も行っているところでございます。

#### ○古田 昌也議員

本当に昨年エール便の関係をお聞きした際には、すごくいい取組だと実感しております。と言いますのも、やはり対消費者と直接、事業者が意見交換できる場、また、率直な意見をアンケートとして聴ける場があります。こういう時期に関して、動くにも動けないという方々、事業者というのは数多くおられると思います。その中でも、そういった消費者との直接的なやり取りとか、そういう形のエール、現金ではなく、そういった違った形の支援策ということもぜひとも検討していただきたいので、ぜひともエール便というのを再度拡充、前回はふるさと納税の関係者だったと思いますが、それをもっと広げた形、農業、商業、観光業、全てを含めて、何か拡充して、そのエール便ということを実行できないかというのを強くお願いしておきます。その件に関しての質問は、以上とさせていただきます。

次に、質問させていただきますが、感染拡大が進む中、間違った情報、うわさが広がっております。実際に町のほうには連絡はないかもしれませんが、個人的な情報で、どこの誰々だとか、全く関係ない方々が前日の質問にもあったとおり、全く関係のない方が感染者だというようなうわさが流れたりしておるのが現状であります。その中で、必ず僕のところにそういう連絡が来るときには、コロナが感染しましたという放送が入った直後に必ず電話がかかってきております。今、現在です。町長が情報発信という中で、放送をしておりますが、その放送する意図を、ちょっと、お聞かせください。

#### ○町長（上野 俊市君）

我々におきましても、感染者が発生した場合については、保健所のほうから連絡を受けまして対応しているわけですが、まず、町内でそういう患者が発生したということの事実のお知らせと、それから、この発生によりまして、先ほど来、出ていますようにその人物を特定するような動き、それから、誹謗中傷のようなことが起こるといようなことが、やはりこれまでも多く発生しているようでございます。本町でのそういうことについては承知しておりませんが、まあ、報道等ではそういう誹謗中傷があるということがありますことから、これにつきましては、そういう発生の事実、それから、そういう誹謗中傷等については、厳に控えていただきたい。それから、感染防止対策の徹底をお願いしますということで、町のほうは放送をいたしておるところでございます。

#### ○古田 昌也議員

判りました。しかし、もし仮にですが、そういった感染に常日頃気をつけていただきたいということであれば、感染者に関する情報は、町のホームページ又はラインなど、様々なところで情報の発信はしておられると思われまます。メディア各所、新聞などでもそういうことを伝えておりますので、あえて町長が放送するということに対してやっぱりちょっとどうなのかということは、僕

自身の考え方では正直あります。これから先、どんどん可能性がどうなるか判らないですが、どんどん感染者が町内で増えてきたときに、毎回毎回、こういう放送を入れるのか。また、そういう放送ではなく、毎日同じ時間に決まったときに基本的な感染症の対策をしてくださいという放送を毎日流すほうがよっぽど効果があると僕自身は考えますが、その点については、どう思われますでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

放送の在り方でございますけれども、まあ、私自身が毎回放送するわけではございませんが、私が放送する基準といたしますか、目安としましては、町内におきましてクラスター、恐らく複数の感染者が発生したというような場合とか、今回につきましては、鹿児島県がまん延防止等の重点措置を発令したということで、改めて町民の皆さん方に飲食店の時短要請等も出されている。それから、基本的な対処方針に基づいて町民の方々には、そういう対応を取っていただきたいということから、私は放送いたしているところでございます。

通常の場合につきましては、議員がおっしゃるように定期的な放送等も考えられるところではございますけれども、やはり発生しておりますということをしっかりとお伝えしながら、中には、やはりテレビを見てさつま町で出たんじゃないんというような発言等もいただくこともございます。やはり、ここ辺りについては、しっかりと情報提供を行っていく必要があるかと思っておりますが、今後の感染状況等を見ながら、ある程度、もう、こう落ち着いてくれば、定期的な放送時間帯の中で基本的な感染対策の対象方針等についてお知らせをしていくというのも1つの方法かと思っておりますので、ここにつきましては、また検討させていただきたいと思えます。

○古田 昌也議員

ぜひ、検討のほうをお願いしたいと思っております。

その情報発信の中で、やっぱり間違っただけ、ワクチン関係であったり、その他もろもろ、やっぱり僕自身もですが、何を信じて何を信じたら駄目なのかという判らないところも正直あります。その中で、町主催であったりとか、何か主催をするときにイベントを中止にする判断というものを先ほど医師会の方々と連携してやっているとありますが、そういったイベントなどの中止の判断をするときも、医師会又はその他専門家との意見交換というのはなされているのでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

イベント等の中止の判断というのは、国、それから県の方針等に基づきまして、町の対策本部を開きまして、決定をいたしているところでございます。この感染の状況等に応じまして、専門家、医師会等と協議をさせていただいているところでございます。基本的には、先ほど申しましたように、国、県の基本的な対処方針等に基づきまして、イベント会場での人数、そのイベントに来ていらっしゃる方々、それが町内なのか町外なのか、多いのか少ないのか、そこ辺りも含めまして全体的な観点から、個々については判断をいたしているところでございます。

○古田 昌也議員

国や県ということなんですが、県の主張のほうで、県民の皆様へということでまん延防止重点措置が県内であるという資料が出ております。その中で県内全域では、20日から9月12日までになりますが、ちょっと内容的に、バーベキューなど屋外でも感染防止の徹底をくださいと、家庭内でもマスクの着用などで感染防止をくださいという通達が来ております。

その一方で、県や国のほうでは、イベント開催の取扱いについても来ております。その中で、収容率の上限が100%以内若しくは人数の上限5,000人という形で来ているんです。その中でもコロナ関係で全てのイベントなどが中止になる原因というのは、5,000人以下の会議

でも中止になっているという判断というのは、やはり町独自で判断しているってことになるんでしょうか。お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

主催が町の場合につきましては、このまん延防止等の措置の期間につきましては、町が主催するそういうイベント、行事等については控えるということで対策本部の中で確認をいたしているところでございます。

それ以外の主催者が別な部分については、こういう状況でありますということをご配慮していただきたいということのお願いをいたしておりますけれども、こちらがそれを中止していただきたいというようなことは、今のところ言っておりませんが、十分、このまん延防止措置等の重点措置の発令期間だということをしかりと認識していただいて、それぞれが御判断をいただいているところでございます。先ほど申しましたように、町の主催するような行事、それから複数の人数が集まるような会議等については、できるだけと言いますか、この期間については中止、あるいは延期をするようにということで確認をいたしているところであります。

○古田 昌也議員

理解いたしました。ただ、中止の判断、イベント、その他もろもろ、コロナ禍における中でやはりいろんな情報というのが、これも本当かどうかというのが判らなく判断がしづらい状況になっているのは事実だということをご認識しておいていただきたいと思っております。

ただ、その中で国も県もそうなんです、やはりそういった形で町独自で判断し、中止、その他もろもろするのであれば、ワクチン以外の対策を取ってもいいのかどうかという判断をしていただきたいというのが思っております。正直、町民の方々でもワクチンの賛成派、反対派というのでごく一部おられると思います。そのワクチン、町としてワクチン以外の対策というものは、何か考えているんでしょうか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

ワクチン以外の対策ということでございますけれども、これ以外の関係につきましては、ワクチンに代わるものということで具体的には検討いたしておりませんが、先ほど来申し上げますように、それぞれ、個々がしっかりと感染防止対策を取っていただくということが一番の基本かと思っております。これについては、国の検討会、専門委員会等でも出されております。基本的な対処方針というのに基づいて一人一人がきちんとやるのが、この感染を防ぐということが第一ですので、ここについて徹底していくということが肝要かと思っております。

今、国等では、この薬の治験等も進んでおります。これができるのと、そのワクチンプラスそういう薬のほうで抑えられていくということにはなってくるかと思っておりますが、まず、我々がしないといけないことにつきましては、やはりしっかりとこれを守っていくということが、私はもう一番大事だと思っております。

○古田 昌也議員

僕もそのとおりだと思っております。一人一人が本当にそれを、ちゃんと、きちんとして守って感染症の対策をすることが一番だと本当に思っています。

本町としては、ラグビーの町だと認識もすごくあります。

ある先輩がいつもおっしゃるんです。何年前か、ラグビーのワールドカップがあったときは、すごく一つにまとまった。何で、コロナになったらこうやってばらばらになって誹謗中傷が始まるんだと、本当にそう思われます。ですから、提案というか要望として、本当にラグビーの精神で「1人はみんなのために、みんなは1人のために」という強く思いを全面に出して、本当に再度、一からコロナ感染症ということの対策、その他もろもろの勉強を一からし直して、こうい

った「みんなは1人のために、1人はみんなのために」という精神を持って、そういう形で感染対策のほうしていただきたいと本当に心から思っておりますので、ぜひとも、それをさせていただきたいと思えます。

それで、この質問は終わりたいと思えます。

次に、鶴田農産物処理加工施設についてお尋ねします。

実際、今、管理人の方々は、どの程度の人数で、どの程度把握しているのか。すみません、把握といっても、機械の使い方であったりとかそこら辺を教えてください。

**○農政課長（山口 泰徳君）**

鶴田の農産物加工センターにつきましては、鶴田支所の鶴田経済系の所管となっております。

管理人が1人専任がおりますけれども、それと別に係員、そしてまた、鶴田支所の中に会計年度任用職員がおりますので、まあ、3人がそれぞれ事情があるときは交代で、そちらのほうの運営に当たっているという状況でございます。

**○古田 昌也議員**

3名ということで間違いはないですね。その中で、きちりと安心、安全な加工の仕方を教えられる方というのは、実際おられるんでしょうか。お聞かせ下さい。

**○農政課長（山口 泰徳君）**

1人は、職員が長年そちらの係に在籍しておりますので、通常の方以上には、そういう厨房機器の取扱いには詳しいというふうに考えているところでございます。

**○古田 昌也議員**

そうですね、1人ではなく、複数人そういった方々をしていただきたいと思うんですが、と言いますのも、まず加工施設は、専門的な機械が入っているところです。大変危険です。取扱いを間違えると、もう爆発をしたりとかいろんなことで、蒸気でやけどをしたりとか、すごく危険な状況です。その中で、やっぱり全員が全員機械の使い方であったりとか、こういうことを熟知していただくということがすごく重要なことになってきていると思っております。と言いますのも、やはり、あそこがもとで6次産業化が進んで独立したという企業が何社もあります。そのためには、やっぱりその管理人という方が食品衛生法だったり、機械の取扱い方、加工の仕方ということを熟知していただいて、それを町民の方、農家の方に伝えていただくという流れのほうが、一番やっぱり6次産業化という形では一番なりやすいと僕自身は考えておりますので、ぜひとも、そういった職員の増員であったりとか、そういう研修というものを受けていただきたいと思っております。

また、いろいろと話を聞くんですが、その施設自体を指定管理に投げるという考え方はあるのでしょうか、お答えください。

**○農政課長（山口 泰徳君）**

薩摩の加工センターがありますけれども、向こうのは薩摩西郷梅生産組合のほうで指定管理団体ということで管理をしていただいております。町のほうも、できる施設は指定管理に出す方向で検討しておりますので、近隣の厨房メーカーのほうにそういう話も若干したところではありますが、職員の配置等の関係で断られたという経緯もございまして、そこら辺りは、また将来にわたっていろいろ検討しながら管理を進めてまいりたいと思っております。

**○古田 昌也議員**

再度、そこら辺に関しては、検討のほうを強く要請いたします。と言いますのも、やっぱり民間へ業務委託を出すデメリットやメリット、その他町営でやるメリット、デメリットというものすごく大きな施設だと思っております。と言いますのも、やっぱり民間に出しますと、そこで

加工センターでせっかく習得した技術というものがどこまで保証されるかどうかとも判らない。と言いますのも、商品をあそこで許可を取って販売している事業者という方々もおられます。それが民間に移行したとしてもそれが取れるのかどうかというような問題が様々出てきます。ただ薩摩の加工センターがそういう形でうまいことっていたかもしれないですが、鶴田の加工センターってまた状況が違いますので、ぜひとも、そこは加味をして、また、するかしないかという判断というのは、再度検討していただきたいと思われまます。

最後になんですが、なぜここまで言うかということがお伝えしたいのはですね、やはり現場を一度見ていただきたいと思ひます。町長を含め課長、その他もろもろの方々というのは、あそこで作業をしている姿というのを見たことがあるでしょうか、お聞かせください。

#### ○町長（上野 俊市君）

鶴田の加工センター、それから薩摩の加工センターにつきましては、私も農政課長時代に担当課長としまして見てきていたところでございます。

あそこの加工センターで習得されて、今、独立して起業されている方もいらっしゃいます。そういう方々をまたお越しいただいて、先ほどあります研修等を含めまして、管理人のスキルアップも図っていく、それから、そこを利用される方々のスキルアップも図っていくということをしていきたいというのが、もう私も前から思っているところでございます。

指定管理の関係等につきましては、様々な条件等もござひます。簡単にいかない部分等もござひますけれども、ここにつきましては、慎重にまた、あそこを使われている方々の御意見等もお聴きしながら、検討はさせていただきたいと思ひているところであります。

#### ○古田 昌也議員

ぜひとも、再度、もう一度、もしよろしければ見ていただいて、その方々、加工している方々の御意見というのをお聴きしていただきたいなと本当に思われまます。と言ひますのも、やはり加工センターを僕も何度か利用してやっております。そのときに、やはり昔ながらの伝統とかみそ造りということが、あそこの先輩方々に教えていただき、食文化というものを引き継ぎました。それが、夏休み、その他冬休みになるとお孫さんを連れてきて、あそこで一緒におみそ造りをしていたりとか、すごく大切なコミュニティーの施設になっております。公民館の活動としまして、あそこを利用した料理教室であったりとか、レトルトの研修だったりとか、いろんな加工の研修を公民館単位でやっている方々もおられます。やはり、そういうところを見てきますと、民間ではできない、行政だからこそ、そういった形で安価に安易に安全に使用できる施設であつてほしいという願ひが大変強く思っておりますので、ぜひとも、そういった面、いろんなところでもコミュニティーとして、あそこの場を活用するという考え方も、ぜひとも、強く願ひしたい、強く要望したいと思っておりますので、ということを要望して、最後にこの質問を終わりたいと思ひますので、一般質問のほう終わらせていただきます。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

ここで演台の消毒等のため、しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時06分

---

再開 午前10時08分

---

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、14番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

### ○川口 憲男議員

さきに通告しました2項目について、町長、教育長に質問いたします。

まず1問目の農林業・商工業の推進について町長に伺いますが、昨年、今年とコロナウイルスで町内の経済が消費している状況でございます。昨日、今日の同僚議員の質問の中にも、この農林業、商工業の低迷のことも質問がありました。それによって答弁もいただきましたが、ダブる点もあるかとは思いますが、町長のほうに質問をいたします。

現在のまちの状況を見聞きしてどう捉えていらっしゃるか。また、この状況の施策、推進策に取り組む考え方を伺います。

農林業の取組では、スマート農業や担い手支援等に、商工業では、地場産業の支援、新たな企業支援と課題は多いと思いますが、短期4年で取り組むにはスピード感が大事と思いますが、町の基幹産業であり、まちの将来を問われる農林業、商工業について、今後の政策がまちの将来の道筋になるのではと考えますが、町長の考えや取組について伺いたいと思います。

2問目は、県下でもいち早く学校でのタブレット導入を推進いたしました。コロナ等で臨時休業や児童生徒たちは2学期も始まり、授業等、まだ学校生活にも支障がみられるのではないのでしょうか。学力の低下に結びついていないか、勉学に学校内外で対応が遅れているようにも感じているが、教育委員会内の対応はどのような状態か。

私たちも各種の研修会等が延期、廃止の状態であり、その中でリモートやオンライン、また、オンデマンド視聴と、ITを活用したセミナーに変わりつつあります。文明の機器をいち早く今の児童生徒に活用、学ばせるGIGAスクールの推進は大賛成であるが、よい方向に利活用策を講じるべきではないのでしょうか。現在の状況と今後の取組策は。

タブレット、スマホでは位置情報も把握できるとお聞きしますが、先々には、安全、被害防止策にも対応できるのではないのでしょうか。私は以前から「隗より始めよ」の言葉をよく使いました。始めてみて不具合箇所は適時直し、いいものにしていくことが必要ではないのでしょうか。

いまやスマホで本を読んだり、情報収集が主流です。よき使い方、操作の教育が重要視されるのではないのでしょうか。スマホでの災害等を未然に防ぐのも、学校、家庭での指導も大事ではないのでしょうか。児童生徒たちは、これからの時代に生かせる教育の一環ではないかと思えます。さつま町の教育行政、GIGAスクールへの取組は道半ばと聞きますが、これまでの取組、今後の教育委員会としての推進策の考えを伺います。

1問目、農林業・商工業の取組の推進について、町長に伺います。

2問目は、GIGAスクールの推進の取組について、教育長のほうにお伺いいたします。

これで1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

### ○町長（上野 俊市君）

それでは、川口憲男議員の質問にお答えさせていただきます。

農林業・商工業の推進ということでございまして通告をいただいておりますけど、まず1点目の農林業の生産基盤の強化や地域特産品のブランド化等の質問でございます。

私も公約に掲げています農林業の関係等については、やはりもうかる農林業の推進と実現ということで掲げているところであります。これには生産性を上げまして効率化も図っていく必要が

あるというようなことで、重要な課題であると思っております。

現在、本町におきましても、少子高齢化、特に農林業者が、従事者が減少してきている状況でございまして、農業を主体とするこのまちにとりましては、非常に厳しい状況下に置かれているものと認識いたしているところであります。

こういう中で、先ほど申しましたもうかる農林業の推進ということで、これには生産基盤の強化ということが非常に大事だろうと思っております。このようなことから、現在、柘野地区におきまして、農地中間管理機構関連農地整備事業と水利施設等保全高度化事業、この2つの事業を導入いたしまして、負担金なしの基盤整備と水田の汎用化を目的に工事を進めているところでございます。

求名地区におきましても、同様にこの事業の実施に向けて、今現在、話し合い活動が進んでいるところでございます。

その他の地区におきましても、この排水性の悪い水田が散見されるため、今回、ポストコロナの農業生産体制革新プログラム事業等を活用いたしまして、水田の排水対策の機械を町で購入しまして、農家へ貸し出す方向に調整をいたしております。これによりまして、水田の汎用化と生産基盤の強化を図っていかうと考えているところでございます。

また、非常に盛んであります畜産の関係等につきましても、畜産基盤再編総合整備事業や畜産クラスター事業の導入によりまして、畜産の生産基盤強化や自給飼料の増産などに取り組んでいるところでございます。

そのほか、ICTを活用しました機器等を導入しまして、肉牛等の発情時期を見逃さないための牛温恵の設置、それから、分娩等を知らせるための分娩監視システムなどの機器等を導入しながら省力化と効率化も図ってきているところであります。

次に、地域特産品のブランド化強化等につきましては、現在、地域ブランドでございまして「薩摩のさつま」で販売するイチゴ、トマト、水煮タケノコ、焼酎、米、このほか県ブランドの品目の産地指定を受けている黒牛、黒豚、お茶、マンゴーや、法人ブランドで知名度が高い胡蝶蘭、アイビー等の枝物、南高梅など、多彩な地域産品がブランドとして認知されているところでございます。

また、農業の生産性の向上や収益の向上を図るために、昨年、第4次のさつま町農林業いきいきプランを策定いたしております。この中では、品目ごとの推進計画等も策定したところでございまして、町の耕地面積の約7割を占める水田を活用し、暗渠排水等の排水対策を実施しながら汎用化を図りまして、高収益作物である野菜等の作付けを推進していきたいと考えているところでございます。

そして、さつま町の優れた農産物をより多くの方に知っていただき、取り扱っていただくため、町におきましても、北さつま農協と連携しましてトップセールスを積極的に行ってまいってきているところでございます。さらに、今年の秋からJA北さつま、商工会、観光特産品協会などの関係機関と連携いたしまして、地域ブランドの検討会を立ち上げまして、地域ブランドの創出に向けた支援を強化してまいりたいと考えているところであります。

それから、通告に従いまして、2つ目の関係でございまして、地場産業の育成の関係についてでございます。

本町の地場産業につきましては、製造業をはじめ、小売業、観光業、飲食業の様々な産業があると認識しているところでございます。中には高齢化や後継者不足等により、事業継続を断念される事業者も出てきているところでございます。現在、町では小売業等店舗整備支援事業、それから新規参入者支援事業、空き店舗対策事業、旅館業等施設整備事業など、商工業者の支援に取

り組んできておりますけれども、これらの制度につきましても、まだまだ見直す点があると考えておりますので、担当課には制度の内容を含めまして、再検討を指示いたしているところがございます。

やはり、この地場産業の振興なくして町の発展は望めないと考えているところでございます。そのことが町の税収の増加や就業の場の確保、人口減少対策にもつながっていくものと考えておりますので、新たな支援が必要であるならば、事業者の御意見等もお聞きしながら政策の立案に取り組み、誘致企業を含めまして、この制度の充実による経営支援もしていきたいと考えているところであります。

また、商工会が主催となり進めております「得するまちのゼミナール」、通称「まちゼミ」や商店の魅力を再発見することで、まちのにぎわいを創出し、結果的に地域貢献ができる取組として、現在、全国各地で415以上の地域に広がりを見せておりまして、さつま町版まちゼミ、「さつまdeまちゼミ」としまして、これを平成30年10月に第1回目を開催しまして、本年10月には第5回目を全国一斉まちゼミとして開催する予定になって、今、準備を進めているところであります。まちゼミを開催しますことで、町内事業者の連携強化や店主やお店のファン作りから売上げにつながる顧客獲得だけでなく、再度、自らの商売を見直す機会にもなっておりまして、事業継続につながる取組として効果も大きいものと考えているところでございまして、町としましても全面的な協力を継続していく予定でございまして。

さらに、町内の個人事業主、中小企業の経営強化のため、さつま町と鹿児島県よろず支援拠点が合同で、さつま町出張定期相談会としまして、令和2年8月の開催から毎月開催、既に町内20事業者が参加しているところであります。本年は、特にSNSに特化した内容で相談を行っており、参加した事業者にはSNSのフォロワーが倍増している方もいるなど、確実な個店の魅力向上につながっているところでございます。

このほかにも、売上げ拡大、経営改善、商品開発など、経営上の様々な悩みを相談できますことから、今後もよろず支援との連携強化を図りまして、事業者へ活用に向けた後押しを行っていききたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

#### ○教育長（原園 修二君）

2つ目の御質問でありますGIGAスクールの推進についてお答えいたします。

今回のGIGAスクール構想により、各学校に整備されました児童生徒用タブレット端末につきましては、各学校児童生徒の発達段階に応じて活用を図っております。

授業におきましては、学習内容の定着を図るために、今、習ったことの練習問題を直ちに出すというドリルアプリを授業のまとめの段階において活用しております。これは、児童生徒の回答に対して、その場ですぐに採点する機能を有しており、学習内容の定着への有効性が高いというふうに考えております。

特に複式学級においては、担任が片方の学年の指導を行っている間、もう片方の学年の児童は、このアプリを用いて習熟を図るなど、主体的に学習に取り組んでおります。

また、これまでの授業では、自分の考えをホワイトボードや小黒板に書いて発表していた活動を、授業支援アプリを用いて、タブレットや大画面テレビ上で行うことができるようになり、操作になれてくることで作業や準備に費やしていた時間が短縮され、その分の時間を学びの定着に使うことができるようになっております。

このような状況におきまして、町教育委員会といたしましては、教員のスキルアップが喫緊の

課題と捉えておりまして、今年度と来年度の2年間、佐志小学校をICT教育に関する研究協力校に指定し、先行研究に取り組んでいただいているところです。佐志小学校では、その都度、研究の成果を町内の教員に授業公開を通して還元していただき、町全体としてICTの指導法の工夫改善に取り組んでいるところでございます。

また、教員向けの研修としましては、8月3日の午前中に開催いたしました町教育講演会において、鹿児島市立学校ICT推進センター長を講師に招き、GIGAスクール元年におけるICT活用の新たな展開というタイトルで講演を行っていただくとともに、午後からは、ICT機器を積極的に活用して授業を行っている町内の学校の教員3名を講師として、端末を活用した授業づくりについての具体的な研修を実施したところであります。

そのほかにも、今年度、ICT機器全般について対応してもらうために、各学校へICT支援員を派遣し、校内での研修や教員の個別の困りごとへの対応等に対応していただき、スキルアップに努めているところであります。

今後も教員のスキルアップを図るとともに、授業においてタブレット端末、効果的な活用を図らせ、授業の充実にも努めさせたいと考えております。しかしながら、学校での学習というものは、担任と児童生徒が向き合い、学びを深めていくことが基本でありまして、あくまでもタブレット端末は使うことを目的とせず、使うことで最大限児童生徒一人一人の学びを生かし、定着させるために活用するよう、町教育委員会としまして継続して指導を行ってまいります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

#### ○川口 憲男議員

時間の都合上、先に教育委員会のほうのGIGAスクールの推進について、ちょっと質問させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど教育長のほうからいろいろ答弁をいただきました。GIGAスクールによる授業等の中身も重々判ってきたことではございますが、1つ目に、ICT支援員を配置して各学校の対応をし、図っていくということでしたが、このICT支援員はどういう方なのか。部外から応募されて、それを各10の学校にそれを配置されるのか。そのところをちょっとお聞かせ願います。

#### ○学校教育課長（界 敏則君）

ただいま、御質問がありましたICT支援員についてでありますけれども、こちらにつきましては、民間の企業のほうにお願いをしております。各学校に年間12回程度派遣する計画をしております。

このような中で、先ほども答弁がございましたように、各学校では校内研修でありますとか、また、必要に応じて教材等の作成も行っているところであります。

#### ○川口 憲男議員

この構想を取り入れてから、やっとな民間の方を入れて年12回というので校内研修とか、いろんな資料も作っていくということに答弁をいただきました。

今朝の新聞を見ますと、薩摩川内市ではいち早く始業式が5日遅れたんですけども、リモート始業式等を行って、また、各家庭の親にはメール等で協力をいただいたという新聞記事もありましたし、中種子町の町議会では、タブレットを利用した定例会も開始したと。これはペーパーレスが中心になっていくということでしたが。

県内の学校等々を見ますと、こういうふうにしてリモート始業式とか、あるいは学級活動とか、いろいろなことをしているんですが、町内で伝わってくる分については、教育長、非常に遅く感じるんですが、そういう担当の先生方が少ないのも事実だろうし、あるいは庁舎内の担当をしている部署も少ないということもあるんですが、そこ当たりを加味しましても、3月、4月からは

すぐにタブレットを子供たちに配布し、その活動ができるように体制を整えたわけですから、もうちょっと早いスピードでこういう活動はしていくべきじゃないかと思うんです。そこ当たりの考え方はどうなんですか。

#### ○教育長（原園 修二君）

ただいまリモートの始業式のことが出ておりましたが、さつま町でも昨年度から盈進小学校では、実際にできる状態になったときからすぐに実施をしております。ですから、コロナがありましたので、全体を体育館に集めてするということではなくて、リモートの実際はなされているというところであります。

それぞれの学校で配備された段階から、早い段階からスタートして研修を進めておりますので、他の市町は新聞等報道されておまして、私も見ましたけれども、進行状況が、学校の取組とかいうものが極端に遅れているというような感じは個人的には持っておりません。

#### ○川口 憲男議員

教育長のほうとしては遅れはないということなんですが、はたから見ると、どうしてもそういうふうを感じるのが実際のところでございます。

それと、7月、8月だったですか、7月頃だったですか、このタブレット授業の中で、どこかは申しませんが、何か遊びに使っているような教室もあるということも聞いております。タブレット端末を活用し、情報の収集、判断、処理能力、あるいは先ほどありましたリモート授業とか、こういうことには非常にGIGAスクール構想というのはいいことだと、私も賛成をするものでありますし、ペーパーレス化が完全に進むと、完全なペーパーレス化じゃないんですけども、やっぱりそういうところの中では非常に大事じゃないかと思えます。

昨日の議員の話の中に、図書で本を読む機会が、現物に本を読まずにタブレットとか、そういうので情報を得るといふこともありましたけれども、今、若い人たちを見てみますと、テレビを持っていない子供たちが多いです。それはなぜかと言えば、パソコンで見たり、いろいろなことで情報を得るといふことが多いです。

そういう中で、このGIGAスクール構想、子供たちによい結果を与える、よい使い方を教える、これが非常に大事なことじゃないかと思えます。そういうところで、教育長の考え方をお聞きいたします。

#### ○教育長（原園 修二君）

議員のおっしゃるとおり、タブレットは、今、GIGAスクール構想ということで全国に入ってきてまして、積極的に進めていこうとしているところであります。

ただ、本町の場合ですと、先生たちも一生懸命研修をしておりますし、先ほど申しました佐志小学校では、研究公開をして、外部から先生たちがタブレットを使って授業しているところを参観し研修をする。内容的にも非常にすばらしい研修ができたのではないかというふうに思っております。

タブレットは、このようなふうにして積極的に推進をしていくということは間違いのないところではありますが、ただ、タブレットは、あくまでも学習を進めていくための道具でありまして、タブレットそのものを学習するわけではなくて、タブレットが入ってきたからといって学習の成果が格段に上がると、そういったものでもありませんし、なるべく時間をかけないでできる。例えば先ほど申しましたけれども、今までは授業の中でまとめて発表するときは小さな黒板のようなものにいろいろ書いて、それぞれ書いたものを、5分なり、10分なり何分かかかります。それを前に持って行って、それで発表したんですが、現在の場合、書いたものが即そのまま見ることが出来ますので、そういった点では非常に時間が短縮されています。授業の効率化とか、学習

の無駄な時間、そういったものを排除する分には非常にいいというふうに思っています。

先ほどちょっと申しましたが、複式授業のときなどは、どうしても片一方が授業をして、片一方が自習のような形になりますと、無駄な時間と申しますか、そういったようなのが生まれてきます。その中で、そのタブレットを使っていくと、自分なりにどんどん進めていくことができます。非常に効率的であるというふうに思っています。

ただ、あくまでも使うための、学習のための道具。言い方によりましては、新しい文房具というような言い方をする人もおりますし、例えばそろばんが電卓に変わったように、もっと便利な、そういったものというふうにして、学習を支えていくものとして使う。タブレットそのものが学習の対象ということではなくて、活性化を図り、子供たちに定着を図り、学びがしっかり充実していくような、そういったための使い方というものを考えていくということが非常に必要だろうというふうに思っておりますので、今、小学校の段階で、先ほど先生の声が、肉声で、しっかり面と面を向かい合いながら学んでいく時間というのは非常に大事だと思っております。そういうものと、また、この一番新しく最先端のものと並行しながら、そういったところを、バランスを取りながら授業を進めていくというところを基本的に考えているところであります。

## ○川口 憲男議員

教育長の意図されるその部分については同感いたします。子供たちへそういうICT教育を充実させることによって、これからの子供たちというのは、パソコンとか、それから、スマートフォンとか、そういうようなほうが主流になっていく、それでいろんな情報を得ていく、そういうところだと思います。今の教育の中では1つの文房具だということもおっしゃいましたけれども、全くそのとおりであって、先ほども申し上げましたけれども、意図するところと違うところに行くのではなくて、それを使って学習能力を高めていくということについては賛成でありますし、せっかくいち早く導入した器具ですから、そういうところをもうちょっと推進をしていただけるように要請をしておきます。

教育関係については、以上で終わりたいと思います。ぜひ子供たちの中から学習能力が高まるようなこと、そして、私はもう一つ、そういうことで意図しているところは、先ほど中種子町の町議会を申し上げましたけれども、これはタブレットでペーパーレス化をし、私も今、机の中に何枚かの資料を入れていますが、これをタブレット化にして会議をしているということでもございました。

今、いろんなところでパソコンとか、いろいろなのを使った会議が進んでおります。そういうところが学校の教育現場から、私たちこういう議会の中まで、それが伝わってくる、これが浸透していく、これを願っていることもありますので、ぜひそこあたりは、いろいろ問題点もあると思いますけれども、まず一つ一つをクリアして頑張っていただけるように要請をしておきます。

次に、農政と商工業のほうに移りますが、先ほどの町長のお話の中に、6次産業化、あるいは地場産業の振興が大事ということをおっしゃいました。昨日の同僚議員の質問の中にも、このコロナ禍での非常に苦しい状況が出ております。私も町長に申し上げたいのは、うちの基幹産業は農林業であり、商工業です。この推進策というのは、9月になりましたけれども、今年度に入りまして、新しく新任された町長について、どれほどこういう政策が進んでいるかと、非常に疑問に思うところがございます。先ほど申されましたように、農林業においては、生産性、効率化の推進を図り、生産基盤の強化を図るということでした。

いま一度お聞きしたいんですが、7月の長雨で野菜が相当高騰しました。キュウリ農家、あるいはナス、こういう軟弱野菜の方々が非常に衝撃を受けました。このことに対して、町長が以前から申し上げていらっしゃる新規就農者の確保、あるいは認定農業者の確保、こういうとこ

ろを取り入れるのに対し、やっぱり先ほどは水田の汎用化を申されましたけれども、さつま町には非常に広大な畑地があります。そこあたりで施設栽培を導入されるような考えはないのか、あるいは、私はこれには以前ありました農業公社みたいなのを町が設立して、若い人たちにそこを提供する、あるいは貸し出す、そういうような農業もしていかなければ農林業の振興にもつながらないんじゃないかと思えます。そのこのところの1点を町長にお伺いします。

#### ○町長（上野 俊市君）

私も4月に就任しましてから、いろいろと公約にも農林業の関係等については掲げて、また、以前は農政課長という立場にもございまして、その段階からも農林業の振興というのには、非常に大事な部分であるということ認識してきたところでございます。

就任以来、この農林業の振興ということ掲げながらやってきているわけですが、農業従事者の減少、担い手の不足という一番大きな部分で、どういう形で本町の農林業を進めていくべきかというのが非常に難しいところでございます。改めて、そこあたりを実感しながら進めておるところでございますけれども、本町の主産業であります水稲から畑作への転換、高収益の作物への転換ということが非常に大事であると思っております。

とにかく収益を上げて、本当に農林業でしっかりと食べていける形ができないことには、やはり将来を担う担い手の育成、担い手、やはりそこには就農が難しいのかなと思っているところであります。

幸いにも畜産の関係等につきましては、今、若い就農者がどんどん増えてきておりまして、非常に活気があるところでございますけれども、それ以外の農産物の関係等につきましても、若干であります。そういう新しい担い手、親元就農をしながら引き継いでいくというようなことも増えてきております。これには、やはり町だけじゃなくて、JA、それから、様々な関係機関と連携しながら進めていかなければならないと考えているところでございます。本町には農業公社はございません。農業公社に変わるということで、町、それから、JAと県の関係で、今、一生懸命取り組んでおります。本町にも2名の営農指導員も来ていただいて進めているところでございます。農業は、端的に簡単に結果が出るものではございません。しっかりとここについては、時間をかけて育てながらしていく必要があると思っております。時間的にそんな悠長なことを言っている場合じゃないということもあるわけですが、やはりできるところから1つずつしっかりと進めていきたいと思っているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

町長がおっしゃるとおり、農業というのは時間がかかります。一長一短に、今日明日に収穫ができるものじゃございません。1年かかる、2年かかる、私もそういうふうに思っています。

答弁の中に、農林業で食べていけることが大事、1次産業で生活機能ができるといことが大事、つくづくそう思います。畜産業の高騰というか、畜産業が相当伸びております。しかし、畜産業を見ますと、やはり親父の代、あるいは先祖の代、これを引き継いで規模拡大をしていき、あるいは改造していき、それによって若手がどんどん伸びていく、非常にいいことだと思います。しかし、野菜あるいは米にしても、それが確実につながっていくかということは、物すごく、ここ何年間か私も町長のほうにこういう質問をしていますけど、なかなか伸びてきていないのが現実じゃないかと思えます。

おっしゃるように、町長も農政課を経験されてきていらっしゃいますから、随時そのところはお判りだと思います。今ここで何をしていくか、私が先ほど申し上げましたけれども、いかにして基幹産業を盛り上げていくか、それを充実させるか、淡々と一発にそれはできることじゃないですけど、いち早くそれに取りかからないことには、それが伸びていかないのが事実じゃないか

と思います。

そこで、先ほど申し上げましたけれども、担い手育成の中に新規就農者、あるいは担い手農家を育てるためには、やっぱりそういった、ちょっと厳しいところはあると思うんですけど公社化、あるいはそれに代わる、先ほど申されました県、JAとの関連で、そういうところを取り入れて、そういう方に貸付けをする、あるいは薩摩中央高校の生徒さんに、こういう農業の方法があるんだけどという推進策もあるんじゃないかと思います。

そういうところを取り組んでいただきたいと思うんですが、幸いにしまして、さつま町には甫立原団地、あるいは船木の畑地、非常に多くの畑地があります。今、随時見て回りますと、牧草地が主です。茶園は別としまして。茶農家の方が一生懸命頑張っているから茶は別としましても、ほかの畑地を見ますと、牧草地があつて、そのほかは何もしていないと。そこあたりの活用策というのは、先ほど申し上げました担い手、あるいは新規就農者を、若い力を農業政策に取り入れるいい基盤じゃないかと思っております。

水田の汎用策、これも先ほど答弁の中で、終野のことを申されました。里芋の栽培をするということで、里芋の生産力を上げようということをされていますし、いろいろ里芋のあれのほうも進んでおります。作るという方々は。それと、今年の予算を見てみますと、京塚原イチゴ農家のところに倉庫があります。そこに保冷库ですか、保管庫ですか、その里芋の保管をするようなところを作っていこうという計画もあるようでございますけども、そういうことをしていくのに、先ほど古田議員の中にもありましたように、6次産業化をいかに進めていくかということに対しては、根本的に取り組んでいかなきゃだめだと思うんですけど、町長、もう1回、その辺のところの考え方をお示し願いたいと思います。

#### ○町長（上野 俊市君）

今、おっしゃられたことは本当に重要な部分でございます。

今、水田の関係の汎用化のお話も致しておりますけれども、本町におきましても雨の多い地帯でございますし、畑作をするにしても、しっかりと汎用化、水田化、水の管理がしっかりとできるような畑地でないことには、なかなか大規模にできないというような、そういう適した作物が作れないというような状況等もあることは私も承知をいたしております。そういうことでございまして、ここあたりにつきましても、何とかそういう高収益作物ができるような畑地への転換というのを少しずつでも進めていきたいというのは先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、この担い手の関係等につきまして、今、担い手育成支援室で就農に当たりましての相談、指導等々も行いながら、経営拡大のほうに向けての指導等も行っているところであります。これも引き続き進めていきたいと思っております。

6次産業化の関係等につきましても、やはり生産、販売で終わるんじゃなくて、そこに加工ということで加えまして、それを販売していくということで、また収益につながるということでございますので、ここについては、しっかりとこちらを支えながら、農政課のほうにも、先ほどありましたように、農産物加工の施設の補助等々、それから、農業の関係等についても、補助、担い手の関係等についても、そういう支援策もありますので、相対的にそういうのを活用しながら、この担い手就農者が増えるような形の取組というのは、引き続き進めていきたいと思っております。

議員の回答になるのかどうか、ちょっと判りませんが、少しずつでもそういう形で何とか就農者が増えて、本当に安心してしっかりとこの農業で食べていける農業というのを目指していきたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

今、町長の答弁がありましたように、やっぱり1次産業、あるいは町の基幹産業でどうして食べていくか、以前からも申し上げていますように、地場産業を育成し、それから、収益が上がるということを私はいつも言っているんですけども、工業誘致が難しい状況、いろいろなところが難しい状況で、若者が定住できない状況でございます。

昨日の質問の中にもありましたように、やっぱり町内でいかにして所得を確保するか、こういうことだと思います。難しいというか、町長も厳しいことは認識していらっしゃいますけれども、やはり道がなければ何も始まらないと思います。自分の思いのままに4年のうちに簡単にできるものではないと思うんですけども、やっぱり道筋は一步から作らんにゃならないと思っております。

それと、畜産については、町長も御存じのように、親の代、それから以前の代、コツコツしてきた中で、今、こういう若手が大きくなってきているし、多くの生産業を掲げる農場もたくさんできております。これも地道な活動の一環ではないかと思っております。これをひとつ農林業といいますか、ほかのほうの農業にも取り替えていただけたらと思っております。私も、もうちょっと若かったら、全天候型のハウスを導入してくださいということを強く申し上げて、それに取り組むような考え方でありますが、もうこの年になれば、そこあたりを言うておけば大変なことになりますが、若い人たちにこの全天候ハウスをし、それが6次産業化につながるんじゃないかと思っております。

私も議員をした当初、最初の町長に質問したのは、今、鹿児島市ですが、小山田町で全天候型のハウスを相当作っておりました。そこはハウレンソウとか、ハウレンソウの何回作ですか、1年に3回、4回作って市場に出すというようなことをされておりました。雨に心配なく作業ができるということで、当初は見学を拒まれた状況であったんですけども、2回目、3回目で見学をさせていただいて、内容も聞いたことがあります。

これから先、さつま町もこの異常気象はまだ続くと思っております。それを考えたら、雨除け対策というのは非常に大切な農業になってくるんじゃないかと思っております。そのところ、厳しいとは思いますが、何とかかんとか、少しのところを取り入れていただけるように要望をいたします。そのことが、次の商工業の関係の中にも私は出てくると思っております。

やっぱり農林業、あるいは農業の方々が生産性が上がり、所得が上がれば、地元の商店街で買い物をされる、その方々が増えてきているんじゃないかと思っております。現在のところは、ちょっとそれは無理です。コロナの関係で人の出入りというのが少ないですから。今の状況の判断じゃなくして、1次産業、農林業が潤うことによって、商工業もそれに輪をかけていくんじゃないかと思っております。

先ほど町長の答弁にもありました県の助成、あるいは商工会の内部、いろんなところを見ますと補助的なところもあるように思います。しかし、現実を考えまして、今、コロナの関係かと思うんですけども、商工業の方々が非常に苦しんでいらっしゃいます。それに後継者が、まず次に続く人たちが少なくなってきております。そういうことも考えますと、町内で収益が上がらないということが1点だと思います。

先ほど商工業の中の説明もいろいろとされましたけれども、空き店舗対策とか、いろんなことは、町でされていることは重々承知をしております。やはり元気を出してもらうための施策というのは、町も少しずつ絡んでやっていかなければならないと思うんですが、再度、町長お聞きしますけど、商工業の後継者対策、空き店舗対策、これがさらに充実するということの考えはないでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

本町の幹線道路沿いを見てもお判りのとおり、本当に店舗の空きとなったところ、それから、

更地になっているところが非常に多く見受けられます。本町におきましては、昨日の質問にもありましたが、アクセスがよくなれば、その一方で生活圏が身近に、薩摩川内市、伊佐市、それから、出水市ということで、始良市までを含めまして、30分圏内で近いところに行けるというようなことから、なかなか皆さんが地元で消費される分が少なくなっているのも事実であります。そのために、商品券等の発行もしながら、いろいろとこちらでも対策を取ってはきているところでございます。

この空き店舗対策につきましても、これまでもいろいろと町も検討しながら進めてきているわけですが、ここを使ってされる方というのはなかなか、自分の土地でもないというようなこともあったりとかしまして、非常に進んでいないのも実態ではなかろうかと思っているところでございます。

商店街の関係等につきましては、また商工会のほうとも協議を重ねながら、空き店舗対策等々も含めて、どういう形での対策を講じたほうがいいのかというの、また検討を進めていきたいと思っているところであります。

そういう中で、先ほど申しましたまちゼミということで、今、今年で5回目ということでありまして、商店街のそれぞれの店の魅力を発信していく、そこに地元の方がきて、足を運んでいただいて、そこでいろんな話をしながら、また次へつなげていくということで、この取組が全国のほうに展開されてきております。こういうのもどんどん積極的に支援をしていきながら、積極的に参加していただき、また、そこに足を運んでいただきまして、地元の商店街の今後の在り方というのを大いに語ったり、いろんな検討をしていただければと思うところでありまして、こういうのにつきましても、推進をまた図っていききたいと思っているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

種々対策、このまちゼミ、ゼミナールですが、5回目を迎えているということ、それと、町長が申されたように種々しているんですけど、なかなかそれにつながらないというところもあるんですけど、昨日の同僚議員中にも、直売所減だが、これがコロナの影響かということも指摘していらっしやいましたけども、こういうところでも支援策の検討をしているということを町長は申されました。

コロナのことにつきましては、これはもう町民みんなが一緒になって乗り越える試練であると思しますので、これがその先にいい結果が見えるような方向性をしていかなきゃならないと思います。

それと、移動販売のことも出てきましたけれども、薩摩川内市は事業者がしているし、出水市では町おこしグループがしていると、いろんなことで対策を講じていらっしやいます。商工会と連携をし、そこも考えていくということを申されました。ぜひ、町自体でできることとできないことがあると思うんですけども、最後になりますけども、まず私は、まちが活性化する中でも経済が伸びることが大事だと思っています。それには、働く場の確保、これが一番じゃないかと考えます。

昨日も言われました住んでよかったと言われるまちづくりはどうしていくのか、そこあたりもひとつ疑問が残るところですけれども、最後に町長にこの農林業と商工業の推進策について、打開策というのはないとは思いますが、先ほどおっしゃいましたけども、時間がかかるけど少しずつやっていくということですけど、再度お伺いいたしますけれども、今の経済が疲弊した状態の中の1次産業の活性化については、どのようにお考えなのかお聞きします。

#### ○町長（上野 俊市君）

本町の主幹産業であります農林業の振興ということは、しっかりと腰を据えて取り組んでまい

りたいと考えております。機会を捉えまして、様々な農林業の団体の方々とも意見交換をさせていただきながら、これをしっかりと進めていくつもりでございますので、そのように、また、いろいろな場に私も出ていきまして、自分の考えなり、皆さん方のいろんな団体等のお考え等もお聞きしながら、これをしっかりと政策に反映してまいりたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

今回、町長の施策について質問いたしましたけれども、非常に苦しい状況の中の船出と言いますか、スタートで、苦しい面があると思うんですけども、一つ一つ、ぜひまちの活性化のために取り組んでいただけるように、大変でしょうけど、町長の活躍を要望します。

そしてまた、やはりこれはもう、今のコロナの状況の中では、先ほども申し上げましたけれども、町民が一緒になって乗り越える試練でありますけど、リーダーとして、このことを訴えていただけたらと私も思います。

以上で質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は、おおむね午前11時10分とします。

---

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

---

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、4番、橋之口富雄議員に発言を許します。

〔橋之口富雄議員登壇〕

#### ○橋之口富雄議員

私は、通告の災害の情報提供についての1点についての質問をさせていただきます。

今回の7月の大雨で、我がさつま町でも人的被害こそありませんでしたが、道路決壊、田畑の冠水、中小河川の堤防の決壊、崖崩れによる、集落の孤立化など、38億円余りの甚大な被害が出ました。被害に遭われた方々に心から御見舞い申し上げます。

昨日の一般質問でも上久保議員、柏木議員、また、この前の臨時会でも説明がありました、住民の安心安全な暮らしを守るために、災害時の対応について、再度、質問いたします。

豪雨時の川内川やその支流等の河川の状況及び道路等の通行不能となっている箇所などの情報を明確に住民に周知することは、避難等に大いに参考になると考えているが、町長は、町民への情報提供の在り方についてどう考えているかを質問いたします。

〔橋之口富雄議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、橋之口富雄議員からの御質問にお答えさせていただきます。

災害時における情報提供等についてでございますけれども、河川の状況につきましては、川内川におきましては、鹿児島県砂防情報システム、川内川河川事務所などのホームページで、観測箇所の推移や定点カメラによりまして確認できる場所でございます。

県管理の支流河川の状況につきましては、夜星川をはじめ、7か所の水位計だけで確認をして

いるのが現状でございます。情報が不足している点については、否めないところがあるところでございます。

道路等の通行不能などの災害箇所につきましては、情報提供があった際に、その都度、職員が確認に出向きまして状況を見極めながら、片側通行や通行止めなどの案内板を設置することでの現場で通行車に周知をしているところであります。

また、現場で確認できた際につきましては、その地域の公民会長さんなり、そこにお知らせも、逐次、いたしているところでございます。

今回の7月豪雨のような災害におきましては、相当数の箇所が同時に被害を受けている状況にもございまして、本町は面積も広く、町道の延長も長いことから、確認作業にも時間を要しているのが実情でございます。

災害の規模など、状況によりましては、自主的に地元消防団員や地域役員など、ボランティアの方々の支援も実施され、災害発生時の人員を要する応援作業としても大変助かっているところでございます。

道路における災害で倒木など、現場処置で通行止めが解消できる場合もございますけれども、大型台風や今回のような豪雨の気象環境のもとでは、次々に被害箇所が増えていく状況でございまして、現場を確認して周知するまで時間がかかっているのが現状でもございます。

ただ、そのような状況下でも、避難のため移動しなければならないこともありますことから、町としましては、夜間の避難を避けるため、また、準備できるゆとりを想定しながら、早めの避難指示等の発令に努めているところでございます。

また、普段から、この避難ルートを選択肢を複数準備、想定しておくことも重要なことであると考えているところでございます。

毎年5月に実施しております町内一斉の防災点検や防災訓練の際、豪雨や台風などで災害が発生しそうな危険箇所や道路の冠水箇所を含めた避難ルートの点検を行うとともに、地域住民への情報提供、共有を図りながら、日常的にこの災害への備えをしていただけるような防災意識の啓発にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○橋之口富雄議員

今町長が答弁されましたが、一級河川ですので、川内川については、国、国土交通省の管理の下、毎年整備され、ダムの放流とサイレン、また、電光表示板による流量など、常に防災無線などでも住民が情報を流して安心しているわけでございますが、今、まだまだポンプの設置、ポンプの操作方法など、まだまだ課題も多いように思います。

そこで、さつま町には、町の管理ではないんですが、二級河川並びに中小河川がありますが、前川、穴川、夜星川、柳野川、泊野川、久富木川、五反田川、荒瀬川など、中小河川がたくさんあります。

その場合、災害対策本部を立ち上げると思うんですが、今回の大雨のときのように。そのときに、その二級河川とか中小河川などについての情報がある程度、災害対策本部のほうに入ってこないのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

#### ○危機管理監（原田 剛志君）

この県が管理しております河川の部分につきましては、先ほど答弁の中でも、7か所、夜星川、穴川、泊野川、久富木川、前川、大山口川、海老川という7か所のほうに県のほうが水位計を設置しておりますので、その関係で情報収集はしております。

また、そのほかの部分につきましては、公民会長さんとか、地元消防団のほうから状況報告が

あった場合については、その都度、対応しているところでございます。

**○橋之口富雄議員**

その情報があれば、防災無線があるわけですから、昨日も答弁でございましたが、町長が、今回の場合は、夜中から全部雨が降って大変だったわけですが、夜中でも放送するとか、何かそういう住民に対する情報徹底はできないものでしょうか。そこら辺をもう1回、お聞かせください。

**○危機管理監（原田 剛志君）**

この、随時、情報提供の件につきましては、防災無線の、行政無線のほうもございますけれども、やはり地元の公民会での放送、あるいは地元消防団らといろいろな連携を取って、そういう方々が地域住民の方々に周知徹底するほうがやはりタイムリーにできるんじゃないかと考えているところでございます。

**○橋之口富雄議員**

今答弁がございましたように、各消防団、各館長、各集落長、ホームページなどにより情報を流していただければ、非常に住民も安心して、避難所に関しても情報が判れば、それなりに動けると思いますので、ぜひそこら辺は情報をお願いしたいと思います。

それと、この前、臨時会で、岸良議員のほうから質問されましたが、今回、副町長に県のほうから高田さんが出向されておりますが、今後、県とのパイプをつくっていただいて、情報とか河川の整備予算などつけていただければ幸いかと思います、いかがなものでしょうか。そこら辺を答弁お聞かせください。

**○副町長（高田 真君）**

先月の8月26日に町長と合わせて、今回の災害の要望について、北薩地域振興局のほうに要望にいったところでございます。今後も、皆さん方の御意見とか、地域の声とかあった場合には、県の出先機関である北薩地域振興局又は本庁の河川課等に話を、行って、検討するように要請はしてまいりたいと思っております。

**○橋之口富雄議員**

先ほど町のほうから要望書のほうにも書いてございますように、記録的豪雨による河川氾濫は、今後も予想されることから、中小河川は災害復旧事業だけではなく、抜本的な解消を図るとともに、水位計や河川監視カメラを設置するなど、県による監視体制の強化をお願いしますという文言が入っております。これもぜひ、何とか要望のほうでお願いしたいと思います。

次に、先ほど町長が申し上げました、今までは中小河川、二級河川について質問でしたが、道路等についての見解をもう一度、もう1回、お願いしたいです、したいと思います。情報提供について。

**○町長（上野 俊市君）**

道路等の関係等につきましては、先ほどお答えをさせていただきましたけれども、今回の大雨の段階でもそうでございますけれども、大雨が降って、その情報提供がそれぞれの地域からございます。その都度、職員が早急に、即、現場に出向きまして確認を行い、通行ができるのかできないのか、これを早急に、土砂除去についても除去できるのかどうかも現場で判断をしまして、対応いたしているところでございまして、ここについては、今のところ、そういう形を取らざるを得ないのかなと思っているところでございます。

現場で確認をしたあと、先ほど申しましたように、その関係する関係の公民会長さんなり、消防団のほうにそういう状況をおつなぎしながら、今のところは進めているところでございます。

**○橋之口富雄議員**

昨日の一般質問の中でございましたが、町長の、今回の場合は夜中でしたけど、夜中でも防災

無線を活用する、活用はあるのか、ちょっとお聞かせ……。考えはどうであるか、ちょっとお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

それぞれのまた状況にもよるかと思いますが、やはり人命に関わることが予想される事象であれば、これは夜中であっても、避難のお知らせというのはやっていきたいということでございます。そういう事象事象に応じての対応ということで御理解いただきたいと思っております。

○橋之口富雄議員

判りました。

次に、その防災無線の今、放送の関係ですが、生の声で放送されているのか、テープに吹き込んで放送されているのか。災害時の緊張感を持った放送をもうちょっとお願いしたいんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

今回の、私も幾度となく放送したところでございます。災害の大雨特別警報が出されたとき、それから緊急放流が予想される時というようなことで、早急に、やはり町民の方々の避難を促すというようなときには、もう自ら生で、今回は流したところでございます。

緊張感が伝わっておらんかったようであれば、もう少し緊張が出るような話し方をしないとダメかもしれませんが、今回については、本当に町民の方々に危険が及ぶというような本当に状況でございましたので、私、自らが、もうその場所で放送いたしたところでございまして、今後におきましても、そのような状況になれば状況に応じて、生で放送をしていく予定で、つもりでございまして。

○橋之口富雄議員

ぜひ、そういう方向でやっていただきたいと思っております。

先ほどから申し上げましたように、川内川の一級河川につきましては、それこそいろんな情報が住民の方にも徹底して入ってくるんですが、この中小河川、二級河川、もちろん町の管轄ではないんですが、ここら辺の情報も合わせて、住民には徹底してお知らせしていただければと。夜中であろうとどこであろうと、何時であろうと、そこら辺の緊張感を持ってやっていただければと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、橋之口富雄議員の質問を終わります。

演台消毒等のため、しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時26分

---

再開 午前11時28分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、10番、有川美子議員に発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

皆様、こんにちは。議員番号10番、無所属の有川美子です。

初めに、令和3年7月豪雨災害で被災された町民の皆様にご心より御見舞い申し上げます。併せて、これまで町内外より、災害義援金や災害支援金として御寄附を頂戴しているとお聞きいたしました。町民の一人として感謝申し上げます。

それでは、通告にしたがって、大きく2つの項目を質問いたします。

まず、1、大規模災害発生時の避難及び避難所について。

今年も日本各地で気候変動による様々な自然災害が起こっています。私は、本町でも、毎年大規模災害発生リスクがあると考え、十分な備えが必要と考えています。次の2点についてお答えください。

(1) 新型コロナウイルス感染拡大中に、平成18年のような大規模災害が発生した場合、多くの避難者が感染を恐れて車中、車の中での避難を選択する可能性が高いと思われます。車中避難の避難場所はどの程度確保できるのか。また、車中避難者に対して、どのような方法で避難場所や避難情報の提供等を行う考えか。この車中避難者は、昼は避難所にいても、寝るときは車の中で休む人も含んでおります。

続きまして、(2) 公共施設で現在避難所として活用中の施設を廃止又は譲渡対象施設としてリストアップしていますが、災害発生時の避難所としての活用はどうするのか。また、譲渡後の施設維持に関する補助金等の考えはあるのか、お聞きします。

続きまして、大項目2、新型コロナウイルスに感染した妊婦、妊娠されている女性の医療体制についてです。

8月のニュースで、千葉県で妊娠していた女性が感染をし、自宅待機中に早産、医療機関の受入先が見つからず、男の赤ちゃんが亡くなった痛ましい報道がありました。これを受けて、私にも妊婦の方、そして御家族より心配の声が届いております。次の2点について、お答えください。

(1) 本町在住者で妊婦が新型コロナウイルス感染者となった場合の医療機関の受入先はどうなっているのか。

(2) 妊婦が入院をする際、病院によってはPCR検査を受ける必要があるとかかりつけの先生より言われたという声がありました。この検査費用を助成する考えはないか、お答えください。以上、1回目の質問を終わります。

[有川 美子議員降壇]

[町長 上野 俊市君登壇]

## ○町長（上野 俊市君）

それでは、有川美子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの新型コロナウイルス感染拡大中の避難の関係等についてでございます。

避難所に対する環境整備の要望や、最近の新型コロナウイルス蔓延対策としまして、新たな避難所運営マニュアル等も示されているところでございます。避難所は、起こり得る災害の種類など、状況に応じまして、各地区に最低1か所を指定しまして、開放している状況でございます。

避難所の駐車場においても、車中避難を選択される方も見受けられたところでございます。車中避難が可能な指定避難所以外の駐車場につきましては、屋外のトイレがある公園など、町内に多数あるところでございますけれども、自主避難をされる際には、親戚や地域の避難支援者などに避難場所を伝えていただければと思うところでございます。

避難所の選択肢につきましては、最近の国などの指導、指摘もございまして、安全確保やストレス抑制の観点から、より身近で安全な親戚や友人宅への避難をはじめ、身近にある地元施設への自主避難を促すなど、多様な避難を呼びかけてきているところでございます。

また、車中での避難をされる方々への避難情報につきましては、町内避難者向けに屋外スピー

カーや戸別受信機による防災無線、それから町のホームページ、携帯のLINE情報などのSNS等、あらゆる方法を利用しながら提供をしております。

なお、町外へ避難された方につきましては、ただいま申しあげましたインターネットを利用した提供方法に加えまして、避難情報を入力した際に、テレビに連動して表示されるシステムもございますので、その速報などにより、御確認をいただければと思うところでございます。

次に、2点目の関係でございます。個別施設計画等に方向性が示されている施設の避難所の活用関係でございますけれども、公共施設につきましては、厳しい財政状況が続く中、人口減少による利用状況の変化、老朽化による施設の維持管理や適正な配置など、全国的な課題となっているところでございます。本町につきましても同様でございます。このため、公共施設等の全体の状況を把握しまして、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置、維持管理を実現するため、本町でも公共施設等総合管理計画に基づき、昨年度、施設ごとの今後の方向性を示した個別施設計画を策定いたしましたところでございます。

その中で、避難所となっている施設につきましては、廃止が泊野地区、柗野地区の2つの地区体育館、譲渡が佐志交流館などの6つの集会施設がこの計画に上がっているところでございます。

廃止施設である地区の体育館は、社会体育施設である行政財産から普通財産に移行しまして、引き続き、町において維持管理をいたしてまいります。

譲渡施設である集会施設につきましては、現在、全て指定管理施設でございまして、地元には、譲渡後、譲渡後は区公民館として管理していただきますとともに、これまでと同様、避難所として活用させていただきたいと思うところでございます。

なお、現在、それぞれの区公民館には、前年度の実績経費の9割以内を区公民館運営補助金として支援を行っておりますけれども、譲渡後も引き続き、運営補助金等を交付していく予定でございます。

なお、公共施設等総合管理計画では、避難所につきましても管理体制の変更が生じるものもございしますが、避難所としての施設そのものを廃止するという事ではないことを御理解いただきたいと思っております。

次に、2番目の新型コロナウイルスに感染した妊婦の医療体制についてでございます。

本町在住者の妊婦が新型コロナウイルスの感染者となった場合の医療機関における受入先等でございますけれども、まず、本町在住者で、妊婦が新型コロナウイルスの感染者となった場合の受入先につきましては、川薩保健所に確認いたしましたところ、産婦人科を併設している新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている医療機関において受け入れるということになっているようでございます。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針によりますと、適切な医療提供、それから感染管理の視点で、厚生労働省と都道府県が関係機関と協力して取り組む事項としまして、妊産婦に対する感染症を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染防止対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合にあっても、安心して出産し、産後の生活が送られるよう関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施することとされているところでございます。そのため、産婦人科が併設されている新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている医療機関において対応をされているものと考えているところでございます。感染しないことが一番でございますけれども、いつ、誰が感染するか判らない状況でございますので、万が一に備え、体制が整った医療機関において、安心して無事に出産できるよう、医療体制の強化についても引き続き要望等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、妊婦が入院する際のPCR検査の件でございますけれども、現在、国の母子保健医療対策総合支援事業におきまして、PCR検査の費用の助成がございます。検査を希望する、おおむね分娩予定日2週間前の妊婦が対象でございます。おおむね2週間前とありますけれども、早産等で分娩予定が早まった場合も、妊婦の希望があれば、助成対象になるとのことでございます。検査希望の妊婦は、かかりつけ産婦人科医と相談し、かかりつけ医で検査可能な場合はそこで、また、検査実施ができない場合は、この事業の実施可能な検査実施機関と調整しまして、妊婦へ紹介されるというようなことでございます。事業実施の産科医療機関での検査であれば、1人1回は妊婦の検査料の負担は生じていないところでございます。検査料のみの助成でございますので、初診料等が必要な場合もあるようでございます。

この事業は、令和2年10月1日から実施されている事業でありますけれども、令和3年度も引き続き実施との通知がございまして、母子健康手帳交付時に、対象者には文書にてこれを周知しているところでございます。

また、近隣の産婦人科の状況につきましては、妊婦からの相談が必要があれば、検査のこの御案内を実施し、助成対象になることを伝えているとのことでございました。

また、検査実施ができない産婦人科につきましては、検査可能な産婦人科をそこで紹介されているということでございます。

このように、妊婦につきましては、分娩前にPCR検査を実施し、出産への不安を取り除く支援ができていく状況でございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○有川 美子議員

御答弁いただきました。

それでは、まず、1番目の大規模災害発生時の避難及び避難所についてのことなんですが、令和3年7月、先々月、大きな豪雨災害、線状降水帯の発生ということで大雨が降りましたが、実は、私、この日、土曜日1日、私自身も避難をいたしました。生まれて初めての経験なんです。そこで実際に避難所を開けてくださっている職員の皆様とか地域の方々の動きを実際に避難者として拝見をいたしまして、大変感謝しております。

また、8月にも避難所が開いたときは、また新たにいろいろなことを、避難所を快適に過ごしてもらうために、いろんなお心遣いがあったことでございます。ですんで、現場で、皆さん、いろいろといただいているのが判っておりますけれども、やはり近年、私たちは地球温暖化であったりとかいろんな言葉を耳にしながら、身近に、身をもって感じているのが、年々災害が激化、甚大化している。そして、今や多くの人々は共通認識として、もしかすると、また大きな災害が私のところでもあるんじゃないか、そんなふうに思っているのが現状だと思います。

そこで、私は、今回、大規模災害発生時の避難と避難所ということについて質問をいたしました。

ここで、車中避難について特化をしてお伺いしているのは、このようなことからです。現在、新型コロナウイルスの感染症拡大、これだけ大きな感染症というのはまれに見るものでございますが、実は、これまでの大きな震災があったときも、冬場ですと、インフルエンザがはやって、避難所が大変な事態にあったとか、これまでの大災害での私たちは教訓というものを頂いているわけなんです。そして、ここ20年近くの中で、日本では、阪神淡路大震災から新潟の中越地震、東日本大震災、そして平成26年のお隣の熊本県での大きな地震での震災、これを経験いたしました。私も身近に被災をされた方がいらっしゃいます。

このこれまでの大震災から学ぶということが私たちには大切なんです、その点で、感染症と

大きな地震が来ると、感染症プラス大地震ということで、複合災害と今言われているそうです。

この複合災害には、本当に私たち町一丸となって、これまでどおりではなくて、1つ、そして一回り大きな防災に対する知識と準備が必要だと考えています。

私は、今回はそのところで、車中避難というところで、この駐車場であつたりとか、例えば熊本地震では、公園とかだけでなく、スーパーマーケットの大きな駐車場にもたくさん避難者がおりました。この避難所をぜひ、町民の皆様には判る形で情報といいますか、お示しいただきたいと思います。

現在、車中避難ということを念頭に置いて、防災計画がつくられているのか。そして、もしつくられていなければ、今後、防災計画に車中避難を入れて、分散避難を進めていく考えはないでしょうか。質問いたします。

#### ○危機管理監（原田 剛志君）

現在、避難所の指定といたしまして、まず初めに、土砂災害の関係、あるいはそのあと洪水、あるいは台風とか、いろいろなケースを考えまして、全体で相当な数の避難所を確保しております。その部分につきましては、住民の方々に周知をしているところでございます。

車中泊につきましても、この施設を使いまして、大分、館の中だけじゃなくて、そういう駐車場等を利用されれば、十分できる範囲じゃないかなと考えているところでございますけれども、やはり今言われたふうに、避難所の選択肢の多様化でいろいろ国のほうからも指導しておられますので、そこは避難者の方が選択されるわけでございます。町指定以外の場合にされた場合につきましては、やはり、そういう公園、あるいはスーパーとかセブンもあるかもしれませんけれども、そういう場合につきましては、やはり、こちらとしても、ある程度の避難所の把握という部分がございますので、そういう身内の方とかそういう方々に、そういう避難先とかそういうのも周知していただければ、あとあとの対応にも非常に活用できるんじゃないかと思っておりますので、そういう形で、今後もやはり、車中泊も含めた形の対応も検討していきたいと思っております。

#### ○有川 美子議員

御答弁いただきました。避難所を多数開設しているということで、その点については安心かと思っておりますけれども、私が申し上げました車中避難というのを、例えば町の地域防災計画にきちんと文言として組み込んでいただくというのを要請したいんですが。

それには、車中避難を実際に行っているのかとか、いろいろな調査をする必要があるんですが、熊本地震における車中避難の選択理由と生活上の困難という、西日本社会学会年報に北九州の私立大学の先生が、熊本県の実際の地震のときのことを調査してデータ、そして分析したものがございまして。この中で興味深いのは、なぜ車中避難を選択したのかなんです。

これは、実際にされた方に聞いたもの。そしてこれは、大変私は驚いたんですが、男性女性ということではなくて、実は、年代で車中避難、熊本地震のとき、60歳以上であった方が約3割、29.7%いらっしゃいました。大変失礼ながら、60歳以降となってまいりますと、40代以降からですが、いろんな、例えば少し体力が落ちてきたであるとか、持病を持っているとか、いろんなことがありまして、身体的にかなり車の中で寝るといことは負担を強いることなんです。実際に3割いらっしゃるわけなんです。

その理由といたしまして、地震でありました。

再度の地震への不安、再び大きな地震があるのではないかと。余震が続いていて、自宅で寝るのが不安だ。ですから、すぐ逃げ出せるように車の中にいるわけですね。そして、自宅の損傷、自宅の大きな損傷があり、住める状態ではない。また、避難所の問題、避難所での生活より車中避

難のほうがよいと思うため。これには様々あると思いますし、さつま町では、平成18年の大きな災害がありましたので、そのときのことを思い出される方もいらっしゃると思うんですが、避難所にいれないという方の中には、ペット、それとか御年配の方を、御高齢の方と一緒に避難したので、トイレが近くないと駄目なんです。

これは、今回の7月のさつま町の豪雨災害でも実際に聞いたお話です。避難を皆さんとしたくても、やはり迷惑がかかる、それを避けたいという、そういうようなお気持ち、そのようなものを熊本地震のときに実際に相談をしてなんですが、この中ですごく皆様が共通して、8割の方がこんなふうにおっしゃったそうです。情報が届かなかったということなんです。これは、情報、相談というのが、長期化すればするほど、家のことであるとか、仕事のことであるとか、行政の支援はどこまでしてくれるんだろうか、いろんなことがございしますが、その中に、相談窓口の整備や支援に関する情報の提供が重要であるにもかかわらず、熊本のことではありますが、それが十分には行われておらず、困っていることとして、必要な情報が届かない、相談先がなかったというふうに上げられました。

先ほど御答弁いただいた中で、これまでどおり町のホームページ、LINE、そしてSNSの活用とか、実際に避難となれば、避難所でいろいろな情報伝達があるとは思いますが、車の中で避難する人を今、想定をしていなければ、このような大規模災害のときに本当に情報を提供できるのでしょうか。

今、避難所、私自身も避難いたしましたから、8月は、私自身も実は車での避難を考えておりましたので、していましたが、現在、避難所では、たくさんの職員の方や自治会の方が運営して避難所を開設していただいておりますが、車の中にいらっしゃる方までの避難を確認をすることはできていないのではないかと私は感じております。ですので、今後、防災計画、もちろんですが、車中避難というのをもう少しクローズアップして、町民の皆様これからこの情報として、現在開いている避難所でも車で、駐車場で御避難いただけるんだとか、そういった判りやすい情報を提供、そして計画にまた入れていただく考えはないでしょうか。お伺いします。

#### ○危機管理監（原田 剛志君）

今回の7月10日の避難に関する件ではございますけれども、車中泊をされた方が2名ほどいらっしゃる場所でございます。

その理由といたしましては、ペットが同伴しているから、どうしても館の中に入れられないというようなことでございます。

これまでも車中泊をしていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう方々については、十分把握ができていないところでございます。

今後、その車中泊の方々への情報提供という部分につきましても、先ほど言いました町が指定している、ある程度の開設している部分につきましては、情報提供はできるかもしれませんが、それ以外のところに避難している方々についての把握は非常に難しい部分もあると考えているところでございます。

やはり、そういう場合につきましては、先ほど言いましたように、そういういろいろな広報等で、仮に、車中泊をされる場合についてはどこどこに行くとか、そういうやはり、ある程度の情報提供もやはり避難者の方々からの情報提供も必要じゃないかなと。そうなりますと、やはり、いろいろな部分で避難される方に合える情報提供ができるんじゃないかと考えておりますので、そういう部分につきましては、また今後、見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

#### ○有川 美子議員

御答弁いただきました。ぜひ見直しのほうを御検討といいますか、要請いたします。

そして、この（１）の最後にもう１つ御答弁いただきたいんですが、今、分散避難、そして防災放送でもおっしゃってくださっています。知人のところとか、友人のところ、安全なところに避難をしてください。そして、早めにしてほしいというふうになってはいますが、こういう防災計画の中を見ますと、町が指定をしている避難場所以外でも、先ほど町長の答弁の中でも出てきましたが、親戚や知人、友人宅とかだけでなく、身近な施設とか宿泊施設とかへの避難ということも実際に考えられていくと思いますけれども、このさつま町の地域防災計画という中に、そのようないろんな計画がなされておりまして、これ本当に一部なんですけど、膨大な計画なんですけれども、私、ずっと今回の質問のために読みました。

ただ、じっくりとといいますか、興味のあるところと今回に関係あるところなんですけど、このさつま町地域防災計画の中の一般災害対策編の中の３６ページには、このようにあります。

１３節避難体制のところの資料編というところに、避難所等一覧という項目がございます、ここに、避難所の確保というところ、避難所は、避難予定場所又は学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存の建物を応急的に整備して確保するというふうにあります。

平成１８年度もこのように学校、公民館などあったというふうには伺っております。ただ、神社とか、寺院とか、旅館、旅館はあったと聞いておりますが、神社、寺院は、実際に平成１８年度のときに避難所としての一時的でも利用があったのか。

そして、最後に、このような大規模災害のときに、避難の場所として活用をお願いするのであれば、連携をするためにそのような契約といいますか、協定を結ぶ必要があると考えます。この（１）、この２つで最後の質問です。お願いいたします。

**○危機管理監（原田 剛志君）**

平成１８年度に指定避難所以外で、そういう神社、そういう部分につきましては、ちょっと今のところ資料を持ち合わせていないので、ちょっと御答弁はできないところでございますけれども、今後の避難所の確保につきましては、先ほど言いましたとおり、町が指定している避難所以外にも、こちらとしては、やはり、年々高齢者、そういう方々も多くなってきておりますので、昔でしたら、隣の方が避難所に私が乗せていくがと、そういう部分で非常にコミュニティーの部分も取れていた部分もあるんですけども、今はそういう、少子高齢化、あるいはコミュニティーが過疎化の中で、そういう部分がないということで、できましたら、今後は、地元の公民館とかそういう身近な施設を、一つの自主避難場所ということで確保できるような取組も進めたいと考えておりまして、その場合につきましては、また地域の、先日柏木議員の質問の中でも届出制の避難所という部分もありましたけれども、そういう形で、やはりこの避難所の、こういう選択肢を増やすといいますか、そういう部分も、今後はやはり検討して取り組んでいかないといけない課題じゃないかと考えているところでございます。

**○議長（宮之脇尚美議員）**

ここで、しばらく休憩します。

再開は、おおむね午後１時１０分とします。

---

休憩 午前１１時５９分

---

再開 午後 １時１０分

---

**○議長（宮之脇尚美議員）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お知らせをいたしておきます。川口憲男議員が、国土交通省主催の鶴田ダム関係の会議に出席されるため、会議の途中で一時退席されますので、お伝えしておきます。

**○有川 美子議員**

では、続きまして、1の(2)公共施設の件について、廃止・譲渡のことなどについて、質問を再度いたします。

町長の答弁の中で、例えば廃止となります泊野と柘野の体育館について、この維持のほうは町が行うと。また、全体的な、今、避難所として活用している施設は活用していくという御答弁でしたが、この廃止の泊野と柘野の体育館の耐用年限見ますと、令和12年、令和7年となっておりますが、答弁の中で今後、地区へ譲渡をしていく、現在は指定管理期間中のところの中で、求名交流館は耐用年限が令和4年、中津川交流館は耐用年限が令和6年、鶴田地区コミュニティーセンターは令和6年となっております。この3つの施設に関しましては、譲渡へ向けた協議の計画年度が令和7年度となっております、耐用年限を超えての計画年度となっておりますが、この耐用年限についての捉え方といいますか、お答えください。

**○財政課長(富満 悦郎君)**

ただいまの耐用年限の考え方ではありますが、この年限につきましては、税法上の耐用年数を表しております、この年限を過ぎるからということで、この施設が使えなくなるというふうなことではないということでございます。

**○有川 美子議員**

耐用年限が税法上の耐用年限ということですね。はい、確認をいたしました。

経過年数のほうが書いてありますが、それぞれ求名交流館49年、中津川交流館47年、鶴田地区コミュニティーセンター21年、ほかにも避難所となっております山崎、佐志の交流館なども経過年数も随分と経っておりますけれども、その分、地域でなくてはならない集会施設なのだと思います。

この中で譲渡をしていく予定、協議をしていく予定の建物を、その地区の皆さんと協議をしていくとありますが、既に、全て協議が始まっているのでしょうか、お答えください。

**○社会教育課長(永江 寿好君)**

基本的に8つの施設につきましては、現在、令和3年度から、また5年間の指定管理ということで、その中で、今後、譲渡なりの手続についての協議は、一言は話はしてございますが、本格的な地区に入っただけの協議というのは、まだされておられません。

以上です。

**○有川 美子議員**

指定管理期間中ということで、これから本格的に地区に入っただけの協議というのも見据えていかれるわけですが、私が言わなくてもお判りいただいていることではあります、地区というものは、本当にそれぞれに特徴もあり、その土地を愛して住んでいらっしゃる方の思いもございまして、行政側が、また私とかが、移住者が見て思う地区の将来というのは、ずっと住んでいる方とはまた違うかもしれませんので、丁寧に御協議を進めていくということを要請いたします。

続きまして、大項目2の新型コロナウイルスに感染した妊婦の医療体制について、先ほど町長に御答弁いただきましたが、この中の、まずは(1)の新型コロナウイルスに妊婦が、妊娠されている方が感染をした場合、こちらのほうは、川薩保健所の回答で、産婦人科を併設している新型コロナウイルス感染症患者を、また受け入れている医療機関に入院するというふうになっていると御回答がありまして、この回答に大変安心感を覚えるんでありますけれども、昨今、やはり、

このコロナというのは収まりながら、また、違う波が来てというふうに、ずーっと何年も続くものであると言われているんですが、私たち、新聞、後はネットニュース、いろいろなもので母子感染であるとか、そういったことについて、耳にする機会が本当に多いんですね。

ここに、私も幾つか準備をしてありますが、先ほど、冒頭に申し上げました千葉県で早産をした妊婦さんの男の子の赤ちゃんが、入院先が見つからず亡くなった報道、一方、その後は鹿児島では、南日本新聞「母感染、救われた命」と、大きく、すごく、よいという判断でありますか、何かほっとするというか、よかったなあ、新しい命が失われずに、本当に助かったんだなあというニュースが大きく報道されました。

しかし、その後、今度は9月に入りましたら、今度は8月下旬に夫がコロナ感染して、妊婦の妻が濃厚接触者と保健所から判断をされました。そして、腹痛と出血があったということで、産婦人科を受診しようとしたんですが、PCR検査を受けていないことを理由に拒否をされた。そして、これは、四日市の市保健所のことなんですが、この女性は結局、別の医療機関で陰性が確認されたんですが、実はこの方、腹痛と出血がありましたから、帰宅途中で破水をされて流産をなされた、このようなニュース報道がございました。

私たち、今、情報過多の時代に生きております。そして、お腹に子どもがいるということは、本人も、そしてその夫であったり、パートナーであったり、家族も、そして知人、友人も大変敏感になっていることと思います。

先ほどの答弁の中で、私がPCR検査を助成の考えはないかというのを伺ったところを再質問いたしますが、このような案内があるということで私も頂戴いたしました。「新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊婦の方へ」というチラシでございます。これは、中に対象者、分娩予定日がおおむね2週間以内の妊婦の方、町長の答弁ではこの分娩予定日が早まっても助成の対象だということでしたが、もう一つ、この中で伺いを聞いてまいります。分娩予定日というと、ある程度妊娠をされての子供が育っていている状態なんですが、私のところにこういった声があります。つわりが始まった頃、妊娠初期の頃にもつわりが大変重い場合には、食事が摂れなかったり、母子ともに栄養がいかなくて、命の危険があるということで入院される場合など、いろいろなことがあります。十月十日といいますように、1人の子どもがこの世に生まれてくるのは大変な期間、お腹の中で育てなければなりません。ですので、分娩予定の2週間以内、そして早まってもということではなく、つわりが始まった頃とかの妊娠初期の妊婦の方のコロナウイルス感染を疑う場合ではなく、希望された場合のPCR検査もこの助成の対象に入っているのでしょうか。

#### ○子ども支援課長（藤園 育美君）

ただいま御質問いただきました入院初期のPCR検査ですが、その場合は、一応出産を目的としているので、妊娠しているという事実があるので、一応、検査は希望があれば検査ができるんですが、先ほどの答弁でも申しましたとおり、こちらの検査は1人1回限りということですので、つわりのときに使われたら、また、その次というところは、自費負担になるというところがございますが、今、近隣の産婦人科のほう聞きましたら、費用のほうは割合安く済む抗原検査ですね、そういうもので対応されている病院等も、それぞれ皆さん、病院で感染対策としていろいろなことをされておりました。

以上です。

#### ○有川 美子議員

詳しく御答弁いただきましたが、先ほど申し上げたみたいに、やはり、妊娠期間というのは長くございまして、その方の体調ですとか、また、お仕事を続けながら、お腹の中に子供をという

ことになりますと、いろいろなストレスも、その他でもかかってまいりますので、どのようなときにも安心、そして安全というものが必要になってまいります。

何回も申し上げなくてもいいことではあります、さつま町では産婦人科ございませんので、大きな不安というふうになってしまうとあれかもしれません、行政としても、町長としても医療体制については、大変要望していただいているということではありますけれども、私は、この細かいことですね、妊婦の皆さんが不安に思うことというのを、情報が、文書で母子手帳を交付のときに渡しているということでしたが、実は、足りないんじゃないかと考えております。なぜかと申し上げます、現在は字を読むという、紙を見るということよりも、スマートフォンとかタブレットとか、もうパソコンとか、本当にさーっとたくさんの情報を、私たちは瞬時に入っていて、気になったところだけを詳しく見ていくという、そういう生活に慣れてしまいました。特に妊娠される年代の方は特にそうですね。ですので、やはり、もっとさつま町のホームページであるとか、LINEでもSNSでも、コーナーというか、そういうバナーのようなのはありけれども、もっと詳しくフローチャートみたいに、妊娠をされているときにはこのようなPCR検査がこういうふうに受けれますよとか、フローチャートですね、「はい」「いいえ」「感染の恐れがあります」とか、そういったことを細かく発信を続ける努力というのを要請したいと思います。

最後に、まとめさせていただきますけれども、本日は、大規模災害発生時の避難と避難所について、そして、新型コロナウイルスに感染した妊婦の医療体制について、執行部の、そして、町長の答弁を求めてまいりましたけれども、私たちは、どうしても記憶というものが薄れて曖昧になりがちでございます。

災害については、さつま町では平成18年の災害、これ、大変失礼なんです、記憶が薄れているとは申し上げませんが、曖昧になるのが人間でございます。

今一度、来年、大規模な災害が来たときのために、来ないほうがいいんですが、来たときのために、防災計画のほうの見直しを強く要請いたしますし、また、人口減少の問題が、昨日も議員からも出てまいりましたけれども、安心して手厚く、いろんな情報を出してくれるのがさつま町なんだという認識を、若い世代の方に持っていただくことは大変重要であると思っておりますし、若い夫婦、もしくは移住をして来ようとしている御家族が、何をもってさつま町を選ぶかというのは、データ的には、まだはっきりと判らないことであると思っております。昨日の町長の答弁でも、出生のお祝い金を一時的にお渡ししたからといって、全てが人口減少、それとも出生率の増加につながっているとは限らないというなお言葉ありました、同感でございます。

ですので、情報をこまめに出していただくことを、最後に要請をいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（宮之脇尚美議員）**

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

消毒のため、しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時24分

---

再開 午後1時25分

---

**○議長（宮之脇尚美議員）**

引き続き会議を開きます。

次は、5番、中村慎一議員に発言を許します。

〔中村 慎一議員登壇〕

## ○中村 慎一議員

それでは、昨日からの一般質問でございますが、11番目でございます。

まず、今回、7月、8月にかけてのこの豪雨災害が発生をいたしまして、被災者の皆様には大変な御苦勞をされたというふうに思っております。お見舞いを申し上げます。また、職員の皆様もですが、消防、地域の皆様、そしてまた、特に中山間の地域の役員の皆様方、河川、それから農地、農業用施設、相当な被害を受けまして、災害直後から復旧作業に活動をされてきたというふうに思います。大変な御苦勞であったと思いますが、ここに感謝を申し上げたいというふうに思います。

まず、1番目の災害対策についてでございます。

今年7月10日のこの災害ですが、平成18年の災害をこう大きく上回る豪雨、これがしかも深夜に発生したということによって、中小河川が氾濫をしました。主な道路で冠水をしまして、路面欠損とか土砂崩落、大変危険な状況下にあったわけです。農地、農業用施設、家屋の床上・床下浸水、土砂流入、裏山が崩れての一寸先での命拾いした脱出劇など、避難者の被災者の皆さんは、大変な思いをされてきているというふうに思います。これは8月の11日でも臨時会でも申し上げました。平成18年の災害で激特事業、それから鶴田ダム再開発事業が決定をされまして、長い間、地域の念願でありました川内川の河川改修、それから堤防などが整備をされまして、またダムも改修をされたということになりまして、川内川につきましては、今回のこの豪雨災害にあっては、何とかしのいだというそういう感じはいたしております。ただ、その当時から残されておりました川内川主流の中小河川の課題、今回浮き彫りにされてきたというふうに思うわけです。いずれも県の管理河川ですから、何とも言いがたい部分もありますが、深夜の豪雨で未明からの被災ということで逃げ出すのがやっとだったというのが現実なんですね。今回の災害を鑑みて、役場の観測体制はどうだったのかと。先ほど来、7か所の水位計という説明がありますが、町内の中小河川はたくさんありますけれども、観測体制というのはこういうことでもいいのか。済んでいるのか。それから緊急避難等の警報体制、こういったのは整備済みなのか。そこらをしっかりとはっきりと説明をしてお答えを頂きたいというふうに思います。

それから、次に住宅地域とか農業用施設等の浸水対策ですが、非常に重要であるというふうに思います。ハザードマップを見ましても、今回のこの災害の浸水地区を重ねてみて、想定のない地域が浸水しております。また18年災害とは降水量も降雨量も違いますので、当然このマップの見直しは必要だろうなというふうには思います。それをどうされるかですね。いろんな日本中で豪雨災害が多発、頻発しておりますけれども、もう例外なく再度のこういう災害というのは起り得るというふうに思いますが、今回この被害を受けた地域の対策というのを今後どういうふうにしていくかというのはしっかりと計画をしていかないとというふうに思いますが、これについてお答えがあればお答えを頂きたいというふうに思います。

それから次に、いろいろ先ほど来出てきておりますが、この道路の冠水、崩落欠損等による交通止め箇所、これ多数発生しました。鹿児島方面から出水方面へ高規格道路もですが、通行車両が非常に多いです。夜中ということで立ち往生した車も結構多いというふうに思いますね。これらをやっぱりハザードマップには記載をする必要があるだろうというふうに思います。それともう一つは、安全な道路、避難道路というのは、確保をしないとイケないのではないかなというふうに今回改めて思いました。これらの対策をどういうふうにするか、お答えいただきたいというふうに思います。

それから、次に避難所の問題です。

特に薩摩中央高校にたくさん避難をしていただきました。住民本位に立ち返って、高齢者等の災害弱者の皆さん方のことを考えたときに、果たして今役場のほうで開設をしている避難所ですが、避難場所もです、避難所もですが、避難をする道路、これらも再点検をする必要性はないのかなというふうに思います。それについてお答えを頂きたいというふうに思います。

それから、この災害の関係は最後ですが、復旧工事に伴います被災者の分担金、今年の災害で二重負担を課せられると、再度被災をしたというものがあるというふうに聞いております。件数とか金額が判れば、概算額でもいいですから出していただきたいんですが、これらの負担軽減について、町長はどのようなふうにお考えなのか、そこらをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

次に2番目の川内川洪水対策についてです。

この7月10日のダムの洪水調節ですが、貯水限界160メートルというふうに説明がされております。午前11時に鶴田ダムのほうで緊急放流がなされるということで川原地区とか虎居地区の皆さん方は避難をされたというふうに聞いてはおります。この18年災害のときの被災地域の皆さん方がこういう緊急放流をするというときにどういう避難行動を取られたのか、そこらを押さえていらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますので、これについてお答えを頂きたいというふうに思います。

それから、ちょっと余計かもしれませんが、この緊急放流によりまして水位がどうなるか。堤防の越水とか浸水被害が想定をされたのか、そういったことについて、ダム若しくは河川事務所からそういう情報が知らされたのか、ちょっとそこを教えていただきたいというふうに思います。

最後に、今年、全国でこの豪雨災害が頻発しました。川内川激特で河川改修、輪中堤、分水路、ダム改修、洪水調整容量とか河川断面が改善されたわけなんですけど、今回は緊急放流はありませんでしたけれども、もしこの上流からの流入量、これをこらえきれずにダムが緊急放流をしたという場合、再度被災が想定されたのか。この洪水対策の現在の実態について、住民にやっぱりこれは明らかにされなければいけないというふうに思います。ですからそこをしっかりと説明していただければというふうに思います。

それでちょっとこう、昨日の柏木議員の質問でもありましたけれども、虎居の樋門の問題なんですけど、非常に不安定なところにあるというふうに思うんですね。この災害要員が迅速に安全に業務を遂行できるかどうか、そこらをしっかりと検証をしていただいたときに、今後施設とか設備の在り方、今のままでいいのか、そこらを町長はどのようなふうにお考えか、御説明いただきたいというふうに思います。

それから3つ目ですが、行政改革についてです。

公共施設等総合管理計画の個別施設計画では、各施設の集約対象から廃止対象まで年度が明記をされまして、行政のスリム化に向けた取組がされているというふうに思います。財政的な観点、管理面からだけでなく行政施設としての機能性の問題、施設が抱える課題もですが、さらにはコロナ感染対策もですけども、コロナ後の行政推進についてどういう検討がなされているのか、この4つについて、簡単に御説明いただければというふうに思います。

まず、文化センターです。

所信表明で言われました新たな文化施設の整備は、どういう機能を有する施設になるのか。また、それから中央公民館とか図書館とか、そういったものはどういう議論がなされているのか、お聞かせをいただきたい。

それから次に、保健センターですが、コロナ感染症の対応なども求められておりますけれども、現在、健診とか各種の教室、成人・母子・高齢者対策、疾病対策、予防対策、この保健福祉の3課でそれぞれ業務に活用されてきたと思いますけれども、今、あまり利用がどうなのかは判りませんが、所信表明にもいろんな取組をするというふうに書かれております。施設的には昭和50年代の、宮之城保健センターは50年代の建物ですので古いというふうに思いますが、ここに集約をされてそれで大丈夫なのかなという不安を持っております。それについてお答えを頂ければというふうに思います。

それから、各地区の交流館等につきましては、先ほど来、質疑がありましたのでこのところは方針について今後どういうふうに進めていくのか、そこらを説明していただければ構いません。そこについてお答えを頂きたいというふうに思います。

それから最後に、児童遊園地と武道館についてですが、今の子育て支援とかそれから課外活動、社会体育等の観点から、施設の在り方をどのように考えていらっしゃるのか、そこらを関係者の意向を踏まえたものになっているのかお答えいただきたいというふうに思います。

1回目の質問をお願いいたします。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、中村慎一議員からの御質問に対しまして回答させていただきたいと思っております。

まず、災害対策の1点目でございます。中小河川の観測体制等でございますが、町内の中小河川としまして、県の管理分が23河川、それから町の管理する普通河川、準用河川といわれるものが171河川となっているところであります。今回氾濫して被害の大きかったこの河川につきましては、主に県の管理の河川でございまして、町からの要望や川内川の河川改修などの進捗状況、近年の気象状況などから、少しずつではありますけれども、水位計や監視カメラの設置が進められてきているところでございます。ただ、まだまだ十分とは言えないと感じているところでございまして、主要な橋梁や河川同士の合流付近など、それから洪水の発生が予想されるポイントへの観測機器などや、それから緊急時の回転灯で住民に知らせる、そういうシステムの機械等の設置などにつきまして、去る8月26日の北薩地域振興局に出向きまして、知事への要望書ということで進達していただきますように要望もいたしたところでございます。

また、この警報体制につきましては、国や県等の河川情報を基に降雨や水位のレベルに応じた警報等の発令に努めているところでございますけれども、県管理の河川における情報が少なく、町では目視や地元や消防団からの情報などにより行っているところでございまして、この点につきましてもこの体制についての改善等について要望をいたしているところでございます。

次に、2点目の浸水区域の見直しについてでございます。

従来、このハザードマップにつきましては、国が示した国管理の河川での想定浸水区域を参考にしながら、町のハザードマップにも活用し、地図上に表示をし、防災情報等に活用してきているところでございます。県や市町村が管理する中小河川の情報につきましては、データが整理されておらず、国管理の河川との合流地点を除けば、全国的に一般的にはこのマップへの記載に至っていなかったのが実情であります。

なお、今年7月に近年の国内での発生している豪雨災害の教訓から、中小河川の洪水で浸水されるエリアを示した図の作成を都道府県に義務付ける法律が改正されましたことから、今回の浸水地区は主に県管理の河川であるため、今後は県に対して、この浸水が想定されるエリアなどの関係データの作成について要望したいと考えているところであります。しかしながら、ハザード

マップはあくまで人家と財産の視点でございまして、耕地管理情報を主体的に含んでいるわけではございません。細かなデータの提供はなくても、平成18年豪雨や今回の豪雨災害などのように、経験した大きな洪水の情報は持ち合わせておりませんので、他の情報との正確な関連性がないこととなりますけれども、こうした実績値といえますか、経験値といえますか、これをそのマップに掲載する方法はあるのかと思っておりますので、検討をいたしたいと思っております。

それから3点目の道路冠水箇所等のハザードマップ掲載及び安全な避難道路の確保についてでございます。

御指摘のとおり、従来と比較しまして経験したことのない気象状況によりまして、これまで発生しなかった箇所での道路冠水や一時的なものも含めまして通行止め箇所が多数発生したところでございます。冠水箇所につきましては、降雨量や排水の状況等、またその地域特有の地理的条件などから箇所や範囲が想定しにくいのも実情でございまして、先ほどハザードマップの回答の際にも申し上げましたけれども、町独自の経験値という視点による防災マップの作成なら可能かと思っております。また、避難道路の防災情報につきましては、春先の出水期前、大雨特別警報発令時、台風襲来時をはじめ、折に触れてこの注意喚起の啓発に努めてまいっているところでございますけれども、現在の特殊な気象状況の下では、地域特有のこの地理的条件から発生する特異な災害の事例も考えられるところでございます。こうした特殊な経験は、地元でも十分認識され、毎年出水期前に実施している町内の一斉防災点検、防災訓練などの際に地域で再確認するとともに、住民の皆様にも自宅と主要地点へ通じる道路についてあらかじめ迂回路の確保、確認について日常において点検していただく、これにつきましても重要かと考えているところでありまして、また加えまして、自主防災組織等の強化にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから、避難所の再点検についてでございます。

避難所につきましては、地域の実情により指定できる施設が多数あるわけでもありませんので、選択の余地が狭まることも実情であります。近年は、国において多様な避難の在り方について指導・指摘がなされているところでもありますので、これに応じた呼びかけも進めているところでございます。

避難道路につきましては、お住まいの地域で様々な災害等の想定されるところでございまして、状況次第では道路の冠水、崩落、倒木などにより通行ができないことなどが想定されますことから、町ではできるだけ早めに避難指示等の発令を行うように心がけているところでございます。ただ、肝要なことは、自分の命は自分で守るということでございまして、気象情報はテレビ等で、近年は、この気象情報につきましてもテレビ等で早く詳しく情報提供がなされておりますので、地域の特殊な事情に合わせてそれぞれがやっぱりしっかりと判断をしていただきまして、早めの対策を取っていただくことが重要かと思っております。

今後におきましても、この避難所につきましては、起こり得る災害の種類や気象警報等が発令されている時点の気象状況並びに避難ルートや安全確保等を考慮するとともに、地域住民の意見を聴きながら、できるだけ最適な場所の選定に努めてまいります。

次に、災害復旧に伴う被災者の分担金等についてでございます。

7月豪雨における耕地災害につきましては、公共災害復旧事業の申請件数としまして、農地、農業用施設合わせて664件、被害額が14億5,670万9,000円と見込んでいるところでございます。質問にございました令和2年災害箇所と同じ箇所の被災の状況等でございますけれども、箇所数では16か所、被害額で3,800万円となっているところでございます。これは分担金に換算しますと分担金の見込みが24万4,000円ということになっております。これ

は現段階の時点でございます。内訳としまして、令和2年に被災した箇所と全く同じ区間を含む被災が3か所ございまして、被害の報告額が1,100万円、それから前年の被災箇所の前後が連続して被災箇所が13か所で、被害額の報告額が2,700万円となっているところでございます。このうち令和2年災害実施分と令和3年災害分が重なる工事部分につきましては、工事内容等を精査しまして、2か年分の分担金とならないよう農家負担の軽減を図った分担金の決定を行うことにより、営農の維持継続を図っていきたいと考えているところでございます。

なお、今回の豪雨で新たに被災した区間につきましては、令和3年の公共災害復旧事業において申請する計画といたしているところでございます。

次に、大項目の川内川の洪水対策の関係等についてでございます。

まず、1点目の緊急放流に関しての御質問でございます。

去る7月の豪雨につきましては、土砂災害に始まり、緊急放流や氾濫の可能性が考えられた時点で住民に周知する必要を感じまして、午前3時55分に安全な場所への避難の呼びかけ、午前5時50分には私自ら町民の方々へ安全確保を訴えた次第でございます。

また、緊急放流につきましては、鶴田ダム所長から線状降水帯の停滞と、それから併せましてダム上流地区の降雨状況を想定して緊急放流の可能性について情報提供があったところでございます。併せまして、川内川の河川事務所長のほうからも同じようなことで、この緊急放流の可能性があるという情報があったところでございます。この2者につきましては、ホットラインで私も随時情報等を頂きながらこの対応に当たってきているところでございます。このため、緊急放流に伴い浸水の可能性も考えられましたことから、虎居地区と湯田地区の避難所を浸水のおそれのない高台への避難所と変更し、平成18年豪雨で浸水いたしましたこの川内川を主に河川沿いの町民の皆さんにつきまして、午前7時10分に防災無線によりさらなる避難を広報しまして、地元消防団も過去の教訓を思い出していただきながら緊急避難を呼びかけていただいたところでございます。このような結果、被災地区の住民の方々につきましては、おおむね早めの避難というのできたものと思っているところでございます。

2点目の緊急放流による浸水被害の想定でございます。

緊急放流によります水位に関しましては、川内川河川事務所より緊急放流で想定雨量の範囲であれば現状の堤防を超えることはないというような情報を頂いておりましたけれども、川内川河川事務所の所長さんの話でも、非常に流域の河川の支流の状況等々、いろんな状況によって変更はあることも伝えられたところでございますけれども、想定雨量の範囲であれば現状の堤防を超えることはないであろうという情報は頂いたところでございます。特に降水量の多かった紫尾山系の主流河川である夜星川、海老川、泊野川との合流地点、さらに柏原地区やこの虎居地区など、平成18年7月の豪雨災害での浸水区域には過去の実績等を踏まえ、直ちに避難していただくことで住民の命を守ることが最優先であるというようなことから、防災無線や消防団の広報活動を通じまして避難を呼びかけたところでございます。放送の中では、おおむね午前9時までには避難をしていただきたいということで、最初の呼びかけの段階で、緊急放流が想定された段階で呼びかけたところでございまして、その後、先ほど申しましたように、消防団等の活動もしていただきまして、この流域の住民の方々については、おおむね9時過ぎには避難が完了していたのではなかろうかということでございます。

3点目の今後、再度の被災の可能性についてでございます。

平成18年の豪雨災害におきましては、未曾有の大水害でありましたことから、国や県を中心とする関係機関団体の御理解と御協力によりまして、激特事業や鶴田ダム再開発事業などの対策を講じていただきまして、今回の豪雨でもその効果が発揮されたものと思っているところでござ

います。このような非常時の災害を想定した対策事業を講じていただいておりますけれども、どんな対策や改修を実施しても災害がなくなるということはまずないであろうと思っております。想定を超える災害はいつでも起こり得るというのが当時から現在でも言われていることでもありますし、私もそういうことで思っているところでございます。このように本当に100年に一度というような大雨が降る中におきまして、ダムの緊急放流等に関係なく、災害が発生する可能性はあるんだということをまた改めて町民の皆さん方にも認識していただく必要がある。この辺については、また町のほうもしっかりとそれをお知らせしていく義務があるかと思っているところであります。いつ何時災害が発生しかねない状況下にあることを改めて町民の皆さんが認識共有しておくべきであり、今後もこの災害に関する情報の周知、啓発等の徹底、防災意識の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、流域住民や災害要員の確保の関係等についてでございます。

お尋ねの流域住民や災害要員の安全確保でございますけれども、町としましては、国や県から委託され、管理している樋門・樋管等につきまして、事前に気象状況をしっかり確認し、内水排水対策を行うため、発電機の配備、設置に努めているところでございます。

また、樋門・樋管につきましては、委託している管理人により通常から点検、操作確認などに取り組んでいただいているところでございます。

さて、この樋門・樋管の初動操作につきましては、川内川等の河川水位の上昇に伴いまして、職員を配置いたしております。操作時は大雨、強風、雷等伴う非常に危険な状況の中、作業をいたしているのが実情でございます。安全に十分配慮しながらこの作業を行うように今しているところでございますけれども、より非常にやっぱり危険な作業となっているかと思っております。

樋門・樋管につきましては、河川際での作業ということで、やはりこの河川の水位の状況、それから降雨の状況に十分気をつけていただき、作業をしていただいているわけですが、現状は常に危険と隣り合わせというような状況下で、人命第一を念頭にいただいております。状況悪化の際につきましては、早急に高台等への安全な場所へ避難していただくということもお願いしているところでございます。

今回の大雨を受けまして、樋門・樋管の関係等につきましては、基盤操作につきまして遠隔操作やAI等を活用した安全対策を含めた無人化の施設整備を既に国、それから先ほども申しました県のほうにも要望をいたしているところでございます。

また、川内川におきましては、さらなる内水排水対策を充実するため、毎年、排水機場の設置や排水ポンプ車の増設についても、追加配備についても期成会等を通じてお願いしているところでございますけれども、今後もここについては、粘り強く継続して行っていきたいと思っているところでございます。

次に、3番目の行政改革の関係等についてでございます。

まず1点目の文化施設の建設の関係等についてでございます。

平成28年の9月に文化施設建設基金条例を制定いたしまして、基金を令和2年度末で約10億円程度積立てをしてきているところでございます。平成30年11月には文化施設建設検討委員会を設置しまして、また平成31年4月にはプロジェクトチームを設置しまして、基本構想計画作成に向けた協議を行ってきているところでございます。検討委員会の中で文化施設建設に係る基本構想の素案作成に関することをはじめ、文化施設の使用及び複合機能の検討、座席数や図書館、保健センター等の複合化など、それから文化施設の建設候補地の選定及び建設手法の調査検討、公共施設等の質及び量の最適化並びに長寿命に関することなどについて、検討を進めて中間報告を行ってきているところでございます。

また、お尋ねの先進地の事例の検証につきましては、コロナ禍の状況等もあり、インターネット等を活用した情報収集にとどまっているところでございます。今後、私も公約のほうに上げておりますけれども、この建設検討委員会の中間報告等を踏まえてさらなる検討を進めていきたいと思っております、あらゆる観点から検討を進めてまいりたいと思っておりますところでございます。2番目の保健センターについてでございます。

保健センターにつきましては、現在、特定健診、それから長寿健診及び各種がん検診、また親子教室や育児サークル等で活用がなされておまして、食生活改善推進委員連絡協議会の料理実習など、成人・母子・高齢者対策、疾病対策や予防対策などを実施する上で重要な施設として考えているところでございます。

また、宮之城保健センターにおきましても、昨年度から災害時の避難場所として、屋地楽習館が密にならないような形での活用も行っているところでございます。

個別施設計画では、令和8年度を計画年度としまして、鶴田保健センターの機能を宮之城保健センターに集約し一本化を図るといような計画でございますけれども、鶴田保健センターにつきましては、サロンや健康教室、園芸教室などの活動のための老人福祉センターいぬまき荘のこの機能を移転する計画でもございます。

令和9年度以降の鶴田保健センターの利用につきましては、今まで実施しておりました事業につきましても、民生3課でスケジュール等を調整しながら、引き続き利用ができないか、実施できないか検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、各地区の交流館の関係等についてでございます。

各地区の公民館で令和3年度から令和7年度までの5か年計画で各地域づくり活性化計画を作成していただいているところでございます。今後、活性化計画に基づきまして公民館と行政側が協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

災害等の避難場所の対応につきましては、現在、避難所が開設されている場合については、避難所対応職員と公民館長などと連絡を取り、開設しているところでございます。感染対策につきましては、国・県の基本的対処方針、それから公民館におけるガイドライン等により対応をお願いしているところでございます。

最後に、児童遊園地の在り方についてでございます。

現在、さつま町の個別施設計画の中では、15か所ある児童遊園地のうち5か所の廃止を計画いたしているところであります。この計画につきましては、近隣住民、公民館長等に現状をお伺いし、計画をいたしてきたところでございます。廃止計画にある5か所のうち3か所の遊具は、もう経年劣化で既に撤去しております。遊具設置のある2か所の児童遊園地の遊具は、近隣地域にある別の児童遊園地に移設可能なものは移設したいと考えているところであります。

武道館は、町民のスポーツの振興及び体力の向上、健康増進を図るため、現在、宮之城、鶴田の2か所に設置をいたしております。宮之城武道館につきましては、建設から40年を経過していることから、施設の老朽化が進んでおり、一方、鶴田武道館は平成3年建設と比較的新しい施設でもございます。また、利用者は少子化や柔剣道などの競技人口減の要因によりまして、年々減少しているのが現状でございます。

このようなことから、武道館は集約の対象施設として計画しているところでございます。今後も個別施設計画に基づき、児童遊園地、武道館等の廃止や集約に向けまして関係者、それから子育て世代、利用団体等の意向を確認しながら協議を詰めていきたいと考えているところでございます。

[町長 上野 俊市君降壇]

○中村 慎一議員

それでは、長い答弁ありがとうございました。一問一答で参りたいと思います。簡潔にいきたいと思います。

今回のこの災害の関係であります。最近、国会議員のほうからはがきが来まして、激甚災害の指定によりまして、農地、道路、河川等の費用はほとんど国が負担をして復旧を進めると。河川関係については、復興のための改良復旧に取り組むと、そういうことの内容を書いたはがきが参りました。非常に心強いはがきであります。なかなか河川関係は、県の河川課のほうも返事が重たいといったようなことで過去お話を聞いておりますが、こういったようなことで国が動いてきておりますけれども、県の取組がどういうふうになっているのか、個々の事案に対して被災者の被災地の方々の当事者の顔を思い浮かべながらやっぱり交渉をしていただきたいなというふうには思いますけれども、これにつきまして御答弁をお願いします。

○町長（上野 俊市君）

県のほうにも要望いたしまして、その際、地元からの要望書の写し等も添えながら、実際、写真等も見ていただきながら実態を訴えてきたところでございます。御案内のとおり、県の河川というのは県内相当数が多うございまして、県も財政上、できれば全面的な改修ということでお願いをしているわけですが、県としましては、そこまでとでもできるような状況でもございませぬので、前回申し上げました部分的な局部改良的なもの、その越水の原因となった箇所改良も合わせたような形での改修にできないかということも併せて要望をいたしているところでございます。

それから、国等におきましては、県への財政負担が大きいというようなことから、県への財政の支援ということもお願いしてきているところでございます。引き続き今後も県のほうには訴えていきたいと思っております。県議会の状況等見ながら、また知事のほうにも県議の白石県議と共にまた行くような今、段取りでいたしているところでございます。

○中村 慎一議員

非常に国会議員のほうからはそういう非常に力が出るような、そういうはがきを頂きましたけれども、実際交渉をする中でなかなか返事が重たいんだというところでございますので、今回、さつま町のこの地域がそういう激特、激甚災害、そういう指定を受けるといったようなことで、プラスの要因はあるんでしょうけれども、なかなか県に対するプッシュというのをもうちょっとこう大々的にやっぱり力強くしないことには、なかなか事業のほうの枠をもらえないんじゃないかなというそういう気がするんですけども、どうなんでしょうか。そこについてちょっと町長のほうで何かあれば。

○町長（上野 俊市君）

そうですね。強く働きかけないといけないというのは十分判っておりますし、そういう形で行っているつもりですが、今後も今議員から御指摘のありましたように、地域の実情をしっかりと伝えて、県のほうはやはりいろんな災害がございますので、優先順位という形でつけておられるようでございますから、そこあたりについては、十分地元の意見等を反映してこれが実施できるように、何回も足を運んで強く訴えてはいきたいと思っております。

○中村 慎一議員

やっぱり同じ顔が毎回行くというのも何でしょうから、たまには顔を替えて、いろんな顔を付け加えて、やっぱり行かんといかんというふうには思うんですね。18年災害のときはいろんな活動をしまして、議員さん方は紺の防災服でどこの人たちが来たんだろうかというぐらいそういう格好で、県も行きましたし、福岡も行きましたし、東京も3回ぐらい行きましたけれども、

そういう要請活動をしてきてこういうことになっているというふうに思いますので、そういうところなんかももし必要があれば議長に話をさせていただいて、そういう取組ができれば非常に結果的にはいいんじゃないかなというふうに思いますので、こういったことはひとつ町長のほうに提案を申し上げたいというふうに思います。これについていかがでしょう。

#### ○町長（上野 俊市君）

平成18年の豪雨災害のときには私も総務課におりまして、幾度となく本省のほうにも地元の方々と一緒にいったことも覚えているところでございます。やはり何回も足を運んで、また来たかと思われるぐらいやっぱりするの本当に必要かと思っております。場合によっては地元の方にも行っていただいて訴えるというのも一つの方法かと思っております。しかしながら、今コロナ禍の中で振興局のほうに伺うにも3名以内というような人数制限もされたりとかしておりますので、ここあたりも状況を見ながら適当な時期を捉えてしっかりとこれは訴えてまいりたいと思います。

#### ○中村 慎一議員

了解いたしました。ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、次、私たちの白男川も非常にいろんな被害を受けております。特に今回、際立っているのが上流からの流木がやっぱり川に、橋の橋梁に引っかかって、そこで水害が増幅をするというそういうことがやっぱりあちこちで起きておりますが、その結果、白男川地区でも上流の新中間橋ではそこまでなかったんですけども、下流の中間橋のほう非常に越水をして堤防も壊してしまったといったようなところもございます。そういうところは早急に対応していただかないと、やっぱり再度の被害というのも出てまいります。そういうところを迅速に対応していただきたいんですが、昨日の質疑の中では、柏木議員に対する答弁のところ、対岸の利用者の賛否というのを言われましたので、そここのところをしっかりと対応していただいて、対岸の皆さん方の賛否というのをしっかりとつかんでいただいて、橋梁についてどうするか、白男川のほうも要望書を出しておりますので、それに基づいて取組を進めていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

#### ○町長（上野 俊市君）

今ありましたように、この件につきましては、昨日の柏木議員の中でも一応お答えいたしております。あそこの橋の利用者がやっぱりいらっしゃるわけでございますので、そこあたりの意見をしっかりと聞いた上で、これについては進めさせていただきたいと思っております。

#### ○中村 慎一議員

よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それともう一つ、今回のこの災害ですが、非常にいろんな執行部のほうからの説明は受けませんが、今回の災害がどういう災害であったのかというのがなかなかつかめないというのが私の感じでございます。ちょっとこう理解不足もあるかもしれませんが、さつま町のホームページを見たときに、災害の状況といいますか、豪雨の降水量とか、それから水位計とか、そういったのがなかなかつかめない。川内川の河川事務所なり、ダムなり、そういう情報はサイトがありますので見えるんですが、町内のそういったのが見れないということで、パソコンをいじっておりましたら、薩摩川内市のほうにこういう災害の関係のサイトがありまして、そこから県のページに飛びまして、さつま町内の13か所の水位計の動き、10分ごとの水位計の動き、それから河川の30分ごとの水位の動き、そういったものが公表されております。やっぱりそういう、このデジタル社会にありましてこういうデータ、雨量なり、河川の水位なり、そういうものがしっかりと刻々と判るような、そういうサイトをやっぱりかねてから立ち上げておっていただきたいなとい

うふうには思っております。かねてから見ておられますと、いざというときにすぐページに入っていけますので、閲覧できるんですね。そういうところをしっかりと危機管理のほうで取組を進めていただきたいなというふうには思っておるんですが、これは昨日も、本日も、ほかの同僚議員からの質疑の中でそういったことが出されておられますが、これに対しまして町長はどういうふうにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○町長（上野 俊市君）

やっぱりそういう形で目に見えて河川の水位、状況等が判るとするのは非常に大事なことでございます。そのサイトの関係等については、ちょっと検討させていただきたいと思います。すぐ見れるような形にはできるかと思えますけれども、リアルタイムですぐ見れるような体制というのは検討していきたいと思えます。

○中村 慎一議員

早速、そういう取組を進めていただきたいなというふうに思います。特にダムのほうからは、今回の7月豪雨のときの操作、洪水調整操作、報告書が早速出されておりますけれども、やはりこういう豪雨災害等の報告というより町民に対する報告、こういったことも一つ考えていただきたいなというふうに思いますね。前回、18年災害のときは、災害のときの記念誌、そういったものを3冊作りました。そういう取組をしたんですけれども、やっぱりこういう記録的な災害というものに対する実態がどういうことであったのかというのをやはり記録に残しておくということ、それから町民にやっぱり知らしめておくといったようなことはやっぱり大事だというふうに思いますので、そういう作業も並行して取組を進めていただきたいなというふうに思いますが、お答えを頂きたいと思えます。

○町長（上野 俊市君）

今回の災害におきまして、平成18年7月の関係等につきましては、そういう形で記念誌等についてもしっかりと作成し、後世にしっかりと残す形でされてきているところであります。今回の災害等につきましても、しっかりと記録等につきまして残しながら、あとあといつ起こるであろうこの大規模な災害についての体制について、どうしたんだ、いろんな取組等々について記録としてしっかりと残していくのは当然かと思っているところであります。今後におきましても、そういう災害の状況等についてすぐ閲覧ができるような形で、落ち着いたたら、災害が全て大体復旧が進みましたら、そういう形で閲覧ができるような形でしていきたいと思っているところでございます。

○中村 慎一議員

よろしく取組のほうをお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、虎居の町の管理になります都市下水路、それと後川もこれは町の管理になりますかね。ここの非常に危険と隣り合わせであるといったようなことを町長説明されましたが、都市下水路の状況がどういう状況なのかというのが判らないと、水位計もないし、言わば監視カメラもないというようなところでございますから、そこらは検討していただきたいなというふうに思えます。

それともう一つは、その下流になる後川、これが川内川のほうに直接、直結しているんですね。樋門もなければ何もないと。外水が入ってくるんだというようなことになりますので、ここのところをもうちょっとこう改善をする余地というのはあると思うんですね。ここらは十分検討していただきたいなというふうに思えます。

特に川内川の上流・下流の計画、これにつきましては、なかなか今年の3月に川内川水系の流域治水プロジェクトが公表されておりますけれども、この中で中を見ていきますと、上流のほう

と下流のほうの計画はたくさん出ておるんですが、この中流域のさつま町分がほとんど計画がないというそういう状況です。これは本当にそういうことでもいいのかなというふうには思っております。もし、まだ川内川の工事事務所なり、そちらのほうにいろんな事業計画をお願いする部分があるのであれば、こういったところでしっかりと中に書き込んでもらわないことにはなっていないかなというふうに思うんですが、これらについてはもう何も手だてはないのか、町長はこれどういうふうに思っていらっしゃるのか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○町長（上野 俊市君）

この流域治水のプロジェクトの関係につきましては、昨年から立ち上げまして進められているところでございます。川内川の本流を主としまして、あと支流の関係等についての治水関係ということで計画が盛り込まれているところでございますけれども、県の河川等の関係等については、県が想定しておりました部分については、今記載があるところだと私は今認識しているところであります。今後、この流域治水のプロジェクトといいますか、協議会におきましてさらに、今ございましたような町の管理の河川、それから県の管理下の河川等で付け加えていく部分というのも出てくるかと思っているところでございます。今回の災害等を受けましてそのような取組も、流域治水のこの協議会の中で意見等も出しながらいきたいと思っているところであります。

○中村 慎一議員

ちょっともう時間があれですが、先ほど来、分担金の関係をちょっとこう答弁を頂きました。この分担金につきましては、さつま町の場合は一応20%ということで定められております。それともう一つが、町単の災害復旧事業の補助、これが上限枠を40万円というふうにされているわけです。特にこの40万円という金額は、ちょっとこう土砂を取り除くというそういう作業を入れたぐらいでもう四、五十万円になってしまうと。もしそういう復旧的な工事を入れるとするとやっぱり三、四百万円かかるんだということですね。そうなりますと上限40万円ですから、あとの360万円は自己負担ということになります。とてもじゃないですけども、もうそういう災害復旧に対するめどが立たないと、手が出せられないと、もうそれが実態ですね。ですから、分担金の20%もなんですけど、この町単の災害復旧事業の上限の40万円、これも非常に大きな足かせになってしまっているような気がするんですね。被災者の方々はやっぱりちょっとそういうのがあるので、困ったな、どうしようかなということ非常に落ち込んでいらっしゃる、そういう方もいらっしゃいますので、もしこういう県内の市町村でそういうやっぱり20%とか、上限40万円とかそういう金額を定めているところがほかにもあるのか。もしそこをこういう被害を受けられた方々に寄り添うといったような形での取組をさせていただいているところがあるのであれば、そういったところを参考に、もうちょっとこう住民に寄り添ったようなそういう取組に変えていただきたいなというふうに思うんですが、ここらについてはいかがでしょう。

○町長（上野 俊市君）

今その40万円ということで町の単独の災害の関係等でございます。

当然ながら40万円を超える災害になると公共で取れるわけでございますので、そちらのほうへ申請していただけたらいいかと思っております。それ以下の小規模な災害につきましては、公共的な分にかからない災害については、当然ながら町単の補助金を使っていただいてこれを進めていただくということでございますので、もう大きな災害等については、そういう形でこちらのほうに申請をしていただければ、そちらのほうでの採択というのが可能かと思っているところであります。

○中村 慎一議員

町長のほうから今そういう説明を頂きました。私が仲介に立つのもいいんでしょうけれども、

やっぱりそういう被災者の方々に対しまして、やっぱり行政のほうである程度説明をしながら、やっぱり方向付けをしていただけたら大変ありがたいというふうに思うんですよ。でないと又聞きになってしまったり、執行部がもうちょっと町民に寄り添ったそういう取組ができればまた変わっていくというふうに思いますので、そこらはもうそういう取組をぜひやっていただきたいというふうに思います。それは一応、お願いをして終わりたいというふうに思います。

もう2分しかございませんが、この避難所の関係、ちょっと最後にとします。先ほど来、この避難所の関係で車中避難とか、いろいろ話がありました。

○議長（宮之脇尚美議員）

中村議員に申し上げますが、1時間がもう過ぎますので、一応締めていただきたいとします。

○中村 慎一議員

はい。ではデジタル社会にありまして、避難は形態というのは非常に多種多様になるというふうに思います。どこにおってもそういう被災者の方々が情報を受け取られるようなそういう取組をぜひ進めていただきたいということを要請して、質問を終わりたいとします。

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午後2時40分とします。

---

休憩 午後2時24分

---

再開 午後2時38分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、9番、平八重光輝議員に発言を許します。

[平八重光輝議員登壇]

○平八重光輝議員

質問をする前に、たくさんの議員の皆さんが今回の水害のお見舞いを申されておりました。私もお見舞いをお願いをしたいと思います。宅地や家屋の被害に遭われた方、また農地、農業施設、たくさんの方が大きな被害やら小さな被害を受けられております。順調に伸びておりました稲が、土砂が覆いかぶさったり流出された方が、非常に心が折れて農業をやめようかと思われた方もいらっしゃるかと思います。

私自身も、小規模ではありましたが川の氾濫により表土の流出やら、石が入ったり川砂が入ったりして、稲刈り後でないともう修復はできませんけれども、小規模で自力でやるとなれば大変な労力を必要とすると考えております。

大きな被害を受けられた方は、完全に元には返らないかもしれませんが、ほぼ元に、時間はかかりますけれども返ると思いますから、そのときはまた新たに心を奮い立たせて農業を営農していただければ非常にありがたいと思っております。

それでは質問に入ります。

昨日の質問に、さつま町を住みよい町に、本日もありましたけれど住んでよかった町にと町長の答弁がありました。その住みよい町にするための1つの方策として、さつま町をやさしい町にしませんかという質問と、もう1つは、役場業務をICT化して町民サービスに努めませんかという2つの質問をいたします。

今町長は、職員の皆さんに周知されていることがあります。各事務室に掲示されているかと思

いますが、こういうチラシであります。

目くばり、気くばり、思いやり、目くばりはお客様の様子をしっかりと確認しましょう。気くばりはお客様を気遣いましょう。思いやりはお客様の気持ちに向き合いましょうという、町長のお考えを掲示してあります。この3項目を、さつま町役場を訪れる皆さんへの思いやりと在り方を示されたものと思っております。中でも、思いやりの心をたくさんの皆さんに理解していただければ、我が町はやさしい町になると、大きな要因になるのではないかと考えております。

昨年的一般質問で同僚議員が、お悔やみコーナーの質問と提案をいたしました。当時は設置については余り前向きな答弁ではなかったように記憶しておりますが、しかし最近、お悔やみコーナーを設置しますという報告がありました。これは、上野町長の決断で設置されたものと理解いたしております。やさしいまちづくりの一環として、大変うれしく思っているところであります。

1問目の日本一やさしいまちを目指しませんかという質問であります。挨拶自体は単体では一般質問にはなじまないかと思いましたが、やさしいまちの施策の入り口としては大事なことでないかと思い、まず挨拶を取り上げました。よき出会いの始まりは挨拶からと思っております。現在の役場や学校の現状をどのように把握されているか、また挨拶日本一を目指してほしいのですが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

2つ目の生理の貧困についてであります。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、職場を失ったり収入が少なくなり、生理用品の購入にも不自由をしておられる人の報道を目にします。現状をどのように理解され、どのような対策を考えられるかお尋ねいたします。

2問目に、役場業務のICT化についてであります。これから人口減少や少子高齢化が顕著に進む中で、限られた予算や人材を有効に活用し、町民の皆さんの満足できるサービスを維持提供するには業務のICT化が必須と思っております。どのようにお考えかお尋ねをいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、平八重光輝議員のほうからの質問にお答えさせていただきます。

この挨拶の関係等につきましてでございます。議員がおっしゃるとおり、挨拶は人と人が最初に交わすものでございまして、一般社会や日常生活を営んでいく上におきまして欠かすことのできない大切な言葉であり、態度であると十分認識しているところでございます。

私が掲げております公約の中にも、先ほど議員からもございましたけれども、私がひとつの自分の心得といたしまして、目くばり、気くばり、思いやり、というこの3つの言葉を掲げて今、職員にもしっかりと取り組むようにということで指示をしているところでございます。まさしくこのことにつきましては、基本的な挨拶を交わした上で成り立っていくものと考えているところでございます。

私も、この町長に就任して以来このことにつきまして、それぞれ職員にお願いといたしますが指示をしながら本当にお客様の立場に立って、まずしっかりとお客様の様子、それからお客様を気遣い、それからお客様の気持ちに寄り添って対応を心がけるようにということでいたしております。

役場の顔となる職員一人一人が、このメッセージといたしますかこれをしっかりと肝に銘じてやって仕事をしていけば、おのずと私は日本一の行政サービスというのができるものと考えているところであります。何かをしてやるというんじゃなくて、やはりこういう気持ちをしっかりと持ってお客様に接していただくことをすることで、私どもこの行政の間の信頼感、親近感を培うた

めにはやはり挨拶というのが大変重要でありまして、今後につきましても、相互に協力していくことが円滑な行政の推進にもつながると確信しているところでございます。

議員のほうからも前も指摘等もございまして、職員の中には挨拶も返さんというのがいるというようなことも前お聞きしたこともございまして、私自身やはりしっかりと挨拶というのはまず最初だという、入り口だという意識を持って、本当に日中2回会っても3回会っても少なくとも会釈はちゃんとするようにということでは、言っているところでございます。やはり一番大事な根本だろうかと思っております。

これにつきましては、改めてまた職員のほうには私のほうからしっかりとできるようにいたしますか、これはもう当然せんにゃならん話ですから、しっかりとそこらについては、徹底をしてまいりたいと思っております。

やはりお客様本位に立ってのサービスをしていく我々の責務がございまして、まず最初のこの挨拶につきましては、しっかりとしていきたいと思っております。

2点目の、コロナウイルスの蔓延による現状や貧困対策の関係等についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化している中で、生活に困窮する世帯が全国的に後を絶たない状況になっているところでございます。その中で、この生理の貧困についての問題も一部報道されているところであります。

この生理の貧困につきましては、経済的な理由により購入できないばかりではなく、家庭を取り巻く多様な事情により引き起こされるものであるとされているところでございます。例えば羞恥心により購入にためらいがあることや家族の無理解、いわゆるネグレクトにより購入してもらえないというようなケースもあると聞いています。

内閣府の調査による全国を取組概要を見て見ますと、1位が広島県で取り組んでいるところでございまして、自治体の割合が79%というなことで、広島県が一番この取組も進んでいるようであります。

鹿児島県につきましては、残念ながら最下位の2%というようなことでありまして、県内の自治体、事業者などにおきましても今現在取組も始まっているところもあるようでございます。

本町の小中学校での対策としまして、各学校において生理用品が必要になった場合に備えて、保健室に常時準備してあるとこのことでございます。また、必要とする児童・生徒が気兼ねなく利用できるように、個室のトイレに配置するなどの配慮も必要かと考えているところであります。

貧困対策としての観点からは、生理の貧困に限らず様々な困窮に陥る方々がいらっしゃいます。生活困窮へのサポートは、さつま暮らし・しごとサポートセンターによる生活支援や就労支援、また生活保護の申請については県の福祉事務所と連携をし、問題の解決に対応いたしているところでございます。

2点目の役場業務のICT化についての御質問でございます。

国におきましては、昨年12月25日閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針におきましては、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会が示され、本年の9月1日からは御案内のとおりデジタル庁というものも発足いたしているところでございます。

また、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画では、重点取組事項といたしまして自治体情報システムの標準化、共通化、それからマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI、RPAの利用促進、テレワークの推進、併せましてセキュリティ対策の徹底、この6つの事項が示されているところであります。

このように、社会のデジタル化の波は加速しておりまして、またこの新型コロナウイルス感染

症の対策としまして新たな日常生活の構築が必要なため、今後も積極的に推進されていくものと思っているところでございます。

また、地方公共団体におきましても、デジタル化に向けた取組を図ることで業務が効率化され、町民生活の質がさらに向上するものと期待されているところでございます。

行政のデジタル化の推進につきましては、私のマニフェストの1つでもあります。職員の定員管理や厳しい財政状況の中、増大する業務や複雑化する行政課題に対応した事務の効率化やサービスの向上のためには、ICT化など新たなシステムも用いた業務の軽減化に取り組むことが安定的な町民サービスの提供と、さらなる住民サービスの向上につながるものと認識しているところであります。

今後、デジタル機器やソフト導入につきましては、限られた予算の中でございますけれども、費用対効果、それから使う側の習熟度の向上が必要となるなどの課題もございますけれども、この行政のデジタル化の推進には、積極的に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

#### ○教育長（原園 修二君）

学校における挨拶の現状ということでありましたが、学校が毎学期ごとに児童・生徒や保護者を対象として行っている学校評価アンケートによりますと、挨拶に関しましては、どの学校もよくできているという評価になっています。

また、各学校が設置している学校評議委員会、学校運営協議会においても、地域の方から挨拶はよくできているという評価を受けているという報告を学校からいただいております。

さらに、人事異動等でさつま町に新しく来られた方から、子供たちの挨拶は大変いいですねというようなお声を私自身も何名かの方から直接伺っているところであります。

このようなことから、本町の子供たちの挨拶は、おおむね好ましい状況にあるというふうに考えております。子供たちは、このままずっと成長してほしいというふうに思っています。

本町では、あいさつこだま運動の街頭指導として、地域や学校、PTAが連携して登校時の児童・生徒への声かけや挨拶指導を実施しておりますが、こうした取組も背景にあるのではないかなというふうに考えております。

挨拶は、意思疎通や信頼関係を築く基本的な行動だと、まさに入り口の部分にあると思いますというふうに認識をしております。おっしゃるように、挨拶を通して相手との良好な関係が築かれる手段であるというふうに考えておまして、今後とも学校や家庭、地域、各種団体、そういったところと連携をしながら推進をしていくということが大切であるというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

#### ○平八重光輝議員

まず挨拶についてであります。後で言おうと思えば忘れますのでちょっときついことを最初言っておきます。つい先日まで何人かの方が私に、どこがというのはすぐ判りますけど挨拶がよくないと。私個人じゃなくて、はっきり言えばこの職場がという苦情を言われた方が三、四人いらっしゃいました。

その一部の方が言われたんだろうと思います。全員の方が思われたとおりにじゃないと思いますが、やはりそういう声があるということは十分認識された上での質問をいたします。

人生には必ず別れがあります。そして、別れの前に出会いがあります。出会って、生涯を共に

したり、信頼し合える人として、長い人生を生涯助け合っていく人も出てまいります。最初の挨拶は大きな要因になるものと思っております。

町長の答弁にありましたが、挨拶は人に、相手に心を開いて尊重していると思わせる一般社会や日常生活を営んでいく上の大切な表現の1つであります。挨拶は特段の研修も要りません。また、経費も要りません。役場の皆さんが中心になって、さつま町を挨拶の町にさせていただければと思っております。

1つ、2つ、ほかのまちの紹介をさせていただきますが、以前私は十島村に行きまして、全部の島には上陸しませんでした。平島という島に上がりました。当時200人足らずの人口だったと思うんですが、10何人、10分の1か20分の1の方にお会いしました。小学生、中学生、一般の方、全員がにこやかにして挨拶をされました。非常にさわやかな気分で帰ったと記憶しております。

また役所では、合併前の加世田市役所、これも大変挨拶をよくしてくださる役所でした。鹿屋市役所とか牧園町役場もそうでしたが、一番印象に残ったのは志布志市役所でありました。

私も県内のいろんな役所、町を訪れましたけれども、皆さん挨拶はよくされましたが一番印象に残ったのは、志布志庁舎でありました。ここの受付の方に、これは市長の御命令でされてるんですかと言ったら、いや市長は直接言いませんけれども市の幹部会の中で市長が課長に言われ、課長は皆さんに毎朝周知されますということで、朝会って会議が終わって帰るときは、また同じ人が挨拶をされるぐらい挨拶をされた記憶を持っております。

にこやかに挨拶をされますと、その職場やその地域が非常に優しく親しみやすい役所だというふうに感じたところでもあります。少しずつでも挨拶あふれるまちにさせていただければありがたいということで、この質問は終わります。

次に、生理の貧困であります。厚生労働省の2019年国民生活調査によりますと、貧困の中には絶対貧困と相対的貧困というのがあります。2019年の日本の相対的貧困の所得を皆さん御存じかと思いますが、可処分所得127万円です。127万円は何かというのは、御存じの方もいらっしゃると思いますが、所得を得る方の平均値の半分以下の方を貧困というんだそうです。17歳以下の子供さんの七、八人に1人が貧困であり、約260万人いるというふうに推計されております。

統計によりますと、日本に住む人の相対的貧困率は15.4%、子供さんの相対的貧困率は13.5%、ひとり親家族の相対的貧困率は48%、2戸に1戸が貧困というふうに言われております。

生理の貧困についてであります。最初に県内でこれを対応しましたのが日置市であります。先ほど鹿児島県が全国ナンバーワンと、ワーストナンバーワンですね、おっしゃったように、1市だけあります。この統計を取られたときはですね。今はもう四、五市町村ですか対応されております。

日置市は、5月に地方公共団体の全国の取組状況が発表されたときに、市内の小中学校の聞き取り調査を実施されております。そのときに、これはぜひ必要だというふうにされて、鹿児島県で1番目というか、当時は鹿児島県でただ1か所その対応をされております。

先ほど有川議員がいろんな災害のときの熊本の状況やら話をされましたけれども、こういう記事が出たときは担当課の職員だけではなく、職員の皆さんが自分のまちはどうなんだというふうな考え、思いを持って対応していただければ非常にありがたいと思います。人ごとではなく、よそのまちがこうだったら自分のまちはどうなんだというふうな、何もしなければいいですけど困ってる方がいらっしゃったら、やはりそれなりの対応をしていただければ非常にありがたいと思っ

ております。

先日霧島市では、食材を提供する組織の方がシングルマザー50名に生理用品の需要を聞かれたところ、約半分の24世帯の方がほしいと。そして3人分ほしいという方もいらっしゃったそうであります。

私も、さつま町もすぐ対応していただけるものと思っておりますが、非常災害用の蓄品の中にこれも入っているものと思っ、すぐ転用していただけませんかとお話しにいきましたら、さつま町の非常災害備蓄品には入っていないというお話でありましたので、ぜひこれを取り入れていただきたいと思いますが、保健福祉課長どのようなふうにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○危機管理監（原田 剛志君）

避難備蓄の中に、現状といたしましては、議員のおっしゃるとおり備蓄されていない状況でございます。今後、そういう備蓄につきましては、生理用品を含めた衛生品等も含めて対応していきたいと思っ、いるところでございます。

#### ○平八重光輝議員

先日ネットを見ておりましたら、1回当たり大体1,000円ぐらいかかるというようなネット情報がございました。実際はもうちょっと安くてもできるという話でもありますが、子供さんが困っている家庭は、そのお母さんはまだ困っていらっしゃると思っ、います。

子供にはできるだけ不便をかけないようにということで、都合をされてもお母さんは我慢されてる方がたくさんいらっしゃると思っ、いますから、子供さんだけではなく、お母さん方にも配慮していただければと思っ、います。

保健室にもというお話でありましたが、20%弱の子供さんはもらいに行くのが恥ずかしいということで、もらいにいかんのだという話もありましたから、先ほど答弁にありましたように、ぜひトイレの個室等にも準備していただければと思っ、います。

一般の方も利用できるようなところにも設置していただければ大変ありがたいと思っ、います。できれば継続的に実施していただきたいと思っ、います。いかがお考えでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

全体的なことということでございまして、避難所の関係等については、先ほど危機管理監のほうからお答えしたとおり、そこについては対応いたしたいと思っ、しております。

学校の関係等につきましても、使いやすいような形での配置、これにつきましても先ほど答弁したとおりでございまして、一般的な関係等につきましても実態等もお聞きしながら、どういう形でしたほうがいいのかというのも含めて、ちょっと検討させていただきたいと思っ、います。

#### ○平八重光輝議員

先日9月2日の南日本新聞に、たまたまさつま町と鹿屋市の生理用ナプキンの贈呈の記事が載っておりました。お名前を出すときは必ず本人の了解を得て出すようにはしておりますが、さつま町の女性団体の横山より子会長のお話で、生理用品は必要不可欠なものと、継続して支援していただきたいと。

考え方としては、トイレットペーパーとかおむつとかというのと同じように非常に必要なものということです。これはぜひ非常災害用の備蓄品の中に、どれぐらいが必要か私は判りませんが、やっぱり調査をしながら準備していただければと思っ、います。

鹿屋市長のお話で、ちなみに鹿屋市長は中西茂さんとおっしゃって、仕事の初任地が当時の宮之城だったということで少し親しく話をさせていただいたんですけど、当時の役場OBの方も何人かお知り合いの方がいらっしゃって名前を出されておりました。

その方のお話が載ってございまして、市としても実態把握を急ぎたいと。前にもありますが、い

うふうに言われております。さつま町も学校を含め、一般はちょっと調べにくいですが、急ぐ必要があるかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

#### ○教育長（原園 修二君）

本町の小中学校の対策として、現在経済的な理由で生理用品が購入できない状況にある家庭の状況というのは、今現在把握しておりません。

今お話があったとおり、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、議員も指摘されましたが羞恥心とかそういったものがあってなかなか要求できないので、実際要求は出なくてもそういう見えない部分というのは出てくるだろうと思います。

学校における生理用品というのは、かつてはです、今までも保健室に常備されているのが普通でありまして、学校で購入して、そしてその児童・生徒に提供する場合がありますし、もっと古い時代で私が勤務した学校では、学校に購入されてもらいにきたらまた明日持ってきなさいねという感じで、常に一定数は確保されているということが状態としてあったというふうに思っています。

ただ、私たちどもの認識といたしますかそういったの、それが当たり前のように感じてたというところに、ある程度私たち自身の認識の浅さというところが出てきてるんだろーと思います。

8月30日には、さっきありましたように女団連の皆さんから全小中高等学校に1,400枚という寄附をいただきました。本当にありがたいことだなと思って、新聞でも報道されておりました大変感謝してるところであります。

学校のほうとも連絡を取って、校長先生方とも連絡を取ってみたんですが、実態はきちんと把握をしてない、学校漏れはあるのではないかなという危機感を持っておりますので、またそういったものについては状況等整理して、そして必要であればちょっと購入できるような手筈を整えて準備をしたいというふうに考えております。

#### ○平八重光輝議員

ぜひ実態も調べていただきまして、私は男ですからよく判りませんが、トイレトペーパーで間に合わせてるといふような話も聞きますので、ぜひ実態調査をされて対応していただければありがたいと思っております。

鹿屋市の中の記事の中で、私が気になったというかああそうなんだと思ったのは、国際ソロプチミストの鹿屋の会長さんのお話で、女性の尊厳に関わる問題だと。これは見逃せないことなんだと、尊厳に関わるというので、ああそうなんだと私も改めて思ったところでありますが、タブー視しがちな男性の意識の変化を求めたいというふうに言うておられますから、ぜひそういう生理の貧困で不自由される方がいらっしやらないようまちにしていいただければ非常にありがたいと思っております。

これについては、以上で終わります。

最後に、役場業務のICT化についてであります。遅かれ早かれもう入れないと業務が回らなくなる時代でもありますが、町長の答弁で検討したいというか、ほとんど入れるというような回答ではなかったかと思っております。

1つの方法として、一番手っ取り早いといいますかタブレットがあるんですが、タブレットの導入等については、早期の導入といたしますか、お考えではないでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

タブレットの関係等についても、行革特別委員でしたでしょうかね、などで調査とかもされておったようでございまして、このタブレットの関係等については、必要性について私たちも思っているところでございます。

このようなどこから、まず手始めに我々課長会とそういう会議の中で使ってみて、いろいろと研究をしながら、これはまた広げていければと思ってるところでございまして、これについても取組を進めているところでございます。

○平八重光輝議員

これもできるだけ早くという要請しかできませんけれども、言葉として出てまいりました自治体デジタルトランスフォーメーション、恐らく答弁の中で出てくるだろうと思ひまして、これ通称DXと言います。それとかICTとかITというのをちょっと前もって調べていたのですが、デジタルトランスフォーメーションというのは御存じの方も多と思いますが日本語で言いますと、組織横断全体の業務制度プロセスのデジタル化、かえってこっちのほうが難しいかもしれませんが、いうふうに訳されております。

ICTというのは、インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジーといいまして、情報通信技術というふうにされております。その情報通信技術の早期導入であります、一例として西宮市がもう早くからこれを取り組んでおられます。

その目標といいますか施策は、単にICT化やデジタル化によって効率化やコスト削減を目指すのではなく、業務の在り方そのもの見直しや組織の変革によって、市民とともに新たな価値を生み出す市役所の改革と位置付けられて、行政改革の推進、多様化する市民ニーズの新時代への対応、庁舎内の組織風土の変革、問題解決と新たな課題、価値の創造を生み出すとあります。これはどこの市町村の役所も同じだろうと思ひます、目指すは。

このためには、ICT化によりまして職員の仕事の軽減や住民サービスの向上のためにその技術を要する職員の養成に早期に取り組まれるように、要請、これはお願いの要請であります、をいたしまして私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で平八重光輝議員の質問を終わります。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで本日の日程は、全部終了しました。

明日9月8日は、午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後3時18分

令和3年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

令和3年9月8日



令和3年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和3年9月8日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |           |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 事務局 長  | 萩木場 一 水 君 | 議事係 長 | 竹 下 和 男 君 |
| 議事係 主査 | 西 浩 司 君   |       |           |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|         |             |           |           |
|---------|-------------|-----------|-----------|
| 町 長     | 上 野 俊 市 君   | 副 町 長     | 高 田 真 君   |
| 教 育 長   | 原 園 修 二 君   | 総 務 課 長   | 原 田 剛 志 君 |
| 企画政策課長  | 角 茂 樹 君     | 財 政 課 長   | 富 満 悦 郎 君 |
| 町民環境課長  | 下 田 良 二 君   | 保健福祉課長    | 佐 藤 秀 樹 君 |
| 高齢者支援課長 | 原 田 健 二 君   | 子ども支援課長   | 藤 園 育 美 君 |
| 農 政 課 長 | 山 口 泰 徳 君   | 担い手育成支援室長 | 田 島 浩 喜 君 |
| 耕地林業課長  | 櫻 伸 一 君     | ふるさと振興課長  | 米 丸 鉄 男 君 |
| 建 設 課 長 | 野 田 真 一 郎 君 | 水 道 課 長   | 三 角 芳 文 君 |
| 教育総務課長  | 早 崎 行 宏 君   | 社会教育課長    | 永 江 寿 好 君 |

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 4 号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 5 5 号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 6 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 4 議案第 5 7 号 令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 議案第 5 8 号 令和 3 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 5 9 号 令和 3 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案付託表

| 委員会              | 議案番号 | 件名  |
|------------------|------|---|
| 総務厚生<br>(第1委員会室) | 54   | さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報<br>の提供に関する条例の一部改正について   |
|                  | 56   | 令和3年度さつま町一般会計補正予算(第6号)(関係分)<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳入<br>15款 国庫支出金(関係分)<br>16款 県支出金(関係分)<br>19款 繰入金<br>20款 繰越金<br>22款 町債<br>歳出<br>2款 総務費<br>3款 民生費<br>4款 衛生費<br>人件費全部<br>第3条 地方債の補正                |
|                  | 57   | 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  |
|                  | 58   | 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)  |
| 文教経済<br>(第2委員会室) | 55   | さつま町工業開発等促進条例の一部改正について  |
|                  | 56   | 令和3年度さつま町一般会計補正予算(第6号)(関係分)<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳入<br>13款 分担金及び負担金<br>15款 国庫支出金(関係分)<br>16款 県支出金(関係分)<br>21款 諸収入<br>歳出<br>6款 農林水産業費<br>7款 商工費<br>8款 土木費<br>10款 教育費<br>11款 災害復旧費<br>第2条 繰越明許費の補正 |
|                  | 59   | 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算(第1号)   |

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。これから、9月3日に提案がありました議案第54号から議案第59号までの議案6件について総括質疑を行います。なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

---

△日程第1「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、日程第2「議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」及び日程第2「議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。各議案の提案理由については、説明済みであります。

これからただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第3「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第3、「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

おはようございます。令和3年度9月補正予算案のほうでページをお示しさせていただきます。説明資料のほうで質問させていただきます。

まず、10ページのほうの歳出のところなんですが、教育委員会事務局費という事業名で、中学校の通学バスの臨時便運行にかかる業務委託料192万円が上げられておりますけれども、これ下半期のバスということなんですが、すみませんが、内容をいつからいつまでの期間なのかと、バスは何台分とか、区間とか少し教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（早崎 行宏君）

今の御質問の件でございます。この臨時便の関係でございますけれども、期間は10月から3月ということになります。バスにつきましては、民間の路線バス、現在2台ここは運行してございますけれども、そのいわゆる増便ということで、ちくりん号を出すものでございます。乗車人員が20名ということで、これをもって増便という考えでございます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

歳入の国庫負担金の新型コロナウイルスワクチンの接種対策費が297万5,000円計上されております。これ、随時今後も接種することによって、費用がかさんでくるんですが、当面この297万5,000円のこの負担金が、どんなところまでいくのか、例えば今言われております18歳、小学生から40歳までのところの接種対策までに及ぶものなのか、今回のこの予算でどのくらいの範囲に接種ができるものかお伺いいたします。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

ただいまの補正予算につきましての御質問でございます。

今回の補正予算につきましては、医師が時間外に接種する場合の加算ということでございまして、適用期間が4月1日にさかのぼりまして、12月4日までに接種を行った場合の時間外の加算ということでございます。時間外の単価が2,277円から3,080円に803円増額されております。それから休日の単価につきましては、2,277円が4,620円ということで、2,343円に増加されたということで、その増額分の費用につきまして、今回の補正で願います。

以上でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○有川 美子議員

金額的には小さいものなんですが、補正予算の説明資料ですと4ページの一番下なんですが、社会教育課の雑入というところで、落語四人会の開催協力金5万円というのが、チケット販売代の50%相当額が歳入というところに組まれて、歳出のほうは10ページで2万1,000円というふうになっているんですが、すみません、これはどういうお考えでこのような計算式といえますか差額が出ているのかお尋ねいたします。

○社会教育課長（永江 寿好君）

収入につきましては、チケット販売が1枚当たり1,000円ということで、概略100人程度と見込んで、そのうちの2分の1の収入を見込んでおります。

それから、歳出につきましては、落語者が来られたときにそれに伴う報償費、それから食糧費、弁当とか飲み物代になっております。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○中村 慎一議員

それじゃあちょっと質問させていただきますが、この説明資料の7ページの一番下にあります有害鳥獣の関係であります。今回50万円の追加という説明でございましたが、これらにつきまして、今回の災害等でこの電気柵等も相当やられておりますし、このメッシュの関係等もございしますが、その代替分とかそういったことなのか、この中に入っているのか、申請団体が何団体ぐらいから上がってきているのか、そこらをちょっと教えていただければというふうに思います。

○農政課長（山口 泰徳君）

今回の電気柵設置の補助の関係でありますけれども、今回の豪雨によりまして流出しましたワ

イヤーマッシュ等を保護するための電気柵の予算につきましては、もう先般の議会で予算要求のほうさせていただいております。今回、要求するものにつきましては、それ以外の一般の被害を受けなかった農地の関係でございます。例年100万円当初予算のほうで計上しておりますけれども、今年については、非常に山の伐採とか、太陽光の関係とかありまして、非常に有害鳥獣の発生というのが増えております。例えば7月までの数字でいきますと、鹿が782頭、イノシシが345頭というようなことで、昨年からしますと、それぞれ100頭ほど捕獲のほうも増えておりまして、農家のそういう補助の依頼というのが増えておりますので、今回、要求するものでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

説明資料の5ページの下から2番目ですけれども、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれません。公共施設等総合管理計画改定業務253万円ですが、これは何かこういう業務を委託されるというような形を取られるんですか。どういう内容でこういう金額になるかお尋ねをいたします。

○財政課長（富満 悦郎君）

この見直しにつきましては、国の基本的な考え方の中で、国のインフラ長寿命化計画は、令和2年度中に見直されたということ踏まえて、関係の団体市町村についても個別計画などの作成をしたということも併せて見直しをすることになっております。

委託の理由としましては、施設の保有量や老朽化、それから現状分析をするために、今委託しております地方公会計で使用しています固定資産の台帳のデータを活用することがあるということ。それから、今の計画につきましては、平成28年度に計画をしたものですが、それから5年が経過しまして、当初自前で作成をしたものであります。それを国が今回求める基本的な事項を適格にもっとその中に盛り込んで計画全体を専門的な見地で補完していただくこととあります。なお経費に対して2分の1の特別交付税措置があるということとございます。以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

所管が違いますので1点だけお伺いします。

令和3年度、今年是我们もですが、町長、町議選の選挙がありまして、初めての公費負担という国の制度の流れで、それぞれ条例を設けてされたわけでございますが、予算書の中での15ページのところで、負担金選挙運動費用公費負担金1,017万5,000円の減額ということになっているわけですが、実際この負担金というのは、こういう国の制度の流れでやった、さつま町自体の実際の負担、実際さつま町が使った予算というのは、どれぐらいの金額になっているのか分かっていれば教えていただきたいと思っております。

○総務課長（原田 剛志君）

今、御質問の実際の負担金の関係でございますけれども、実績で見ますと380万円程度になっているとございます。今回の減額の理由といたしましては、立候補者が少なかった部分、その差額分が主にありまして、それと実際使った公費負担部分の内容等を精査した関係でこういう減額になっているのが現状でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号については、配付してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第4「議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第5「議案第58号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第4「議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から、日程第6「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」の議案3件を一括して議題とします。各議案の提案理由については、説明済みであります。

これからただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案3件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

本日から9月10日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

9月24日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時47分



令和3年第3回さつま町議会定例会

第 5 日

令和3年9月24日



令和3年第3回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和3年9月24日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |           |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 事務局 長  | 萩木場 一 水 君 | 議事係 長 | 竹 下 和 男 君 |
| 議事係 主査 | 西 浩 司 君   |       |           |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 町 長      | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長    | 高 田 真 君   |
| 教 育 長    | 原 園 修 二 君 | 総 務 課 長  | 原 田 剛 志 君 |
| 企画政策課長   | 角 茂 樹 君   | 財 政 課 長  | 富 満 悦 郎 君 |
| 町民環境課長   | 下 田 良 二 君 | 保健福祉課長   | 佐 藤 秀 樹 君 |
| 高齢者支援課長  | 原 田 健 二 君 | 子ども支援課長  | 藤 園 育 美 君 |
| 農 政 課 長  | 山 口 泰 徳 君 | ふるさと振興課長 | 米 丸 鉄 男 君 |
| 水 道 課 長  | 三 角 芳 文 君 | 代表監査委員   | 紺 屋 一 幸 君 |
| 監査委員事務局長 | 久保田 春 彦 君 | 教育総務課長   | 早 崎 行 宏 君 |
| 社会教育課長   | 永 江 寿 好 君 |          |           |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 2 号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 2 議案第 5 4 号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 5 号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について
- 第 4 議案第 5 6 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 5 議案第 5 7 号 令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 5 8 号 令和 3 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 5 9 号 令和 3 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 6 1 号 令和 2 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 6 2 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 1 0 議案第 6 3 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 1 発委第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 第 1 2 報告第 7 号 令和 2 年度健全化判断比率の報告について
- 第 1 3 報告第 8 号 令和 2 年度資金不足比率の報告について
- 第 1 4 議員派遣の件
- 第 1 5 閉会中の継続調査の件

## △開 議 午前9時30分

### ○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第3回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

農業委員会会長から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせをいたします。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

### △日程第1「議案第52号 さつま町過疎地域持続的発展 計画の策定について」

### ○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「議案第52号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。これから本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

### ○中村 慎一議員

それでは1件だけ。この過疎の計画書の18ページでございますが、この移住定住というのをこれから進めていくという中で、さつま町からの情報発信というのを今後どういうふうな形でやっていくかと、進めていくかというようなことがやっぱり問題になると、課題になるというふうに思います。現在、移住体験ハウスというのを宮之城屋地の包括支援センターの裏のほうに設置をされていらっしゃるわけなんですけど、本当にこのさつま町の移住体験というのをあの宮之城屋地のあの場所から情報発信をして、本当にこのさつま町に移住定住が進んでいくのかと、さつま町はどういうまちなのかと、こういうまちですよというのを情報発信するには、ちょっと私から見れば、ちょっと不足があるというふうに思います。本格的に今、コロナ禍、リモートワークとか光回線使っているような仕事が東京近辺行っているようですけども、この日本の端っこにあるさつま町がどういう情報発信をしているかと、本気でやるつもりがあるのかということ考えたときに、ここのところはやはりもう一遍、再度検討し直したほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。非常に高齢化が進んで人口減少するさつま町ですが、自然が豊かで風土的にはすばらしい地域があちこちにあります。そういうところを複数箇所移住体験という形で整備をしながら呼び込むということを考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、これらにつきまして考え方があればちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

### ○企画政策課長（角 茂樹君）

移住定住を中心といたします情報発信の在り方ということだというふうに思っておりますが、我々もここについては非常にこれから、これからじゃなくてこれまでも大事なことであったというふうに思っております。各議会あるいは委員会の中でも議員御指摘のところであった情報発信の在り方ということについては、非常に重要であるというふうに認識しております。魅力あるまちづくりというのは、今の移住者向けへのいろんな施策でありますとか、私どもはこういった定住へ向けての取組というのは、住んでよし、訪れてよしというようなまちづくりをやっぱり進めていかないといけないというふうに思っております。移住定住といいますか、定住移住だろうというふうにも考えているところでございます。やっぱり住んでいる人たちが幸せにあるということが大事でありますから、そういったのに加えて、また、よそからいいまちだなあという、住んでる人たちも幸せそうだなあというふうに思われるような情報発信をしていかなきゃならないというふうに思っております。

そういった中で、議員のほうから行革の委員会でも御指摘がありましたように、住んでる人たちがまず幸せであるということは、防災の情報であるとか、あるいはいろんな安全安心につながるような情報というのは、まず基礎であろうというふうに思っておりますし、そういったのを含めた上で、移住定住者向けへの情報発信というのは加えていかなきゃならないというふうには思っております。そういった中でいろいろなやり方というのはあろうかというふうに思っておりますので、そこいらについては今の体験ハウス等も含めながら、いろんな手法をいかにしてリアルに町外の方々に、住んでる人たちも幸せですよ、あるいは来られる方々もぜひさつま町のほうへ来て住んでみてくださいというような情報発信ができるように、いろんな手段というのはあろうかと思っておりますので、駆使しながらやっていきたいというふうには思っております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

20ページの産業振興の関係の農業関係でございます。現状と問題点ということでこの文言を整理してありますが、この一番下のほうにあります地域農業に取り組む集落営農の育成という、かぎ括弧でくくって整理をしてありますけれども、集落営農の育成というのは過去からずっと言われてきて、これは県からどこも、国もなんです、私は個人的に見ておりますのが、今はさつま町は一つ木営農組合、それから佐志のあながわ営農組合、代表的なところは本当に努力をされて頑張っているわけで、本当に目標としてああいう形になるのが本当なんだろうなあと、今後は高齢化が進む中でそういうこと一番大事に思うんですが、現実には、実際組織の組合長なり話を聞いてみますと、組合長、地域を引っ張っていくリーダー、5年、10年やってきますとそれなりに年を取ってくる、後継者に譲らないかん、そういう流れがあるんだけど、なかなかその後を引き受けてくれない、そういう現実の話を聞きます。そこには何なのかと聞いてみますと、地域をまとめていくこと、いろんな年間の作付関係をきちっとやっていく、そういう先進的な計画を持っていくという苦勞と、一方では、国が示す集落営農の流れの会計というのはみんな共同販売をして、その販売高からきちっとした三役の手当払いなさいという一つの条例みたいなのがあって、なかなか年間、組合長の手当、年間5万円、3万円、5万円単位の報酬ではやり手がもう嫌気を差してしなくなるという話を聞いております。ですから、本当にさつま町が今後こういう集落営農に取り組んで地域をまとめていこうとするのであれば、そういうところに本当に踏み込んだ形を取っていかんと、なかなか集落営農の組織というのは、もうこれ以上出来上がらんのじゃないかなというふうの私は個人的に思っているところがございます。そういうところも今後は精査しながら、また一方ではそういう、国の中でもそういう先進地があればそういうところも研究をされながら、これから先の高齢化が進む中で、この集落営農をこれ以上組織をつくり上げていくのであれば、そのところもきちっとまた執行部のほうとしては研究をしながら進めていただければということをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○上別府ユキ議員

6番、上別府。すいません、間違えました。

この計画の15ページに地域間交流が上げられています。今まで青森の鶴田町、それから中種子町とか交流を進めてきたわけですが、今回、西郷菊次郎との縁で龍郷町、菊池市、京都市、台湾の宜蘭市、こういうところと交流を進めていることをうたってらっしゃいますが、これは町と

しての取組という形で取り組んでいこうとしているところなのでしょうか。

ということと、それから先ほど移住定住のところでは話が出ましたがけれども、現在で6世帯の目標値で令和7年度で25世帯を目指すというところで掲げてあるんですけれども、例えば1世帯当たりの移住定住がなされた場合、どれぐらいの経済効果、金銭面的ではなくて全部含めた上で、PRも含めて、それから意識的なところも含めて、どれぐらいの経済効果が上がるという考えでこの数値を求めていらっしゃるのだろうかという質問です。

**○企画政策課長（角 茂樹君）**

まず地域間交流の考え方でございます。

今御指摘にございましたように、本町においては青森県鶴田町、中種子町とは友好交流都市ということで提携を結んでおりまして、今回西郷菊次郎の縁でこういった5市町と連携を図るということで進んでいるところでございます。ここにつきましては、龍郷町のほうが生誕の地ということでもありまして、音頭を取っていただいているということで、これを縁にいろんな経済交流でありますとか、あるいは民間的な交流というのを中心に進めていきたいというふうに考えておりまして、町としてどうこうということについては、今後また協議の中でいろいろ青少年交流であるとかいうことで、また波及はしていくんであろうというふうには考えているところでございます。

ただ、なかなか行政側が主体に動くということは、やはりインセンティブとしては大事なことであろうかというふうに思っておりますが、本来ならば交流というのは、民間レベルでこういった拡大をしていくということが非常に大切な部分ではないかなというふうにも思っておりますので、そういったところについては、関係市町とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

また、台湾の宜蘭市の、非常に海外のところも出てきておりますけれども、こういったところについては、総合戦略の中でも位置付けております。やはり市場的な分野での交流といった行動も、今後は海外との取引といった観点でも非常に大事なツールでもあるような気がいたしておりますので、先般、昨年度も台湾との経済的なテスト、試験的なことも取組をさせていただいておりますので、そういったところも我々も勉強しながら、こういった海外へ向けての市場の拡大といったところも、我々としては今後踏み入れていかないといけない大きなテーマであるというふうに認識をしているところでございます。

あと、この定住者に対しての経済効果、費用対効果といったのも含めまして、試算といったものについては、今後また精査をさせていただきたいというふうに思っております。つぶさな経済効果については、いろんな関連が出てまいりますので、そこいらについては、今後またもう少しパターンを分けながら精査させていただきたいというふうに思っております。

**○議長（宮之脇尚美議員）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第52号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第52号 さつま町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第2「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」、日程第4「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第5「議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6「議案第58号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第2「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」から、日程第7「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して議題とします。

これからそれぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岸良 光廣議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分、「議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第58号 平成3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」以上の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、デジタル改革関連法の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次は、「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分についてであります。

まず、歳出の2款1項1目総務一般管理費であります。10月以降に任用予定である土木技術専門官の来年3月分までの給料、諸手当、共済費が含まれているとのことでもあります。

次に、2款1項13目財産管理事務費のうち、公共施設等総合管理計画の改訂業務として253万円が計上されております。これは、全国の自治体によって計画内容に差異があることなどを踏まえ、国の通知により見直しを行うものであります。

質疑の中で、見直しを行う総合管理計画の内容はどのようなものかたどしましたところ、個別施設計画では、施設ごとの具体的な計画を策定しているが、今回の総合管理計画では、改修や廃止などの実績を整理するなどして、全体的な分析を行うとのことでもあります。

次に、2款1項16目諸費の行政連絡事務費に105万円が計上されております。これは、2つの公民会の集会施設改修等に伴うものであり、バリアフリー化や屋根瓦、外壁塗装を行うものであります。

質疑の中で、バリアフリー化の対象はどのようなものかたどしましたところ、トイレの洋式化、スロープや手すりの設置などが対象となり、令和4年度までは補助率を10分の9と高く設定し、バリアフリー化の推進に努めているとのことでもあります。

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費に37万4,000円が計上されております。これは、旅券交付端末機の更新に係る経費で、ノートパソコンなどの備品を購入するものであります。

質疑の中で、旅券の申請交付は住民票のある市町村でなければならないのかたどしましたところ、原則住民票のある市町村での申請交付となるが、勤務地の市町村や学生の一時帰省時に申請交付することも可能であり、急を要する場合などには、県民交流センターでの申請交付もできるとのことでもあります。

次に、4款1項1目母子保健事業費のすくすく健診・相談事業費に120万円が計上されております。これは、こうのとり支援事業の不妊治療費助成であり、上限20万円の6件分を計上しているとのことでもあります。

質疑の中で、不妊治療の効果についてたどしましたところ、近年は治療の成果も上がっているようで、今年度は約半数の妊娠を確認しているとのことでもあります。

また、1回の不妊治療で個人負担がどのくらいになるのかたどしましたところ、体外受精の場合は45万円から50万円程度の負担であり、県の補助上限額30万円、町の補助上限額20万円を考慮すると、医療費の個人負担はほとんど発生しないとのことでもあります。

次に、地方債の補正については、災害復旧事業などを増額したことで限度額の合計が22億9,659万9,000円となっております。質疑の中で、8億円を超える地方債の増額となっているが、財政運営に影響はないのかたどしましたところ、今回の補正では災害復旧事業が主な増額の要因であり、交付税措置率が高い起債のため、町財政への影響は少ないと考えているとのことでもあります。

次は、「議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出の同一目内での予算の組替えを行い、令和3年度税制改正に伴う基幹系システム改修に係る経費を計上するもので、予算の総額に変更はないものであります。

次は、「議案第58号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出では、前年度給付費の精算に伴い、介護保険料余剰金等8,876万円、国県への返還金

7,307万6,000円などが計上されております。

質疑の中で、第8期介護保険事業計画が今年度から始まっているが、計画の範囲内で事業が実施できる見込みかただしましたところ、第8期計画については、今後の状況も含めて計画内で実施できるものと考えているとのこととであります。

最後に、新型コロナウイルス感染者の入院調整や町内医療機関での対応は十分にできているのか、関係課長に一括してただしましたところ、これまで町内では33人の感染が確認されているが、入院調整は川薩保健所が管内の医療機関で対応しており、保健所管内の医療体制が逼迫する場合は、管外の保健所と調整して対応していくとのこととあります。

また、町内でも対応できる医療機関はあるが、入院調整は全て川薩保健所で対応しているため、町内としてはワクチン接種などの感染予防や情報提供などを行っているとのこととあります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

#### ○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

おはようございます。文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」、「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分及び「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、上位法の改正によるものであり、改正の内容は固定資産税の課税免除の対象となる業種が追加されたこと等や、期限を令和6年3月31日まで延長しようとするものであります。

次は、「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

7目畜産業費には、薩摩家畜検査場のスレート屋根の貼り替えや建物骨格部分の塗装、解体などの改修工事費が650万円計上されております。

質疑の中で、薩摩家畜検査場の利用状況についてただしましたところ、現在は和牛登録検査を年4回開催し、約50頭登録されているとのこととあります。

8目有害鳥獣対策費には、電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置補助として50万円が計上されております。

質疑の中で、補助金の申請をしても予算不足のために交付決定を待つことはないかただしましたところ、補助の要望が多く予算不足となることもあり、待っていただいている状況とのことと

あります。

この回答を受けて、公平で迅速な補助金の交付ができるような対策を検討するよう要請したところであります。

また、イタチやアナグマなど小動物の農産物被害に対しての支援はないのかただしましたところ、タヌキとアナグマがそれぞれ1匹に3,500円、カラス1羽に600円の捕獲報奨金制度があり、今年は特にアナグマの被害が増えており、町鳥獣被害防止対策協議会で小動物用の捕獲わなを10基購入し、貸し出しする計画とのことであります。

9目担い手育成費には、中心経営体等施設整備事業費に646万2,000円が計上されております。この事業は、農地中間管理機構事業で、賃借権の設定を受けた経営体や新たな技術を活用した農業機械を導入する経営体が対象となり、虎居地区1経営体、求名地区3経営体が採択されたとのことであります。

質疑の中で、町内の認定農業者の加入、脱退の状況についてただしましたところ、高齢や病気などの理由で、今年は14経営体が再認定を辞退されたが、兼業農家等で新しく3人ほど認定されたとのことであります。

次に、10款5項社会教育費の関係であります。

7目文化振興費には、文化庁並びに公益社団法人落語芸術協会主催の「令和3年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」として、落語四人会の開催費2万1,000円が計上されております。

質疑の中で、チケット販売が予定額に達しないときの対応についてただしましたところ、コロナ禍で状況を見ながらの販売になるが、販売目標は100枚であり、目標に達しなくても開催への影響はないとのことであります。

次に、11款1項農林水産施設災害復旧費の関係であります。

2目林業施設災害復旧費には、昨年7月の豪雨による林道運床線地すべり災害復旧工事費に9,733万7,000円、本年7月の豪雨災害復旧工事費に2億1,800万円が計上されております。

昨年7月の豪雨で発生した林道運床線の災害原因についてただしましたところ、豪雨により地下水が上昇し、土塊ごと動いたことが原因であるとのことであります。

また、今回の災害については、昨年7月に発生したあとも災害箇所が動き続けていたが、今年になり収束したため、令和3年災害になるとのことであります。

次は、「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

収益的収入では、消費税還付金294万1,000円を計上し、収益的収入の総額を4億2,411万7,000円とするものであります。

収益的支出は、人件費及び消費税をそれぞれ減額し、収益的支出の総額を4億772万円とするものであります。

資本的収入では、本年度事業予定の北原第1水源地ほかへの非常用発電設備整備に対し、電源立地地域対策補助金が決定見込みとなったため650万円追加し、資本的収入の総額を2億1,126万6,000円とするものであります。

資本的支出では、佐志地区の配水池築造基本設計委託や町道鶴田中学校線の配水管布設替工事等4,245万円を追加し、資本的支出の総額を3億8,854万7,000円とするものであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

[新改 幸一議員降壇]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第54号及び議案第55号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」及び「議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」の議案2件について、一括して採決します。議案第54号及び議案第55号の議案2件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第54号 さつま町個人情報保護条例及びさつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」及び「議案第55号 さつま町工業開発等促進条例の一部改正について」の議案2件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第56号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第56号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第57号から議案第59号までの議案3件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から、「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件について、一括して採決します。議案第57号から議案第59号までの議案3件に対

する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第57号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から、「議案第59号 令和3年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

---

△日程第8「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第9「議案第62号 令和2年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第10「議案第63号 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第8「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、日程第10「議案第63号 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。それでは、議案第61号から議案第63号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものでございます。

令和2年度、国におきましては、厳しい地方財政の現状等を踏まえまして、人づくり改革の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に対応するための経費、また、社会保障関係費の増加を適切に反映した予算措置がなされたところでございます。歳入面では、地方の安定的な財政運営に必要な財源につきまして、前年度の水準を下回らないとすることを基本とした地方財政対策が講じられたところであります。

本町の令和2年度の当初予算につきましては、第二次総合振興計画について、同年度が前期基本計画の最終年度であることを踏まえ、各政策の目標の達成状況等を認識した上で、後期計画への円滑な移行ができるような取組をはじめ、まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに事務事業評価の結果、改善の反映、マニフェストの推進等を基本に編成を行ったところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策及び災害復旧対策を優先課題としながら、今後も掲げました各種の施策を進めていくために、事務事業評価による見直しを図るとともに、自主性、主体性を重視し、時代とニーズに即したさらなる住民サービスの向上のため、町民の皆様と一体となり、全力で取り組んでまいります。

今後におきましても、引き続き議会をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、各会計の決算状況について申し上げます。

まず、一般会計であります。令和2年度の決算につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策等により、歳入歳出の決算額がともに大きく増加しているところでございます。

歳入決算額につきましては、172億5,505万6,000円となり、前年度に比べ33億2,161万5,000円、23.8%の増となっております。

また、財源内訳につきましては、町税や分担金及び負担金、使用料及び手数料などの、いわゆる自主財源の全体に占める割合が27.6%となり、また、地方交付税や国県支出金などの依存財源が72.4%となったところであります。

自主財源比率の全体に占める割合は低く、依然として国県などへの依存財源の割合が高い状況にあります。

歳出決算額につきましては、162億7,721万5,000円となり、前年度に比較しまして32億939万2,000円、24.6%の増となったところであります。

歳出決算額を性質別に見ますと、新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業による補助費等をはじめ、普通建設事業費、災害復旧事業費、物件費並びに扶助費等が増となった一方で、積立金並びに公債費等が減となったところであります。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は9億7,784万1,000円となり、これから翌年度に繰り越すべき財源1億906万円を差し引いた実質収支は、8億6,878万1,000円の黒字となったところであります。

主な財政指標では、経常収支比率が92.3%から92.5%となり、0.2%上昇しております。

この主な要因としまして、公債費、補助費等、維持補修費などの経常経費が減少しているものの、町税や普通交付税の大きな減により、指数の分母となる経常一般財源が減少した影響が大きいものと考えているところであります。

また、実質公債比率は、令和2年度においても着実に改善し、3年間の平均値が4.0%となり、前年度に比較しまして0.2%改善したところであります。

基金の状況につきましては、財政調整基金が2億1,800万5,000円の減となり、特定目的基金においては、文化施設建設基金並びにふるさとさつま応援基金等を積み立てたものの、基金の総額では8,637万6,000円の減で、87億5,789万7,000円となったところでございます。

次に、特別会計についてでございます。

まず、国民健康保険事業特別会計であります。歳入決算額33億1,321万1,000円、歳出決算額31億6,478万5,000円、差し引き1億4,842万6,000円の黒字となっております。

歳出決算額の保険給付費の総額は23億135万7,000円で、歳出全体の72.7%を占めておりまして、前年度と比較しまして4,421万円、2.0%の増となったところでございます。

今後とも引き続き生活習慣病のこの早期発見、早期治療につなげ、さらに被保険者の生活改善につながるような個別面接型の保健指導を実施し、重症化予防に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入決算額3億5,969万2,000円、歳出決算額3億5,666万9,000円、差し引き302万3,000円の黒字となっております。

歳出決算額のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が3億4,693万4,000円を占めており、歳出額全体の97.3%となっております。

次に、介護保険事業特別会計でございます。歳入決算額35億5,838万6,000円、歳出決算額33億526万1,000円、差し引き2億5,312万5,000円の黒字となっております。

ます。

歳出決算額につきましては、対前年度比較で7,727万7,000円、2.4%の増となっており、うち保険給付費の総額が29億4,621万9,000円で、前年度と比較いたしまして2,393万4,000円、0.8%の増となったところであります。

また、介護認定者数につきましては1,782人で、第1号被保険者の認定率が20.9%となり、前年度と比較しまして0.2%の減となりました。

今後におきましても、給付の適正化や介護予防、日常生活支援総合事業など、この充実を図りながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。歳入決算額5,391万8,000円、歳出決算額4,764万7,000円、これから翌年度に繰り越すべき財源130万円を差し引いた実質収支は、497万1,000円の黒字となっております。

また、加入戸数は412戸で、前年度と比較しまして5戸の増となっておりますけれども、今後におきましても加入促進を図りながら、区域内の水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

なお、令和2年度の具体的な施策、成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書のとおりでございます。

続きまして、「議案第62号 令和2年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。

上水道事業につきましては、年度末現在給水人口が1万8,978人で、前年度に比べ400人の減、年間総給水量は210万9,941立方メートル、1万4,846立方メートルの増となっております。

経理の状況につきましては、収益的収支におきまして収入総額が4億116万2,000円、支出総額が3億9,719万2,000円で、差し引き397万円の純利益となったところであります。

令和2年度の総利益額につきましては、前年度に比べ374万4,000円増加しておりますけれども、水道使用料が前年度よりも増加したことや、職員人件費などの経常経費の削減が要因と分析いたしているところであります。

資本的収入におきましては、収入総額7,448万3,000円に対し、支出総額2億6,186万2,000円で、不足する額1億8,737万9,000円につきましては、損益勘定留保資金、建設改良積立金及び消費税調整額で補填しているところでございます。

主な施設整備としまして、五日町地区の水量、水圧不足の解消のため、加圧施設整備に着手したほか、老朽施設の更新として鶴田中央地区の石綿管や紫尾浄水場の電気制御盤、上向水源地の送水ポンプなど、機械設備の更新にも努めたところであります。

また、鶴田中央地区、川口中継ポンプ場におきましては、国の電源立地地域対策補助金を活用して、非常用発電設備を整備し、停電時でも安定した水の供給ができるよう努めたところであります。

次に、「議案第63号 令和2年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

当年度の未処分利益剰余金2,072万5,020円のうち、令和2年度の決算におきまして、資本的支出に対し資本的収入の不足する分の補てん財源として、建設改良積立金を1,055万9,777円使用したため、使用後の未処分利益剰余金を資本金へ組み入れようとするものであります。

水道事業につきましては、給水人口は年々減少し、反面施設は老朽化が進む中、経営環境は厳しくなる傾向にありますけれども、効率的な事業経営の推進によりまして、安全、安心なこの水の安定した供給に努めてまいります。

ただいま御説明しました議案のうち、議案第62号につきましては、同法第30条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、同条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

また、議案第63号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、令和2年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、住民福祉の向上及び社会資本の整備並びに水道事業の健全経営に努めてきたところであります。

最後に、議員各位の御理解と御協力に対し深く感謝を申し上げますとともに、併せましてよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時40分とします。

---

休憩 午前10時26分

---

再開 午前10時37分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第61号から議案第63号までの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○柏木 幸平議員

ここで動議を提出いたします。

ただいま議題となっています議案第61号から議案第63号までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることを望みます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま柏木幸平議員から、議案第61号から議案第63号までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、「議案第63号 令和2年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議を議題として採決します。

お諮りします。この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、「議案第63号 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議は、可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、新改幸一議員、上圀一行議員、中村慎一議員、上別府ユキ議員、有川美子議員、古田昌也議員、岸良光廣議員、柏木幸平議員、以上の8人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより決算特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、決算特別委員会において互選することになっております。

さらに、同条第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから決算特別委員会を招集します。

委員会の場所を第2委員会室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

---

休憩 午前10時41分

---

再開 午前10時55分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので報告します。

委員長に上圀一行議員、副委員長に古田昌也議員、以上のとおりであります。

---

△日程第11「発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第11「発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

ただいま議題となりました「発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源

の充実を求める意見書の提出について」議案の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、地方自治体において感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災、減災、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られていることから、地方税財源の充実が不可欠でございます。

全国の町村議会が一丸となって強く要望することの重要性に鑑み、さつま町議会としましても5つの要望項目を実現されるよう、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に意見書を提出しようとするため、提案するものでございます。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております発委第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託は行いません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の字句等の整理、提出手続等については、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続等については、議長に委任することに決定しました。

---

△日程第12「報告第7号 令和2年度健全化判断比率の報告について」、日程第13「報告第8号 令和2年度資金不足比率の報告について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「報告第7号 令和2年度健全化判断比率の報告について」及び日程第13「報告第8号 令和2年度資金不足比率の報告について」の報告2件を一括して議題とします。

各報告について内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、報告第7号及び報告第8号の2件につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

「報告第7号 令和2年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第8号 令和2年度資金不足比率の報告について」でございます。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を同法第22条第1項の規定に基づき資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「報告第7号 令和2年度健全化判断比率の報告について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

続きまして、「報告第8号 令和2年度資金不足比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことは、ありませんか。

○新改 幸一議員

ただいまのこの比率の関係の説明があったんですが、新人議員の皆さん方も今年いらっしゃいますので、できればこの数字の在り方ですね。高い数値があってもいいのか、低くてもっと低い数字がいいのかという、そこところが新人議員の皆さん全然判らんという考えていらっしゃいますので、そこ辺りを具体的にですよ、数字的にこの実質赤字比率はこういう数字が基準であって、こういう下がっていったほうがいいんです、上がったほうがいいんです、そういう何か説明をつけた資料を頂けないでしょうかということでしたので、そういうのもできれば出して、うちのさつま町だけのこの数値だけの説明じゃなくて、できれば近隣の市町村の在り方というのが分かれば、そういうのも参考として頂ければありがたいと、そういうことの要望でございます。

以上です。

○財政課長（富満 悦郎君）

資料といたしましては、主要施策の成果説明、黄緑色の説明書の中の85ページのところに、この健全化判断比率についての資料を示してあるところでございます。

この中で、第3表の3、実質公債比率が4.0ということでありまして、この比率は低ければ低いほどよいということで、それぞれ早期健全化基準、それから財政再生基準ということでもあります。低ければ低いほどよいということです。

赤字は赤字になったときに比率が出るということで、1番と2番、実質赤字比率、連結赤字比率は、ここに数字が出ないほうが当然いいというようなことの方です。

4番の将来負担比率についても、そのような考え方でございます。

また資料が必要であれば、こちらのほうからお出ししたいと思いますので、お願いします。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○財政課長（富満 悦郎君）

すいません、答弁が。近隣の状況でありますけれども、県内、これ去年の資料になりますが、1番目の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、それぞれ赤字の団体というのは、ないというようなことであります。

実質公債比率につきましては、県内平均値で6.7、将来負担比率で8.5という数字が出ています。

あと資金不足比率につきましては、県内で2会計が資金不足比率があるということで、結果が出ているようでございます。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの説明資料については、後日提出をされるように要請をいたしておきます。

ほかに質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告2件を終わります。

---

#### △日程第14「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

---

#### △日程第15「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15、「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### △閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 森 山 大

さつま町議会議員 新 改 秀 作